



不法行為の国際裁判管轄：涉外製造物責任訴訟を中心にして

蔡，華凱

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2001-09-30

(Date of Publication)

2008-07-23

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲2394

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002394>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 学 位 論 文
論 文 題 目

不法行為の国際裁判管轄
— 渉外製造物責任訴訟を中心に —

専 攻 : 国際私法
指導教官 : 中野俊一郎教授
学籍番号 : 969D033J
氏 名 : 蔡 華凱
提出年月日 : 平成13年7月10日

目次

序章 問題の所在		1
第一章 日本法における製造物責任訴訟の国際裁判管轄		5
第一節 国際裁判管轄総論		5
第二節 国際民事訴訟法における製造物責任の法性決定		12
第三節 国際製造物責任訴訟の管轄原因		21
第四節 国際裁判管轄の審査		34
第五節 国際製造物責任訴訟における「特段の事情」論		38
小括		40
第二章 アメリカ法における製造物責任訴訟の管轄問題		
－「通商の流れ」理論を中心として－		42
第一節 アメリカ合衆国の対人管轄総論		42
第二節 製造物責任訴訟における管轄原因		56
第三節 通商の流れ理論に関する合衆国最高裁の判例		66
第四節 各巡回区控訴裁判所の動向		73
第五節 管轄審理の手続		81
小括		87
第三章 EU 規則における不法行為管轄		89
第一節 EU 規則概説		89
第二節 不法行為地裁判籍の規定		94
第三節 検討		106
小括		108
第四章 新ハーグ条約準備草案における不法行為管轄		110
第一節 条約準備草案審議の経緯		110
第二節 条約準備草案における不法行為管轄規定		113
第三節 製造物責任事件における他の管轄原因		119
第四節 検討		119
小括		122
終章 結論		123
参考文献		131

序章 問題の所在

地球規模での人的・経済的交流の活発化に伴い、今日の国際社会では、契約・不法行為といった分野において、国境を越えた民事紛争の合理的解決方法への要求が、かつてないほどの高まりを見せている。このような渉外的私法紛争の規律は、例えば、国際航空機事故に関するワルソー条約のような国際条約で行われることもあるが¹、その大部分は、各国の国内法である国際私法・国際民事訴訟法に委ねられてきた。しかしそこでは、各国がそれぞれ独自の秩序観念や伝統に基づく司法制度、法体系を持つことのほか、自国民・自国法人保護への配慮などもあって、必ずしも国際的に統一した形で法的規律が行われてきたとは言い難い。国際裁判管轄は、このような国境を越えた民事紛争について、どの国の裁判所が裁判をなすべきかという問題である。

法廷地の裁判所が、提起された涉外民事訴訟に対して国際裁判管轄を持つか否かは、多くの場合、訴訟の勝敗を決する。なぜなら、国家間での移送制度がないため、一旦管轄がないと判断すると、受訴裁判所としては、訴えを却下する外はないからである²。その意味で、国際裁判管轄の有無を判断することは、決定的意味をもつと言っても過言ではない。

国際裁判管轄の決定は、法廷地の決定を意味する。しかし、法廷地の決定は、単なる裁判所の物理的所在の問題にとどまるものではない。当該訴訟の本案に適用される実体準拠法は、法廷地の国際私法により決定され、また、適用手続法は原則として法廷地のそれ(*lex fori*)であるとされる³。のみならず、言語・法制度・社会習慣の異なる外国裁判所での訴訟を強いられるのか、それとも内国裁判所での法的救済を認められるのかは、当事者にとって、實際上重大な意味を持つことが多い。それに加えて、実体法上いくら権利があろう

1 国際民事訴訟法に関する条約について類型的に考察するものとして、高桑昭「民事手続法に関する多数国間条約」澤木敬郎＝青山善充編・国際民事訴訟法の理論〔1987年〕520頁以下、同「国際裁判管轄権に関する条約の立法論的考察」三ヶ月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新』上巻〔1991年〕327頁以下。

2 訴訟判決は限られた既判力しか生じないと解される。即ちそれは、訴え却下の理由とされた訴訟要件についてのみ生じ、他の訴訟要件については生じない。高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔1997年〕520頁以下。そのため、国際裁判管轄についても、理論上、前訴で遮断されない管轄原因に基づいて再訴することができると考えられるが、原告に優遇しすぎる結果になることから、高橋教授は、国際裁判管轄の不存在を理由とする訴え却下判決の既判力は全ての管轄原因について生じ、再訴を不可能にすると主張している。高橋弘志「国際裁判管轄における原因符合」原井龍一郎先生古希祝賀・改革期の民事手続法〔2000年〕326、327頁。

3 「手続法は法廷地法による」の原則について、澤木敬郎「『手続法は法廷地法による』の原則について」立教法学13号38頁〔1974年〕、山本和彦「『手続は法廷地法による』の原則の相対化」判タ841号18頁〔1994年〕、小島武司＝石川明編・国際民事訴訟法〔1994年〕174頁（森勇）、櫻田嘉章「『手続は法廷地法による』の意義」国際私法の争点（新版）216頁〔1996年〕。

とも、手続上の問題処理を誤れば救済されない場合が生じうるし、救済されるとしても、法廷地や準拠法が変われば、救済の範囲が大きく異なることもありえよう。

1981年の最高裁マレーシア航空事件判決以来、財産関係事件に関する国際裁判管轄の議論は、主として国際裁判管轄の決定方法いかんという総論的方法をめぐって展開されてきた。しかし、渉外的要素を含む民事紛争の増加に伴い、総論的方法論の確立のみならず、各論的ルールを整備もまた強く求められるに至っている。加えて、交通・通信手段の高度化がわれわれの日常生活に浸透した結果、渉外的法律関係もまた極めて多様なものになっているため、各論的な研究領域の射程が拡大することは必至である。従って、各論的領域において、研究が未だ十分でないテーマは少なくない。とりわけ、国際製造物責任事件は、更なる研究の深化が強く望まれる分野の一つといえることができる。

国際民事訴訟法上、製造物責任を特殊な類型の責任と性質決定し、独自の管轄ルールによらしめようとする学説も提唱されるが、むしろ、製造物責任を一種の不法行為と捉え、加害行為地と結果発生地の双方を不法行為地と見て、そこに管轄を認める考え方が一般的であり、これについては比較法的にも広範な一致が見られる⁴。

もっとも、製造物責任事件に関する国際裁判管轄の問題は、一般の不法行為事件とは異なり、通常、次のような特徴を有する。即ち、欠陥のある商品が、地球的規模での商品流通、ないし活発化した人的交流のもとで、世界各地で転々流通した結果、予想もしなかった場所で人身損害を惹起する。そこで、被害者たる原告による訴訟追行と、加害者とされる被告の訴訟防御において問題が生じる。換言すれば、製品の設計・製造、販売などが行われる場所（加害行為地）と、人身傷害が発生する場所（結果発生地）が異なり、それらが複数の国家・法域に跨ることになる。かような隔地的不法行為の類型において、原・被告の権利保護を如何に実現するかは、決して容易に解決できることではない。そのため、国際製造物責任事件においては、国際訴訟競合や国際的な判決抵触の可能性が大きくなり、

4 アメリカにおける製造物責任は、不法行為法上の厳格責任 (strict liability in tort)、過失に基づく不法行為責任 (negligence)、契約に基づく保証責任 (warranty)、並びに不実表示責任 (misrepresentation) と並ぶ法理として、不法行為責任の一種であると法性決定されている。これについては、樋口範雄「アメリカの製造物責任法」東京海上研究所編・製造物責任体系Ⅰ理論編〔1994年〕50頁以下、土井輝生・アメリカ製品責任法〔1983年〕、松本恒雄「アメリカにおける製造物責任」判タ673号86頁〔1988年〕。また、EC 及び EFTA 諸国の法状況につき、代表的なものとして、加藤雅信編著・製造物責任法総覧〔1994年〕279-379頁、小林秀之＝吉野正三郎監修・国際製造物責任法〔1993年〕、須網隆夫＝Mary Sharp＝浦川道太郎＝新美育文＝三井俊紘「ヨーロッパの製造物責任」前掲製造物責任大系Ⅰ理論編第3章。訴訟手続の問題について詳しく論じるものとしては、吉野正三郎「西ドイツの製造物責任訴訟」判タ673号105〔1988年〕、とくに訴訟物の構成と管轄決定との関係については、同・106-107頁を参照。また、比較法的視点から手続問題を考察するものとしては、小林秀之＝原強＝伊藤茂幸「アメリカにおける製造物責任訴訟の手続上の諸問題」判タ673号121頁〔1988年〕、小林・前掲製造物責任大系Ⅰ理論編第6章がある。

その結果、被害者が救済の道を閉ざされたり、欠陥製品の製造者が制裁を免れることになりかねない。

製造物責任法の内容は国によって異なるが、その主たる目的は、欠陥製品により損害を蒙った被害者の立証責任を軽減することによって、被害者の保護を達成することにある。それに加えて、国際製造物責任事件は、非対等当事者間に発生することが少なくない。例えば、国際的市場に進出している多国籍企業を相手方とする場合、資力に乏しい個人が法的救済を求めることは非常に困難であろう。そうだとすれば、弱者保護の要請が強く働く場合に、製造物責任事件の国際裁判管轄について、合目的的管轄政策の確立とともに、現在正当性が認められている管轄原因を制限すべきか、あるいは、ほかに柔軟な枠組みを模索すべきかが、再考に値するように思われる。

このような問題意識に基づき、本論文は、日本法、アメリカ法、2001年に規則化された、「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の執行に関する条約」（以下においてはEU規則と略す）、及び「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案」（以下においては新ハーグ条約準備草案と略す）の比較研究を行うことによって、製造物責任事件の国際裁判管轄問題に何らかの示唆が得られないかを検討するものである。

まず第一章では、日本法の状況を考察する。国際裁判管轄の決定方法に関する総論的議論を概観したうえで、国際民事訴訟法上における製造物責任の法性決定について、国際私法上のそれとの相違を比較し、検討を行う。そして、具体的管轄原因の検討に先立って、当事者間の公平、裁判の適正、迅速、経済といった総論的管轄政策、不法行為地の特別裁判籍における各論的管轄政策、更に製造物責任事件における被害者保護という法目的及び非対等当事者間の訴訟であるという特徴に基づいて、その然るべき管轄政策を検討する。その後、国際製造物責任訴訟の具体的管轄原因、即ち、不法行為地の特別裁判籍、事務所・営業所所在地の特別裁判籍、被告の普通裁判籍等の当否を検討し、また、国際裁判管轄の審査について、とりわけ管轄原因事実と請求原因事実が競合する場合の手続問題について、学説・判例の状況を把握する。最後に、国際裁判管轄判断の柔軟性を保つ「特段の事情」論について、国際製造物責任訴訟において判例が考慮する事情を明らかにする。

第二章ではアメリカ法の状況を概観する。アメリカ法における裁判管轄のアプローチは、主に合衆国最高裁による判例法理の確立によって発展してきた。従って、合衆国最高裁によるいくつかの判例は、この分野における研究の対象として必要不可欠である。まず、州裁判所による管轄権行使の限界は、1877年の *Pennoyer v. Neff* 事件判決において、属地主義の原則及び合衆国憲法第14修正におけるデュー・プロセス（due process; 適正手続）条項により制約されることが確立された。その後、州際間の人的交流や貿易の発達に対応するために、属地主義の原則よりも柔軟なアプローチが必要となり、様々な理論が工夫創出されつつあった。そこで、合衆国最高裁は、1945年の *International Shoe Co. v. Washington* 事件判決において、はじめて一般管轄と特別管轄という概念区分を導入し、州外被告に対する特別管轄権の行使について、州外被告と法廷地州との間に「最小限の関連」が必要と判示した。かかる「最小限の関連」理論の内容は、更に1958年に、同最高裁の *Hanson v. Denckla* 事件判決により洗練された。他方、製造物責任訴訟の管轄問題、とりわけ事故発生地管轄の当否については、いわゆる「通商の流れ」理論がしばしばアメリ

カの下級裁判所において用いられてきた。かかる「通商の流れ」理論は、1980年に、合衆国最高裁の *World-Wide Volkswagen Corp. v. Woodson* により追認されたが、同最高裁は、事故発生地での応訴について、被告の「予見可能性」があるかどうかを顧慮する必要があると指摘する。更に、同最高裁は、1987年の *Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court* 事件判決において、「通商の流れ」理論により厳格な要件を付加すべきかどうかについて、絶対多数意見に至らない判決を下した。従って、「通商の流れ理論」の妥当性は流動的な様相を呈している。そこで、本章では、*Asahi* 事件判決以降、各巡回区の連邦控訴裁判所が下した判例を中心に調査することによって、現在のアメリカにおける同理論の妥当性を明らかにする。最後に、アメリカ法における管轄判断の手續について、とりわけ管轄原因事実と請求原因事実が競合する場合の原告の証明責任の基準について、独自の判例理論を確立した第1巡回区連邦控訴裁判所の判例を紹介する。

第三章では、規則化されたブラッセル条約における不法行為裁判籍の規定、及びそれについての欧州司法裁判所による裁判例を考察する。まず、ブラッセル条約の目的、成立の経緯、条約の解釈等を概観する。そして、条約5条3号の立法論的問題点を明らかにした上、同条同号に関する欧州司法裁判所の裁判例、及び改正を伴う規則化された規定についての検討を試みる。そこで、損害発生地管轄の妥当範囲につき重要な判断を下した *Shevill* 事件判決について、準拠法選択と国際裁判管轄の関係、及び関連請求に基づく国際裁判管轄の可否、即ち、国際民事訴訟法における訴えの客観的併合の可否について、検討を試みる。

第四章では、新ハーグ条約準備草案における不法行為の特別裁判籍の規定について考察する。まずは、条約の目的、審議経過、大陸法諸国と英米法諸国の対立状況について概観する。本条約準備草案に対する理解、とりわけ、アメリカ法と大陸法諸国との管轄規則に関する対立構造についての理解は、前三章での整理・論述の延長線上に立つものである。この対立構造の下でも、認識が共通する部分がないわけではなく、本条約準備草案の採択に向けての審議状況そのものが、国際社会における議論や関心の相違を止揚し、万国共通の解決策を模索・提示するものであるといえよう。本条約の成否はさておいて、準備草案に至るまでの審議の過程そのものが、今後の国際裁判管轄に関する立法論的考察や、英米法と大陸法の間での比較法研究について大きな意義をもつことは、多言を要しないであろう。

最後に、各章でみた法状況を総括したうえで、製造物責任訴訟の国際裁判管轄につき、いかなる解釈論をとるべきかが、終章で検討される。

第一章 日本法における製造物責任訴訟の国際裁判管轄

第一節 国際裁判管轄総論

本章においては、日本法における製造物責任の国際裁判管轄を扱うが、それに先立ち、日本における国際裁判管轄の決定についての総論的議論についても検討しておく必要がある。

一 学説

国際裁判管轄の存否を決定する解釈の方法につき、学説は多様に分かれており、その分類整理の仕方も論者により異なるが、大別して以下のように理解してよいであろう¹。

1 逆推知説（類推適用説）

逆推知説によれば、国際裁判管轄は、民事訴訟法の国内土地管轄に関する規定から逆に推知する他はなく、民事訴訟法上の裁判籍が日本国内にある場合に、原則として日本の裁判権の処理事項と解すべきである²。こういった解釈方法によれば、国際裁判管轄は原則として国内土地管轄（内国裁判籍）の総和に等しいことになり、国内土地管轄に関する規定は、実質的には国内管轄、国際裁判管轄の双方を決定する二重の機能を持つこととなる。

逆推知説は実定法の条文を根拠にするため、予測可能性・法的安定性に富むものの、国際裁判管轄の特殊性に対する配慮を欠くと批判される。

2 管轄配分説（条理説）

逆推知説に対して管轄配分説は、国際裁判管轄の問題を、国際民事訴訟法の基本理念たる条理、つまり当事者間の公平、裁判の適正、手続の迅速などに基づいて、国際的な規模で管轄の場所的配分を行うものと捉える見解である。但し、民事訴訟法の国内土地管轄の規定は、管轄の場所的分配という点で、国際裁判管轄と同性質のものであるので、それらの規定は、国際的考慮を加えて修正した上で、条理の中に取り入れることができるとする³。

基本的に民事訴訟法上の国内土地管轄規定に依拠するこの両説に対して、民事訴訟法から離れて、国際裁判管轄決定に際して問題となるファクターを独自に考慮していこうとする学説として、次のものがある。

1 他の整理方法について、高橋・47頁以下、山本和彦・439頁以下、渡辺惺之「国際裁判管轄」民訴法の争点（新版）66-67頁〔1988年〕、小林秀之「国際裁判管轄」民訴法の争点（第3版）272-273頁〔1998年〕がある。

2 兼子一・民事訴訟法体系〔1956年〕66頁、江川英文「国際私法における裁判管轄権」（3・完）法協60巻3号〔1942年〕374頁、斎藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二編・注解民事訴訟法〔第2版・1994年〕211頁（斎藤秀夫）。

3 池原・18頁、池原＝平塚・14頁、新堂・77頁、青山善充「国際的裁判管轄権」民事訴訟法の争点51頁〔1979年〕。

3 利益衡量説

個別事件における諸々の利益、つまり当事者の利益や便宜、事案の内容、性質、一定の国と事件との牽連性などを総合的に衡量判断して管轄を決定しようとする見解である。国内土地管轄規定は、当初は国際裁判管轄規定としての意義をも与えられていたとしても、現在では、弱者保護の要請や法廷地国と当該事案との密接関連性がより重視されるべきであって、管轄の基礎づけとして、民事訴訟法のどの土地管轄規定を援用するかは、「単なるレッテル貼り」に過ぎない、とされる⁴。

4 新類型説

民事訴訟法の土地管轄に関する規定の条文から離れて、各論を整理しようとする立場である。即ち、民事訴訟法の規定は、国際裁判管轄に関する条理を形成するための参考資料の一つにすぎないとして、外国法や、ブラッセル条約のような日本が加盟していない条約等と同列に扱う考え方である。これは、利益衡量説が管轄の決定を予測不可能にし、不確実・不安定にする欠点があることに鑑みて、法的安定のための明確なルールの確立を目指しながら、あわせて、ルール定立の際には考慮に入れられなかった具体的事件の特殊事情をも特段の事情として考慮に入れることにより、管轄行使の可否の判断に修正の余地を残すという枠組みを提示する⁵。

利益衡量説は、個別事案に対する柔軟な処理が可能になるという点で優れるが、その反面、明確な基準がなく、予測可能性、法的安定性に問題があり、訴訟引き延ばしに利用される恐れがある。新類型説は、すべての事件をカバーする類型を立てることができるように見えるが、実際にかような類型を立てる作業は容易ではない。従って、後二者を支持す

4 石黒・現代291頁以下、同講座民訴27頁。このような見解に依拠するものとして、東京地中間判昭54・3・20判時925号78頁がある。本件の事案は次のようなものである。即ち、タイ国バンコック市内の日本レストランに勤務していた日本人原告Xは、被告Y1（日本法人）の現地駐在員Y2（日本人）が運転するY1所有の自動車に同乗中、車が対向車線に突込み対向車と衝突し、重傷を負った。そこでXは、帰国して入院・治療を継続するとともに、東京地裁でY1、Y2を相手方として不法行為に基づき損害賠償を請求した。Y1Y2は、日本の国際裁判管轄を争って本案前の抗弁を提出したが、東京地裁は、まず一般論として、国際裁判管轄の決定方法は、訴訟の審理が適正、公平、能率的に行われるか否かという、国際民事訴訟法上の条理によるべきであるとしたうえ、端的に当事者の利益や便宜、事案の内容などの諸事情を総合勘案し、衡量判断によって管轄を肯定した。即ち、日本とタイ国との間では、司法共助により本件事故の証拠調べを行うことが可能であること、日本法人であるY1が日本で応訴することは不便とはいえないこと、Xは高度の身体障害者になっており、日本で治療を継続中であるほか、禁治産宣告を受けたことなどからすると、日本での応訴によりY2が被る不利益は、タイ国での訴訟追行によりXが被る不利益と比べて軽微であること、等の諸事情である。本件の判評として、渡辺惺之・ジュリ715号110頁〔1980年〕がある。

5 道垣内・109頁、松岡・大系274頁。

る者は少なく、学説は前二者を中心に分布していた。だが、このような学説の状況は、以下で述べるマレーシア航空事件最高裁判決が下された後、大きく変化してゆく。

なお、これらのほか、製造物責任の国際裁判管轄問題を議論するに際して、財産関係事件における国際裁判管轄決定の一般的方法としてアメリカ法のアプローチを採用し、被告と法廷地との関係自体を重視すべきであるとの見解もあるが、その当否については、第二節で更に検討する。

二 マレーシア航空事件最高裁判決

昭和56年に下された、いわゆるマレーシア航空事件最高裁判決⁶は、財産関係事件の国際裁判管轄に関する判例法理の構築において極めて重要な地位を占める判例となった。

この事件は、ペナンからクアラルンプールに向かうマレーシア航空の国内線旅客機が、マレーシア国内においてハイジャックされ墜落し、乗員乗客の全員が死亡したため、乗客の一人であった日本人の遺族がマレーシア航空を相手方として、日本の裁判所で旅客運送契約の債務不履行を理由として損害賠償請求訴訟を提起した、というものである。マレーシア航空は東京に営業所を有してはいるものの、この日本人乗客はマレーシア国内で航空券を購入したもので、東京の営業所に直接関わるものではない。又、この事件は国内航空事件なので、ワルソー条約の適用はない⁷。

日本の最高裁は、次のように判示して、マレーシア航空が日本に営業所を有することを理由に、日本の国際裁判管轄を認めた。即ち、「思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事

6 最判昭56・10・16判時1020号9頁。本件判決の評釈として、澤木敬郎「裁判管轄権再考」際商9巻12号611頁〔1981年〕、塩崎勤・ジュリ758号87頁〔1982年〕同「『マレーシア航空機事故』損害賠償請求事件上告審判決について」際商10巻14頁〔1982年〕、青山善充・法学教室16号83頁〔1982年〕、同民訴法判例百選（第2版）20頁〔1982年〕、小原喜雄・判時1085号（判評296号）201頁〔1982年〕、平塚真・ジュリ770号139頁〔1982年〕、高桑昭・涉外判例百選（第3版）197頁〔1997年〕、山田鐸一・民商88巻1号100頁〔1983年〕がある。

7 ワルソー条約（国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約）において、国際裁判管轄に関する28条1項は、運送人の責任に関する訴えについて、締約国内の領域内にある①運送人の住所地、②運送人の主たる営業所の所在地もしくは③運送人が契約を締結した営業所の所在地の裁判所または④到達地の裁判所のいずれかに提起しなければならないことを定めている。この規定について、斎藤彰「航空機事故訴訟の国際裁判管轄」涉外判例百選（第3版）204頁〔1995年〕、原茂太一「ワルソー条約における裁判管轄について」空法265号51頁〔1985年〕がある。

件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることを否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状の下においては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当であるが、「わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、例えば、被告の居所（民訴法2条〔筆者注：現行法4条2項に対応。以下同じ〕）、法人その他の団体の事務所または営業所（同4条〔現4条4項、5項〕）、義務履行地（同5条〔現5条1号〕）、被告の財産所在地（同8条〔現5条1号〕）、不法行為地（同15条〔現5条9号〕）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うというべきである」と。

マレーシア航空事件判決に対する学説の批判は、総論的アプローチの当否と、外国法人が日本に営業所・事務所を有する場合の普通裁判籍如何についての各論的検討の二点に分かれる。

まず、本件判決の総論的アプローチについては、批判的な論調が多い。即ち、判旨前段では管轄配分説の理念を説きながら条理判断であることを強調し、後段では、結局のところ、逆推知説の帰結を採るに至るその相矛盾した本件判決の構造は、論理が一貫せず混乱が窺える、と⁸。また、本件判決の背後には、原告にとって内国裁判所による権利保護の必要性、即ち、遺族に相当な賠償を得る機会を与えようとする考慮が働いていたという特殊な事情があったことが明らかになっており、本判決の射程距離については検討を要すると示唆した上で、困難な事件類型について国際裁判管轄を肯定した一つの事例判決と位置づけ、その一般法理化に反対する見解が有力である⁹。

次に、本件判決は、具体的に被告が民事訴訟法4条3項（現4条5項）による普通裁判籍を日本に有することを理由として、国際裁判管轄を認めた。これは、管轄配分説から非難を浴びるところである。つまり、外国法人が日本に営業所を有する場合に、当該外国法人に対する請求につき国際的裁判管轄を認めるべきか否かについては、民事訴訟法4条3項によってではなく、同法9条（現5条5号）を類推適用すべきである、と管轄配分説の論者は主張している。なぜなら、外国法人が日本に営業所を有するとしても、その日本における営業所の業務と全く関係がない訴訟について、その応訴を強制することは、当事者間の衡平に反する結果になると考えられるからである¹⁰。従って本件の結論を支持するも

8 小林・動向（下）30頁、渡辺惺之・民訴法判例百選（新法対応補正版）41頁〔1998年〕。他方、本件で最高裁は逆推知説に立っていると解する学説も少なくない。塩崎・前掲ジュリ87頁、青山・前掲83頁、平塚・前掲139頁。

9 塩崎・前掲ジュリ87頁、渡辺・前掲41頁。

10 池原・23頁。

の、むしろ他の理由づけで日本の管轄を認めるべきであったとの批判がある¹¹。民訴法4条5項を国際裁判管轄に類推することの可否という問題は、製造物責任の国際裁判管轄に大きく関連するので、第3節3の2で更に検討される。

三 特段の事情論

上で述べたように、マレーシア航空事件最高裁判決は、相対立する管轄配分説と逆推知説を安易に結びつけたため、理論構造において疑問を投げかけられることに加え、具体的事情による修正ないし調整の余地を残さない点でも問題をはらんでいた。

その後の下級審裁判例は、国際裁判管轄の有無を判断する際に、民事訴訟法上の土地管轄規定を原則として類推適用しつつ、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という理念に反するような、「特段の事情」がある場合には、管轄を否定する例外的処理の余地を認めるというアプローチを採用してきた¹²。これに対しては、例外的処理の膨張を招き、管轄判断の明確性を損なうとの批判がある¹³一方、利益衡量によって妥当な結論を導くことができると評価する学説もある¹⁴。いずれにせよ、民事訴訟法上の土地管轄規定と「特段の事情」判断とを組み合わせ、明確なルールによる法的安定性を確保しつつ、利益衡量的方法により例外的処理のスペースを残して具体的妥当性をも確保するというこの判断枠組み

11 青山・前掲注(6)83頁は、航空機による旅客運送の特殊性、遺族保護という実質的理由に加えて、被告が国際線をも有する航空会社であるから、ワルソー条約28条2項の類推適用などが考えられるとし、平塚・前掲注(6)141頁は、本件については国際裁判管轄は認められないと考えるが、強いて認めるとすれば、被告の日本営業所でもマレーシア国内線の航空券を販売しており、従って、本件旅客運送契約が日本の営業所の業務と関連性を有する可能性があったことが主たる根拠となるべきである、とする。また小原・前掲注(6)203-204頁は、ワルソー条約28条2項の類推適用を主張する。

12 「特段の事情」論によって管轄を否定した裁判例として、東京地判昭59・2・15判時1135号70頁判タ525号132頁、東京地中間判昭61・6・20・判時1196号87頁、東京地判昭62・6・1判時1261号10頁、静岡地浜松支判平3・7・15判時1401号98頁、東京地判平3・1・29判時1390号98頁、東京地判平5・4・23判時1489号134頁、東京地判平7・4・25判時1561号84頁。このような判例の動向については、竹下・19頁、小島武司「国際裁判管轄」中野貞一郎先生古稀祝賀・判例民事訴訟法の理論(下)402頁[1995年]、安達栄司「国際裁判管轄と特段の事情の考慮」早大法研論集70号27頁[1994年]がある。

13 道垣内正人「立法論としての国際裁判管轄」国際法外交雑誌91巻2号7頁[1992年]。また、高桑昭「国際裁判管轄」涉外判例百選(第3版)197頁[1995年]も慎重な姿勢を示す。

14 山本和彦・442頁、竹下・32頁、小林・動向(下)30-32頁。

は、下級審判例において定着した。そして最高裁も、平成9年11月11日判決¹⁵（以下では最高裁平成9年判決と呼ぶ）において、これを追認した。

本件は、上告人である日本法人Xが、ドイツに居住する日本人Yに対して契約上の金銭債務の履行を求めた訴訟について、日本の国際裁判管轄の有無が争われた事件である。XはYとの間に、欧州各地からの自動車買付け等の業務をYに委託することを内容とする契約を締結した。Xは、Yの要求通りにドイツ国内の銀行口座に買付費用等の預託金を送金したが、その後次第にYによる預託金の管理に不信感を募らせ、信用状によって自動車代金の決済を行うことをYに提案し、預託金の返還を求めたがYがこれに応じなかったため、訴えを提起した。しかし、1、2審とも国際裁判管轄を否定して訴えを却下したため、Xが上告した。

最高裁は、マレーシア航空事件判決が述べた国際裁判管轄に関する一般論を踏襲しながら、そこに「特段の事情」判断を付け加えた。即ち、「被告が我が国に住所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであるが、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である……。そして、我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」、と。

そして、このルールの本件への適用として、「本件契約は、ドイツ連邦共和国内で締結され、Yに同国内における種々の業務を委託することを目的とするものであり、本件契約において我が国内の地を債務の履行場所とすること又は準拠法を日本法とすることが明示的に合意されていたわけではないから、本件契約上の債務の履行を求める訴えが我が国の裁判所に提起されることは、Yの予測の範囲を超えるものと言わざるを得ない。また、Yは、20年以上にわたり、ドイツ連邦共和国内に生活上及び営業上の本拠を置いており、Yが同国内の業者から自動車を買付け、その代金を支払った経緯に関する書類などYの防御のための証拠方法も、同国内に集中している。他方、Xは同国から自動車等を輸入していた業者であるから同国の裁判所に訴訟を提起させることがXに過大な負担を課することになるとも言えない。右の事情を考慮すれば、我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することをYに強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであり、本件契約の効力についての準拠法が日本法であるか否かに

15 判時1626号74頁。本件の評釈としては、中野俊一郎・法教213号124頁〔1998年〕、道垣内正人・ジュリ1133号213頁〔1998年〕、竹下守夫＝村上正子・判タ979号19頁〔1998年〕、安達栄司・NBL662号67頁〔1999年〕、海老沢美広・ジュリ平成9年重判解説288頁、山本和彦・民商119巻2号268頁〔1998年〕、孝橋宏・ジュリ1133号182頁〔1998年〕がある。

かわらず、本件については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるということができる」と判断し、管轄否定という原審の判断を支持し、Xの上告を棄却した。

本件判決に対する評釈は、判決の結論に賛成するものが殆どであるが、最高裁が採用したアプローチについては賛否両論に分かれた。つまり、「特段の事情」論は、元来、国際裁判管轄の例外的処理の判断枠組みとされるために、論理上、管轄原因の存否が先に審査されるべきであり、それが認められる場合にはじめて「特段の事情」の有無を判断するべきである、とされてきた。しかし、最高裁平成9年判決は、義務履行地の管轄原因の存否を判断しないまま、直接に特段の事情の判断に依拠し、それに基づいて訴えを却下した。この手法については、国際私法学者から非難を浴びる¹⁶一方、訴訟法的観点からは、本件最高裁判決の手法を支持する民事訴訟法学者が多い¹⁷。

管轄原因の存否の認定と特段の事情の有無の判断が、必ずしも順序的な関係ではないということを明らかにした点において、本件最高裁判決がもつ意味は大きい。「本件判決は一般論の部分では極めて明確に管轄原因の認定の必要性を判示しているのであり、管轄を認めるためには管轄原因の存在が不可欠であることは規範的に自明であろう」とする意見もあるが¹⁸、他方において、下級審が今後、特段の事情の有無を先に検討する本件判決のアプローチを常に踏襲する可能性も否定できない。加えて、本件においては、マレーシア航空事件判決のように、内国裁判所による権利保護の必要性を考慮する特殊事情がないため、本件判決の射程距離については問題が生じないであろう¹⁹。従って、本件判決が、判例法理として一般的に適用されることは十分に考えられ、これによって管轄判断が実質的に利益衡量判断に帰するおそれがあることは、十分に警戒されるべきであろう。

また、具体的事案に応じて、法廷地での訴え提起が被告の予測の範囲を超えるか否かという考慮は、「特段の事情」アプローチの判断材料の一つであることが本件判決において

16 中野・前掲125頁は、「生の利益考量を行うに等しいため、一定の法的安定性の確保という『特段の事情』論の利点が全く失われる」とし、道垣内・前掲214頁は、「判旨はあまりにも論理が粗雑である」と批判する。また、海老沢・前掲290頁は、「判旨はあまりにも具体的妥当性に傾斜しすぎている……手続法ではむしろ一般的確実性のほうが重視されるのだ……ここへ来てなぜそれがそうでなくなってしまうのか、理解できない」、という。

17 つまり、『ある法律効果のためAとBという要件がともに必要である場合において、請求を棄却するときは、否定しやすい方の要件を否定でき、その場合の選択は実体法上の論理的順序とは関係しないとされる』という一般的な訴訟法的ロジックから見て、不当ではないという指摘もある。山本・前掲注(15)278頁、281頁、竹下＝村上・前掲注(15)23頁。民訴法において裁判所は、仮定抗弁の場合において、当事者主張の順序に拘束されず、どの点を取り上げて判決してもよいとされている。中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕・新民事訴訟法講座〔1999年〕311頁(青山善充)、新堂・372頁。

18 山本・前掲注(15)279頁。

19 マレーシア航空事件判決における射程距離の問題は、本節の二での叙述及び注(9)の評釈を参照。

明らかになった。この点は、後に検討する製造物責任の管轄問題について、極めて示唆に富んでいる。なぜなら、被告の予測の範囲内かどうかという判断は、不法行為地、とりわけ結果発生地の偶然性に対応するための手法として用いられうるからである。結果発生地管轄における被告の予見可能性という問題については、本章第三節二の3に譲る。

四 検討

国際裁判管轄の総論的方法については、様々な学説が対立しているのみならず、同じ立場を採る論者の中でも、従前の学説に対する理解が必ずしも一致していないため、極めて混乱した状況にあると言えよう。学説において認識が共通するのは、国際裁判管轄を直接規定する法規がない、ということだけであろう。国際裁判管轄を直接規定する法規がないとすれば、法規の欠缺が補充されなければならないことになるが、それについては、法解釈の手順という重要な問題がある。とりわけ、類推と条理との関係については、既存の法規の類推適用が不可能な場合に、はじめて条理に訴えるべきであるから、まずは民事訴訟法上の土地管轄規定の類推によって修正又は補充解釈を行うべきであり、類推可能な規定が欠如する場合になってはじめて条理に訴えるべきである、という鋭い指摘がある²⁰。

もっとも、純粋な逆推知説や利益衡量説という、両極端に位置する二説については、現在殆ど支持者はない。法的安定性と具体的妥当性の調和という観点から、当事者の公平、裁判の適正・迅速という理念に基づく利益衡量を許す「特段の事情」論は、マレーシア航空事件最高裁判決以降の下級審判例により定着し、平成9年の最高裁判決によって追認された。やや図式的に言えば、国際裁判管轄を判断するための方法論は、民事訴訟法上の土地管轄規定と「特段の事情」論とを組み合わせ、明確なルールによる法的安定性を確保しつつ、利益衡量的方法により例外的処理のスペースを残して具体的妥当性を得る方向で定着してきた。このような柔軟なアプローチは、評価に値するというべきである。

とはいえ、最高裁平成9年判決を契機に、日本の国際裁判管轄を判断するアプローチが、具体的妥当性の重視に傾斜し、「特段の事情」論が全面的な利益衡量判断に陥るおそれがないかどうかについては、今後とも注目してゆく必要があると思われる。

第二節 国際民事訴訟法における製造物責任の法性決定

不法行為法そのものの内容的発展と、涉外事件の増加・多様化は、国際私法の平面において、古典的不法行為地法主義に対する反動を喚起した²¹。つまり、無過失責任主義の導

20 多喜寛「財産事件の国際的裁判管轄権と法の欠缺」判タ742号28頁〔1991年〕、同「続・国際的裁判管轄に関する基礎的考察」法学57巻5号47-48頁〔1993年〕。

21 国際私法における不法行為地法主義の動揺について、折茂豊・涉外不法行為法論105頁以下〔1976年〕、溜池良夫・国際私法講義372頁〔1993年〕、松岡博「国際私法の課題と展望」ジュリ731号256頁〔1981年〕、中野俊一郎「不法行為」基本法コンメンタール国際私法69頁〔1994年〕、佐野寛「法例における不法行為の準拠法—現状と課題」ジュリ1143号51頁〔1998年〕などを参照。

入はすでに現代不法行為法に定着しており、また、現代の交通・通信手段の高度化により、涉外不法行為事件が日常化している一方、不法行為地（とりわけ結果発生地）は、しばしば偶然的なものになる傾向がある。製造物責任事件は、まさにかような傾向を反映する現代型民事紛争の一類型である。製造物責任では、製造物の製造から事故の発生まで、原因となる製造物が転々とすることから、不法行為地の決定が難しく、また行動地や結果発生地といった従来の連結点では、必ずしも妥当な結果を導き出すことができないといった問題が生じる。そこでは、まず第一に、製造物責任を不法行為の問題と捉えるか、それとも不法行為とは別個の類型の責任と捉えるか（法律関係の性質決定：以下においては「法性決定」と略す）が問題となる。これは、国際民事訴訟法のみならず、国際私法においてもしばしば議論の対象とされてきた。

国際私法（準拠法選択）における製造物責任事件の法性決定について、多数の見解は、製造物責任には法例 11 条を適用すべきではなく、条理によって準拠法を決定すべきであると解している²²。言い換えれば、国際私法においては、製造物責任を伝統的な不法行為という指定概念の枠外にあるとみて、独自の準拠法選択ルールを設けるべきだという考え

22 池原季雄・国際私法（総論）94頁〔1973年〕、山田鐐一・国際私法319頁〔1982年〕、溜池良夫・国際私法講義379頁〔1993年〕、川又良也「生産物責任」国際私法の争点（新版）139頁〔1996年〕、松岡博「生産物責任」山田鐐一＝早田芳郎編・演習国際私法（新版）143頁〔1993年〕、木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之・国際私法概論（第3版）151頁〔1997年〕（松岡博）、佐野寛「生産物責任の法選択に関する一考察（3）」名大法政論集99号245頁〔1984年〕。このような多数説に対して、安易に法の欠缺を認め条理によるべきでなく、むしろ法例11条を柔軟に解釈することにより、妥当な準拠法を選択すべきであるとの批判がある。多喜寛「わが国の国際私法における製造物責任」法政理論4巻128頁〔1992年〕。国際私法上の製造物責任の法性決定に関する判例は未だ少ない。結果的に11条を適用したが、一般の消費者と製造者との間の紛争である場合に、条理により準拠法を決定する可能性をほのめかしたものとして、東京地判平10・5・27判時668号111頁は、「製造物責任については、法例11条の範疇に属しない特殊な不法行為として、条理により準拠法を決定すべきとも考えられるが、本件は、製造物責任とは言っても、一般の消費者と製造者との間の紛争ではなく、ビジネスとして取引を行う化学製品製造業者と製薬会社との間の紛争であることも考えると、ドイツ法と日本法を重疊的に適用するとの右立場は、条理に照らしても、相当なものであると考える」、と述べている。

方である²³。もっとも、条理の内容について、多数説の見解は一致していない。被害者の保護及び製造者側への配慮という観点から、被害者の常居所地法、公衆への売却地法を主張する説がある一方で²⁴、同様に被害者の保護に重点を置き、生産者の予見可能性あることを条件に、市場地法（取得地）、被害者の常居所地法、製造地法の中から自己に有利な法を原告に選択させるという主張や²⁵、生産者、被害者の双方にとって予見可能であるという理由で、市場地法の適用を説く見解がある²⁶。

不法行為地主義に対する懷疑から出発して法性決定が問題とされるという点で、国際私法、国際民事訴訟法上の議論は共通するものを含むが、国際私法における議論は、国際民事訴訟法上の解釈問題には直接には当てはまらないと思われる。なぜなら、準拠法選択と国際裁判管轄の決定は、その本質や目的、妥当範囲ないし法的構成において、次元を異に

23 国際私法立法研究会「契約、不法行為等の準拠法に関する法律試案（2・完）」民商112巻3号483頁〔1995年〕も、このような考え方にならって、試案第9条において、製造物責任を第8条の一般不法行為から外し、独自の準拠法規則を置く。又、1987年のスイス国際私法は、被害者が、加害者の営業所所在地又は常居所地法と製造物の取得地法との間で選択権をもつとする。これについて佐野寛「スイス国際私法における不法行為の準拠法（1）－製造物責任の準拠法を中心に－」岡法42巻1号59頁〔1993年〕、三浦正人「1987年スイス連邦国際私法仮訳」名城法学39巻1号65頁〔1989年〕、井之上宜信「スイスの国際私法典（1989年）について（1）（2）」法学新報96巻1＝2号405頁〔1989年〕、96巻5号259頁〔1990年〕などを参照。さらに、1973年の第12回ハーグ国際私法会議で採択された「製造物責任の準拠法に関する条約」は、被害者の常居所地、損害発生地、製造者の主たる営業所所在地及び製造物の取得地の四つの連結点を組み合わせて、段階的に準拠法を決定する。これについては、高桑昭「生産物責任に適用される法律に関する条約について」際商2巻2号11頁〔1974年〕を参照。

24 山田・前掲注（22）319頁。

25 松岡・前掲注（22）演習143頁、木棚＝松岡＝渡辺・国際私法概論152頁（松岡博）。また、この主張に賛成するものとして、川又・前掲注（22）139頁、中野・前掲注（21）73頁があるが、中野教授は、生産者の予見可能性という条件の必要性に対して疑問を抱く。なお、浜上則雄「生産物責任の涉外問題（5）」判評215号10頁〔1977年〕もこれに賛成するが、法例11条の適用を主張する点で上の論者と立場を異にする。

26 佐野・前掲注（22）246頁。

しており、連結政策についても異なる要素を含むからである²⁷。生産者の主たる営業所所在地、市場地、被害者の常居所地などといった複数の連結点は、国際私法における製造物責任事件について、最密接関係地法を析出するためには必要不可欠だが、国際裁判管轄の場合、国際訴訟競合や国家間での判決抵触を防止する観点から、過剰な管轄連結は決して望ましいものではない。

従って、国際裁判管轄における製造物責任事件の法性決定は、国際私法のそれとは区別して、国際民事訴訟法独自の立場から行うべきである。そこで、国際民事訴訟法上独自の立場から行う法性決定の具体的な内容が問題になる。この点について通説・判例は、製造物責任を不法行為の一種と性質決定し、民事訴訟法5条9号の規定によって不法行為地裁判籍の有無を考える。これに対して、製造物責任という独自の類型を立てて管轄ルールを考えていこうとする立場もある。そこで以下においては、前者を不法行為説、後者を独自類型説と呼び、それぞれの内容及びその当否について検討を試みる。

一 不法行為説

民事訴訟法5条9号は、「不法行為に関する訴えは、不法行為があった地」を管轄する裁判所に提起することができる、と規定している。不法行為を構成する要件事実が一つでも発生した土地であれば、その土地が不法行為地となる²⁸。民事訴訟法上、不法行為地に特別裁判籍を認める理由は、被害者に即時の提訴を容易にするとともに、証拠蒐集の利便を考慮した点にある²⁹。

不法行為地の裁判籍は、国際裁判管轄においても原則として肯定される。その理由としては、不法行為地と事件との密接な関連性から、証拠の蒐集が容易であり、審理の迅速性が一般に期待されること、加害者にその場所での応訴を期待することは予測を越えたものとは言えないこと、被害者の救済を容易にすべく提訴可能性を広げることになる点があげられている³⁰。

27 国際裁判管轄は訴訟要件の一つとして位置づけられ、訴え提起に際しての当事者の行為基範となる。そこで、国際裁判管轄は、訴訟当事者の手続追行上の公平、訴訟経済的かつ実効的な判断の確保を保障しうる判断者、即ち最適な法廷地を選択する問題である。これに対して準拠法選択は、本案審理の範疇に属し、その目的が、当該渉外的法律紛争に最も妥当な解決を与え得るような規範、即ち最密接関係地法を選択することにある。国際裁判管轄と準拠法選択との関係については、池原＝平塚・5－6頁、石黒・現代274頁以下、同・国際民訴99－123頁、坪場準一「国際的管轄と準拠法」国際私法の争点（新版）29頁〔1996年〕、根本洋一「準拠法と国際裁判管轄」澤木敬郎＝青山善充編・国際民事訴訟法の理論133頁以下〔1987年〕を参照。

28 村松俊夫＝小山昇＝中野貞一郎＝倉田卓治＝賀集唱編・判例コンメンタール民事訴訟法I〔1976年〕33頁（近藤敬夫）。

29 新堂・条解民訴50頁、小室直人＝松山恒昭・注解民訴284頁。

30 池原・31頁、小島武司＝猪股孝史・47頁、山本和彦・444頁、道垣内・131頁、渡辺・概論256頁。

ここでいう「不法行為に関する訴え」とは、不法行為責任に基づく権利関係を、訴訟の目的とする訴えである。国内民事訴訟法上、かかる不法行為の概念は、民法の規定（709条以下）によるのを原則とするが、無過失責任や違法な行為に基づき、被害者に対し損害賠償等の責任を生じさせる全ての場合を包含する、と解されている³¹。

国際裁判管轄の場合、渉外的要素を含む紛争類型の多様性に鑑みて、不法行為の概念について民事訴訟上の概念に依拠することなく、国際民事訴訟法上独自の概念を決定すべきであることは、すでに前述した。思うに、国際裁判管轄の基礎とされる「不法行為地」の概念が、国際民事訴訟法の立場から合理的に決すべきであるとされることとのバランスからしても³²、「不法行為」の概念は国際民事訴訟法の立場から決定されるべきである。真崎物産事件判決は、「不法行為に関する訴え」とは、訴訟物が不法行為に基づく請求権である場合だけでなく、実質的に不法行為の請求権と同視しうるものをも含む趣旨であると判示した³³。

なお、民事訴訟法5条1号にいう義務履行地管轄の規定は、文言上は契約債務と法定債務を区別していないため、不法行為事件については、不法行為地管轄と義務履行地管轄とが競合するようにも読めるが、学説・判例はいずれもこれを否定している³⁴。その理由は、「不法行為事件では、我が民訴法上も不法行為地に独立の裁判籍が認められており、不法行為地以外の義務履行地に裁判籍を認め被告の応訴を強制することは、国際訴訟では被告の予測が不可能であって、当事者間の公平に反するおそれ大きいので、これを否定すべきものと解する」、という点に求められている³⁵。

国際裁判管轄の決定における製造物責任の法的性質について、初めて詳しく論じた判例は、いわゆる関西鉄工事件判決である³⁶。本件において大阪地裁は、「いわゆる製造物責任……の法的性質について……未だ定説はなく、不法行為によるもの、契約によるものと各種の法的構成が提唱されている……が、現在の解釈としてはこれを……当該商品の生産・製造により利益を上げることに伴う一種の（特殊）不法行為責任（報償責任）と解するのが妥当である」、と判示した。

31 新堂・条解民訴50頁、小室直人＝松山恒昭・注解民訴284－285頁。

32 池原・31頁、渡辺・コンメンタール75頁。

33 東京地判平3・1・29判時1390号100頁。本件の事案については本章第五節で後述する。

34 米国パートナーシップによる共同不法行為事件（東京地判平7・4・25判時1561号84頁）、これについての評釈は、神前禎・ジュリ1118号131頁〔1997年〕、東京地判昭59・2・15判時1135号70頁、これについての評釈として、道垣内正人・ジュリ843号134頁〔1985年〕、平塚真・昭59重判解説288頁がある。また、道垣内・131頁も参照。

35 前掲東京地判昭59・2・15判時1135号73頁。

36 大阪地中間判昭48・10・9判時728号76頁。本件の事案については、本章第三節二の2で後述する。

また、東京地裁は、全日空ボーイング事件判決³⁷において、関西鉄工事件と同じ見解を示す。同地裁は、「本件の訴えの訴訟物は……いわゆる製造物責任（又は製造者責任）に基づく損害賠償責任であると解せられるが、このような製造物責任の……法的性質は……いわゆる報償責任としての性質と……いわゆる危険責任としての性質との両者を包含する一種の不法行為責任であると解するのが相当である」とした。そして、国際裁判管轄決定の一般原則について述べた後、さらに「製造物責任の法的性質を前記のとおり一種の不法行為責任であると解するのが相当であるとすれば、本件訴えについて参酌すべき規定は同法第15条第1項〔筆者注：改正前民事訴訟法15条1項、現5条9号〕であるべきところ、同項は、『不法行為ニ関スル訴ハ其ノ行為アリタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得』と規定しているが、この規定の趣旨は、本件訴えの国際裁判管轄権の決定の問題についても、原則として妥当するものと解すべきである」という。

それ以降、製造物責任を広義の不法行為の一種と性質決定し、その国際裁判管轄の決定について、民事訴訟法5条9号を適用することは、日本の判例法上ほぼ異論の見られないところとなっている³⁸。学説の多数も、基本的にはこの立場に立ちつつ³⁹、連結点である「不法行為地」の概念を、日本の国際民事訴訟法独自の立場から合理的に決すべきである、としている⁴⁰。

二 独自類型説

独自類型説は、製造物責任を、不法行為等の既存の枠組みの外にあるものと性質決定し、国際民事訴訟法独自の管轄ルールを定立しようとする立場である。かような立場には、大別して次の3説がある。

1 後藤説

この見解は、裁判管轄に関するアメリカ法のアプローチにならい、まず、財産関係事件における国際裁判管轄の一般的決定方法として、被告と法廷地との関係自体を重視しなければならず、それが国際裁判管轄の分配を支配する原則である、という。即ち、「被告が法廷地国に対して、その国での彼に対する訴訟の遂行が公平と正義に反しないような、

37 東京地中間判昭49・7・24判時754号58頁。本件の事案については、本章第三節の一で後述する。

38 例えば、東京地判平6・1・14日判時1509号99頁は、「我が国の民事訴訟法15条1項によれば、不法行為に関する訴えには行為地の特別裁判籍が認められており、その行為地の認定は原告の請求原因とした事実により決せられると解されているから、国際裁判管轄権についても、原則として当該訴訟において原告が請求原因として主張する不法行為の行為地に管轄があると考えるのが相当」という。また、同じ立場をとったものとして、第三節二の1の航空自衛隊ヘリコプター事件判決、第五節の真崎物産事件判決がある。

39 小林・動向（下）32頁、高桑昭「製造物責任に基づく損害賠償請求の裁判管轄権」涉外判例百選（増補版）269頁、佐藤哲夫・涉外判例百選（増補版）270頁。

40 池原＝平塚・21頁。

接触ないし関係を有しているなら、その国に国際的裁判管轄権が認められる」、と⁴¹。

かような方法論的アプローチに従いつつ、後藤説は、結果発生地国に裁判管轄権を認める根拠としては、民事訴訟法の類推適用によるのではなく、アメリカ判例法において製造物責任管轄事件にしばしば用いられる「通商の流れ(stream of commerce)」理論による方が適切である、とする。しかしながら、製造者が製品を流通経路に置くことを全流通経路での行為と同視する「通商の流れ」理論には、濫訴の弊を防止するため、制限が必要とされる。そこで、「物の製造者が、その製造物を商品流通の経路に置いたことにより、その物をして通常の流通過程を経て消費者の手に渡らしめ、消費者またはその直近の人に損害を与えたときは、製造者はその物の全流通経路で自ら行為しているものと考えられるのであり、かかる行為が国際的裁判管轄権の基礎である」、と主張される⁴²。また、ここでいう流通過程の通常性を判断する基準としては、次の3つが挙げられる。すなわち、(1) 製造者の営業の規模、ひろがり、性格、(2) 製品の性質、特に取引上の流通性及び使用上の移動性、並びに(3) 当該製品の移動を実現した人の性格、それが商人であるときは、その営業の規模、ひろがり、などである⁴³。

以上の理論的帰結として、後藤説は、商品の購入地、商品の使用地、及び事故発生地の全てに国際裁判管轄権を認めている。

2. 松岡説

松岡説が依拠する国際裁判管轄決定方法に関する総論的議論は、前述の新類型説の考え方に近いといえることができるが⁴⁴、製造物責任の管轄決定に関する各論的アプローチは、後藤説のそれとほぼ一致している。同説は、生産物責任を不法行為と法性決定して不法行為地法によらしめる必然性はなく、結果発生地でも生産地でもないが、生産物が通常の流通過程の下で、消費者により購入され、使用された地は、そこでの管轄を認めても生産者の予測可能性を損なうものでも不公正でもないという⁴⁵。その根拠としては、「生産物の

41 後藤明史・ジュリ580号〔1975年〕139頁、同・渉外判例百選（第3版）200頁〔1995年〕、同「生産物責任訴訟」国際私法の争点（新版）225頁〔1996年〕。

42 後藤・前掲ジュリ580号141頁。

43 後藤弁護士は、自説を「経済的通常性を要件とする stream of commerce 理論」と呼ぶ。前掲141頁。

44 松岡・大系274頁は、「通説的見解である管轄配分説は依然として民事訴訟法の規定に頼りすぎているのではないか。民事訴訟法に制限を加えるのみでなく、民事訴訟法では認められていない管轄権の基礎を国際裁判管轄の基礎として考慮することにもっと積極的になっていいのではないか」として、契約締結地管轄、事業活動地(アメリカ法上の doing business)管轄、生産物の購入地・使用地管轄を認めようとする。その総論的方法についての主旨は、道垣内説が後掲注(48)で述べる総論的方法についての主張と同質のものといえることができる。

45 松岡・大系291頁、同・阪法23頁。

購入地・使用地が同時に被害者たる原告の住所地でもある場合には、この管轄権の基礎を認める必要性は、被害者の保護に対して原告の住所地国の有する利益という点からも正当化される」、という点があげられている⁴⁶。また、製造物責任事件の管轄原因として、アメリカ法上の事業活動（doing business）地管轄も考えられるとされるが⁴⁷、その理論的根拠は明らかでない。

3 道垣内説

道垣内説は、いわゆる新類型説により、国際裁判管轄の決定については、民事訴訟法の土地管轄ルールのみならず、ブラッセル条約上のルールや、ILAのような国際機関で作成されたルールなども採り入れるべきである、とする⁴⁸。同説は、国際製造物責任は、類型的に原因行為地と損害発生地とが別々の国になることが多い点に大きな特徴があるとして、一般の不法行為事件からこれを区別すべきである、とする⁴⁹。また、同説は、具体的管轄原因として、被告の住所・本拠地、加害行為地、損害発生地（加害者の予見不可能な地でないことが条件）の妥当性を認め、前述の後藤・松岡両説が主張する製品の購入地、製品の使用地の管轄を否定する。従って、製造物責任の法性決定について、道垣内説は、独自類型説に分類されうるが、他学説との相違は、主に総論的方法にあり、結論的には、不法行為説と大きく異なるものではないと言えよう。

三 検討

独自類型説の見解については、いくつかの視点から批判が可能であろう。

まず問題は、後藤説が採用する総論的アプローチ自体にある。後藤説は、アメリカ法上の管轄権決定アプローチを採用し、被告と法廷地との関係自体を重視しながら、更に「通商の流れ」理論というアメリカの判例法理を以て製造物責任事件の管轄問題の各論的解決を試みようとするものである。だが、一般管轄と特別管轄のいずれにおいても、被告と法廷地との関係・関連性に基づいて管轄の有無を判断するアメリカ法のアプローチそのものが妥当するかどうかは、疑問なしとしない。アメリカ法のアプローチには、確かに事案ごとに柔軟な対応が可能であるというメリットがあることは否めないが、他方、当事者の予測可能性と法的安定性が欠如する点については、アメリカ国内においても批判のあるとこ

46 松岡・大系291頁、同・阪法24頁。

47 松岡・大系284頁。

48 道垣内・判評310号43頁（判時1129号205頁）。

49 道垣内・132頁、同・前掲判評310号44頁。

るである⁵⁰。ここでは簡潔に触れるに止めるが、アメリカの多くの州においては、管轄原因を明記するいわゆるロング・アーム法を制定しており、第一次的にその州の制定法が裁判管轄の根拠となる。にもかかわらず、かような制定法は、管轄の有無の判断については決定的ではない。第二次的に、その制定法の規定による管轄権の行使が、合衆国憲法第14修正にいうデュー・プロセス（適正手続）条項に合致するか否かにより、最終判断が行われる。デュー・プロセス条項は、被告と法廷地との間に十分な「最小限の関連」が認められてはじめて、州の管轄権行使を許容する。だが、かような「最小限の関連」の内容については論争が続いているのみならず、第二次に行われる合憲性審査については利益衡量が行われるため、同じ類型の事件であってもケース・バイ・ケースの判断で結果が異なり、当事者にとってその予測は非常に困難である⁵¹。

管轄規定は、訴え提起に際しての当事者の行為基範であるべきところ、アメリカのアプローチは、一瞥すると法的安定性がロング・アーム法によって確保されているようにも見えるが、個別事案の具体的妥当性を顧慮するために、アド・ホックな合憲性審査により最終的に管轄の有無が決定される。かかるアプローチは、具体的妥当性に偏ったものであり、法的安定性や当事者の予測可能性という観点からは、大いに問題があるというべきである。

更に、独自類型説が製品の購入地、製品の使用地に管轄を肯定する点についても疑問がある。製造物責任事件におけるアメリカの「通商の流れ」理論は、製品を通商の流れの上に置いた者が、通常の流通経路を経て製品が販売されている法廷地の裁判管轄に服さなければならないとするものである⁵²。確かに、こうした理論構成の下では、製品の購入地管轄は認められようが、製品の購入地、使用地は、そこで事故が発生する場合、端的に結果発生地として管轄を認めれば足りるのではないだろうか。結果発生地と場所的に一致しない場合であっても、被告の普通裁判籍（民訴法4条2項）、外国法人の在日事務所・営業所（民訴法4条5項）、または事務所・営業所所在地の特別裁判籍（民訴法5条5号）によりカバーできる場合が多いであろう。これに加えて、実務においては、製品の欠陥により被害を被った被害者にとって、実際に結果発生地で訴えを提起するのは、最も自然なことである。通商の流れ理論に関するアメリカの判例は、当該理論の具体的内容及びその制限について、被告が法廷地で訴えられる予見可能性に重点を置きながら、結果発生地管轄の制限を議論するものが殆どである。又、本稿で後に検討する日本の諸判例においても、被害者が結果発生地でない商品の購入地ないし使用地で訴えを提起した事例は見当たらない。従って、独自類型説は、製品の購入地・使用地がなぜ製造物責任の国際裁判管轄に必

50 Juenger, *Supreme Court Intervention in Jurisdiction and Choice of Law: A Dismal Prospect*, 14 U.C. Davis L.Rev. 907(1981); Greenstein, *The Nature of Legal Argument: The Personal Jurisdiction Paradigm*, 38 Hastings L.J 855(1987); Borchers, *Comparing Personal Jurisdiction in the United States and the European Community: Lessons for American Reform*, 40 Am. J. Comp. L. 121(1992). 管轄の有無を判断する場合のアメリカ法のアプローチについては、第二章を参照されたい。

51 小林・アメリカ民訴28頁。

52 孝橋宏「最近の判例」アメリカ法〔1988年〕163頁。

要であるのかについて、説明が十分ではないというべきである。

また、製造物責任における国際裁判管轄の決定について、当事者双方の手續上の利害の他に最も重視されるべきファクターは、証拠収集の容易さであろう。この点に関しても、製品の購入地・使用地が加害行為地や結果発生地より便宜であるとは考えにくいように思われる。

更に、準拠法選択の場合とは異なり、連結点を複数認めることは国際訴訟競合の可能性を増大させるおそれがある。審理の重複防止、被告の応訴負担への配慮及び裁判の矛盾・跛行的法律関係の防止という理由から、国際訴訟競合を可及的に回避すべきことは、国際民事訴訟法上の大きな課題であり、国際社会においてすでにコンセンサスを得ているともいえよう⁵³。

従って、管轄権決定のための連結点として、製品の購入地・使用地を用いることの実益は乏しいと言わざるを得ず、製造物責任の国際裁判管轄においては、これを否定すべきである。製造物責任のための独自の国際裁判管轄原因を考えるのではなく、むしろ、現在の国際裁判管轄についての理論状況を前提として、不法行為地裁判籍の枠内で必要的な解釈論的手当を図っていくことが、最も妥当であるように思われる。

第三節 国際製造物責任訴訟の管轄原因

本節においては、国際製造物責任における管轄原因について論じるが、それに先立ち、国際製造物責任訴訟における管轄政策のあり方について考えることとしたい（一）。しかる後、以下の5つの論点について検討する。即ち、

（1）不法行為地という概念をどう決定すべきか。従来正当性が認められてきた加害行為地、結果発生地という管轄原因について、制限的解釈が必要になるか。

（2）日本の判例の一部は、製造物責任に基づく損害賠償債務不存在確認訴訟につき、不法行為地（製造地＝加害行為地）として日本に国際裁判管轄を肯定するが、このような考え方の妥当性についても再検討の必要がある。

（3）不法行為地ないし製造物責任の国際裁判管轄とは別に、被告の住所地・本拠地にも管轄を認めるべきか否か。この点については、被告の住所地・本拠地に普通裁判籍を認める趣旨と、国際製造物責任訴訟の特殊性とを、併せて検討する必要がある。

（4）不法行為地に管轄を認めようとする場合、不法行為地という管轄原因事実が、本案審理との関係において、どの程度証明されることを要するかも、問題になる。

（5）日本の判例理論によれば、管轄原因が認められる場合であっても、当該事件において日本の管轄を肯定すべきでない「特段の事情」があれば、管轄は否定される。この立場

53 ドイツ法ないしブラッセル条約における議論について、越山和広「ヨーロッパ民事訴訟法における国際的訴訟競合規制の動向」石川明＝櫻井雅夫編・EUの法的課題281頁以下〔1999年〕、同「国際民事訴訟における裁判の矛盾抵触とその対策」民商113巻2号235頁〔1995年〕。また、現在オランダのハーグで審議中の「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約」準備草案21条は、訴訟競合を規制する規定をおく。これについては第四章を参照。

を前提にすると、国際製造物責任事件の場合、「特段の事情」として例外的に利益衡量の対象とされるファクターは何か、解明されなければならない。

一 国際製造物責任訴訟の管轄政策

国際製造責任事件に関する国際裁判管轄規整のあり方を考えるについては、まず、国際裁判管轄の決定一般につき問題となる政策ないし利益、さらには、国際製造物責任事件について特に重視されるべき政策ないし利益のいかんについて検討しておく必要がある。

前述のとおり、日本には国際裁判管轄に関する直接の明文規定がないので、日本の国際民事訴訟法の基本理念である条理、即ち、どこの国の裁判所で事件を審理するのが、裁判を適正・公平・迅速かつ経済的に行うのに適切であるかを考慮し、国際裁判管轄の有無を決定すべきであるとされる。従って、当事者間の公平、裁判の適正・迅速といった訴訟法上の理念は、国際裁判管轄の決定一般について主要な政策考慮であり、これについての議論もかかる理念を出発点として行われるのが一般である⁵⁴。また、第1節の三で述べたように、国際裁判管轄の決定において、「特段の事情」論という柔軟なアプローチをとるものは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速に反するような事情の有無を衡量判断している。その意味で、国際裁判管轄の決定一般における政策考慮は、「特段の事情」アプローチにおいて考慮される事情と、表裏一体の関係にあると言えよう。

このような訴訟法上の理念としての抽象的な政策考慮は、実際に事件類型ごとに働く諸要素を探究し具体化させ、類型的な検討を行うに当たって、各事件ごとの個別的調整のための指針ともなる一方、その具体的内容や考慮されるファクターは、事件類型毎の各論的ルールの合目的的解釈によって異なるであろう。

当事者間の公平、裁判の適正・迅速の具体的内容として、当事者間の公平は、被告の立場を第一次的に重視するものである⁵⁵。裁判の適正は、事実認定の適正、法解釈の適正、及びその前提となる当事者の訴訟活動の充実という三要素に分けて論じられ、裁判の迅速・経済については、当事者が訴訟活動を迅速かつ経済的になし得るために、生活・経済活動の本拠地という要素が挙げられる。だが、その具体的内容の如何は、事件類型についての検討と不可分の関係にあると思われる⁵⁶。

以上のほかにも、いくつかの補助的要素が論じられる。例えば、当事者の国籍、準拠法選択との関連性、事業活動地、予測可能性などが挙げられている。これについては、以下において批判的な検討を試みよう。

まず、当事者の国籍及び準拠法選択との関連は、とりわけ身分関係事件について問題と

54 高橋・32頁、松岡・大系269頁。

55 但し、非対等当事者間の訴訟の場合、弱者保護の観点から、原告の立場に配慮すべき場合もあるとして、被告住所地主義の絶対性を多少修正しようとする考え方もある。松岡・大系270頁。これとほぼ同様の考え方に基づき、2001年に規則化されたブラッセル条約は、保険事件（9条1項b）、消費者契約事件（15条1号）において、原告の住所地管轄を明示的に認めている。

56 これらの内容の詳細については、高橋・33-37頁を参照。

なる⁵⁷。財産関係事件では、当事者の共通本国に管轄を認める学説も散見されるが⁵⁸、国籍、準拠法如何を管轄決定要素とは考えないのが通常である⁵⁹。自然人の国籍に類似するものとして、法人の設立準拠法がある。設立準拠法所属国の故に管轄が認められるかは一般的には疑問なしとしないが、肯定的見解がある⁶⁰。

契約関係の訴訟について、申込の誘引による通信販売、宣伝活動、代理店、セールスマンを通じての販売活動などの事業活動を営んだ地に、少なくともその事業に関連した事件の管轄を認めようとする見解もある。アメリカ法の *doing business* の理論に示唆された見解と思われる⁶¹。しかしながら、この議論は、政策的考慮というよりも、むしろ条理として考えられる管轄原因の問題であるように思われる。日本の裁判管轄構造のもとにおいて、普通裁判籍を除き、被告と法廷地との関連性は考慮される要素ではない。むしろ、事件と法廷地との関係が重視されるのである。従って、アメリカ法の *doing business* 理論を政策考慮の平面で考える理論的根拠は薄弱であろう。また、後述するように、民事訴訟法4条5項の、外国法人の在日営業所・事務所管轄は、*doing business* 理論に類似した機能を十分に果たしているというべきであり、アメリカ法的な *doing business* 理論は、政策的平面においても、管轄原因の平面においても不要であろう。

予測可能性は、被告が法廷地国で訴えられることを予測する事が可能であった場合にはその国の管轄を肯定しても不当ではないということから、語られるファクターの1つであ

57 身分事件では、準拠実体法の相違が各国によって大きいためか、準拠法国と裁判管轄国とを一致させようとする傾向が強いとの指摘がある。高橋・71頁。例えば、特に身分関係非訟事件を中心として、準拠法、国際裁判管轄、外国裁判承認の三問題の一体的把握を目指す「並行理論 (Gleichlaufsprinzip)」が、ドイツで提唱されている。これによれば、準拠法所属国の国際裁判管轄は当然に肯定され、それに基づく裁判は承認されることになる。しかし、並行理論の内容は学説においても必ずしも一様ではない。石黒・現代275頁以下、渡辺・概論263頁を参照。

58 石黒一憲・国際私法の解釈論的構造〔1980年〕271頁。

59 国籍について、第四章で後述する新ハーグ管轄判決執行条約は、訴訟当事者の国籍を、禁止される管轄原因として明示的にあげている(18条2項(b)、(c))。また、一般に財産関係事件については、準拠法のいかんは、管轄の決定に際して考慮すべき要素ではないとされる。なぜなら、管轄の有無の判断は訴訟要件であって、本案審理の前提要件であるのに対して、準拠法のいかんは本案審理の対象であり、管轄の存在が先に確定されなければ、準拠法を決定するための実体判断には入れないからである。即ち、準拠法所属国のいかんを管轄の判断に際して考慮することは、本末転倒の議論というべきであろう。このような批判は、日本のみならず、アメリカにおいても一般に見られるところであり、合衆国最高裁は、*Hanson v. Denckla*, 357 U.S. 235, 254 (1958), *Keeton v. Hustler Magazine, Inc.*, 465 U.S. 770, 778 (1983)において、準拠法が何かは、管轄の有無を判断するに際して考慮すべき要素ではない、と判示している。

60 松岡・大系276頁。

61 松岡・大系283頁。

る。かような予測が主観的なものであって、基準としては不明確なものであるという指摘がある⁶²。確かに、予測可能性は、基準としての明確さが問題になるが、前に述べた最高裁平成9年判決が、法廷地での訴え提起が被告の予測の範囲を超えるか否かという考慮を明示的に全面に出していることからみても、予測可能性は、そもそも政策的考慮及び「特段の事情」衡量の両平面において無視され得ない問題と言えよう。後述するように、この要素は、不法行為地裁判籍における管轄原因の検討に際して、とりわけ結果発生地管轄との関係で論じる必要が否定できないように思われる。

以上のような、国際裁判管轄決定について一般的に妥当する管轄政策に対して、不法行為地の国際裁判管轄、とりわけ国際製造物責任に関する国際裁判管轄については、如何なる特殊な政策的考慮が必要になるだろうか。

前述のとおり、不法行為地の国際裁判管轄が認められる理由としては、当該事件と不法行為地との密接な関連性から、証拠収集の容易さ、審理の迅速性が期待されること、加害者にとってその場所での応訴が予測を超えたものとはいえないこと、被害者の提訴可能性及び救済の確保などの点が挙げられている。これらの諸点は、同時に不法行為地裁判籍の管轄政策ともいうべきであり、製造物責任事件についても基本的には妥当するものと思われる。そこで、更に製造物責任事件そのものの特殊性に照らして、その管轄政策を考えてみよう。

製造物責任法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合において、製造業者等の損害賠償責任を定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする（製造物責任法1条を参照）。被害者保護という法目的は、単に実体的側面にとどまるものではなく、製造物責任の手續問題についても妥当するというべきであろう。

製造物責任事件は、非対等当事者間、即ち、資力に乏しい個人の被害者が巨大企業を相手方とするような構図になる場合が大部分である。これに加えて、渉外的要素が絡む民事紛争では、被害者保護の実現について、国内事件の場合より一層の困難があることは、多言を要しない。従って、被害者ないし弱者の保護という政策的考慮は、製造物責任事件における国際裁判管轄の決定について、重要な要素になるというべきである。全日空ボーイング機事件判決⁶³は、被害者保護という政策的考慮を明示した判例として、重要性をもつ。

1966年、北海道千歳空港から羽田空港に向かう全日空旅客機が、東京湾上に接水し、海中に没するという事故を起こした。本件事故により死亡した訴外Aの相続人Xらは、本件事故は航空機の欠陥が原因となって惹起されたものであるとして、航空機を製造したアメリカ法人Y社を相手方として、民法709条または717条に基づいて損害賠償を請求した。Y社は、本案前の抗弁として、日本の裁判所は本件訴えについては国際裁判管轄を有しない旨を主張した。

62 高橋・36-37頁。

63 東京地中間判昭49・7・24判時754号58頁。本件の評釈として、高桑昭・涉外判例百選（増補版）268頁〔1976年〕、平塚真・昭和49年重判解説228頁、林脇トシ子・判評193号141頁〔1975年〕、後藤明史・ジュリ580号139頁〔1975年〕がある。

東京地裁は、まず管轄原因についての判断を下した後に（この部分については本節二で後述する）、更に被害者保護を考慮する必要性について言及する。即ち、「原告らの利害についてみるに、仮に本件訴えの裁判が日本の裁判所で行われず、アメリカ合衆国の裁判所で行われるとすると、その裁判の追行に要する原告らの費用と労力とは莫大なものになると予想されるところ、弁論の全趣旨によれば、原告らはいずれも被告に比して資力の乏しい単なる一市民にすぎないのであり、とくに原告……は、無資力のため、先に当裁判所において訴訟上の救助を付与する旨の決定まで受けていることが認められるから、このような原告らが被告に対して本件事故による不法行為の責任を追及することは事実上不可能になると推測される。したがって、本件訴えの裁判を日本の裁判所で行うことの利益と必要性はまことに重大である。なお、この点に関しては、一般に不法行為を理由とする損害賠償請求においては、被害者の保護をまず第一に重視しなければならないことを想起すべきである」、と。

非対等当事者間の渉外訴訟にあたり、被害者の保護を念頭に置きながら、具体的管轄原因の有無を、合目的性見地から検討する本件判決のアプローチは、正当なものとして評価されるべきであろう。

二 不法行為地の特別裁判籍

1 「不法行為地」の決定

まず、不法行為地管轄については、管轄原因としての不法行為地概念の確定が問題となる。民事訴訟法上、不法行為のあった地は、不法行為の実行行為がなされた地と、その結果が発生した地の両方を含む⁶⁴。

前述したように、国際裁判管轄における「不法行為地」の概念は、国際民事訴訟法の立場から決定すべきである。そこで、不法行為の成立が複数の国にまたがり、加害行為地と結果発生地とが異なる場合には、問題はさらに複雑となる。原則的に加害行為地、結果発生地のいずれもが不法行為地とされることは、すでに学説・判例において定着したところといえよう⁶⁵。例えば航空自衛隊ヘリコプター墜落事件⁶⁶では、航空自衛隊所属のヘリコプターが日本国内で墜落し、搭乗員らが死傷した。このヘリコプターは、外国企業である訴外A社が製造し、アメリカ合衆国に引き渡されたものが、後に航空自衛隊に譲渡されたものであった。被害者の遺族であるXらは、本件事故はヘリコプター製造過程の欠陥に起因するものであると主張して、訴外A社の営業の譲渡を受けた米国法人Yに対し、不法行為（製造物責任の主張がなされている）に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。これ

64 新堂・条解民訴51頁、小室直人＝松山恒昭・注解民訴287頁。

65 小島武司＝猪股孝史・47頁、山本和彦・444頁、道垣内・131頁、渡辺・概論256頁。

66 東京地判昭59・3・27判時1113号26頁。本件の評釈としては、石黒一憲・法教47号68頁〔1984年〕、道垣内正人・判時1129号203頁〔1984年〕、小原喜雄・ジュリ852号227頁〔1986年〕、渡辺惺之・昭和59年重判解説293頁、後藤明史・前掲注（41）百選200頁がある。

に対しYは、賠償責任を争うとともに、本案前の主張として、Yが日本国内に営業所その他何らの施設も有しない外国法人であるとして、本件につき日本の裁判権は及ばないと主張した。

本件中間判決は、国際裁判管轄における「不法行為地」の概念について、次のように判示した。即ち「原告らの本訴請求の要旨は、その主張によれば、A社製造に係る本件ヘリコプターに装着されていた本件ソケットが破断し、これに差し込まれていたローターブレードが飛散した結果本件ヘリコプターが墜落し、そのためにこれに乗務していたXらの被相続人らが死亡するに至ったことに基づく損害賠償債務をY社がA社から承継したのでその支払を求めるというにあるところ、右請求原因に基づくXらの本訴請求が、民事訴訟法第15条第1項にいうところの『不法行為に関する訴』に該当することは明らかといわなければならない。そして同項にいう『其ノ行為アリタル地』いわゆる不法行為地には、加害行為のなされた土地のみならずそれに基づく損害の発生した土地も含まれる」、と。

このように、加害行為地と結果発生地のいずれもが、原則として不法行為地と認められる。だが、加害行為地、結果発生地の両方に管轄を認める場合には、国際裁判管轄の競合、ひいては国際的な判決の抵触を惹起しうるため、管轄原因としての加害行為地や結果発生地について目的論的制限を加える必要についても、検討しておかなければならない。

また、国内土地管轄の決定については、単に行為を決意したとか、準備行為をしただけでは、不法行為地管轄を根拠づけることができない、とされる⁶⁷。このことは、国際裁判管轄の場合にも当てはまるであろう。

2 加害行為地

判例は、製造物責任訴訟の加害行為地を、欠陥製品の製造・設計地と捉え、これが不法行為地に相当するとして、管轄を認めた⁶⁸。これに対して学説も、かような隔地的不法行為の場合、加害行為地が不法行為地と解されることを一般に問題としていない。加害行為地に管轄を認めることの妥当性は、一般に、そこで欠陥を伴うものの製造がなされたことから、製造過程についての証拠の蒐集に便宜であること、加害者に関係のある地であり、訴え提起についての予測可能性があること、及び行為地の公序に関係すること、等により根拠付けることができるように思われる⁶⁹。

しかしながら、加害行為地として管轄を肯定した日本の製造物責任判例の殆どは、被害者が米国で提起した製造物責任訴訟に対抗して、日本の製造者が債務不存在確認訴訟を提起した事例である。かような消極的確認訴訟は、多くの場合、アメリカで勝訴した製造物責任の被害者が、将来日本で提起するであろう米国判決の承認・執行訴訟を事前に封じる

67 新堂・条解民訴51頁、小室直人＝松山恒昭・注解民訴287頁。

68 このような判例として、後掲注(70)の関西鉄工事件の他に、第五節で後述する真崎物産事件がある。また、製造物責任訴訟ではないが、加害行為地が日本にあると認めて国際裁判管轄を肯定したものとして、第四節三の1で後述するリーダーズダイジェスト事件がある。

69 池原・31頁、道垣内・132頁。

ために提起されるものである。日本の国際管轄を肯定した判例は、結果として、責任主体に製造物責任から逃れる道を開いたものともなる。その代表的な例として、著名な関西鉄工事件判決⁷⁰を一瞥しておこう。

日本法人であるXが製造したプレス機械は、Xからそのアメリカ子会社であるYに輸出され、最終的にアメリカ法人B社に転売された。Bの従業員Cは、このプレス機械を使用中に指を切断される被害を蒙った。そこでCは、X、Y及びその他の取引に関係した複数の会社を相手方として、ワシントン州の裁判所に損害賠償を請求する訴えを提起した（米国第一訴訟）。Yは、米国第一訴訟での敗訴に備えて、Xに対して損害賠償額の求償を求める訴えを、同州裁判所に提起した（米国第二訴訟）。Xは、米国第二訴訟に対抗して、Yの主張する債務の不存在確認訴訟を大阪地裁に提起した。そこで、製造物責任の損害賠償について、同一事件に関する訴訟が日米両国で平行して審理されることになった。

大阪地裁は、「製造物責任訴訟についての国際裁判管轄の有無については、民訴法第15条第1項の規定をしんしゃくして、同条同項にいう不法行為地のいかんによって、本件製造物責任訴訟の国際裁判管轄を定めるのが相当であり、かつ、かかる基準は製造物責任の有無について、不法行為地が利害関係に密接なことに鑑みれば、条理上も相当といえる」とし、「同条項にいう不法行為のなかには加害行為地も含まれると解すべきところ……かかる（設計または製造につき）欠陥のある本件プレス機械の製造（設計も含む）という加害行為がなされた土地という観点から見ると同規定にいう不法行為地には日本（大阪市）が入るものである。したがって本件訴訟については、不法行為に関する特別裁判籍（管轄）についての民訴法第15条第1項の規定を参酌すると……日本の裁判所は国際裁判管轄（権）を有するというべき」と述べ、日本の国際裁判管轄を肯定した。

本件判決のとした結論に対しては、肯定的な立場を示す学説もあるが⁷¹、本件のように、損害賠償債務の消極的確認訴訟に対する先制攻撃として利用される加害行為地管轄については、これを否定すべきであるとする学説もある⁷²。確かに、このように加害者たる製造者が製造物責任を免れようとする場合には、加害行為地を管轄原因とすることに疑問が感じられる。

70 大阪地中間判昭48・10・9判時728号76頁。本件の評釈としては、佐藤哲夫・渉外判例百選（増補版）105頁〔1976年〕、ユージン・ダナハー・ジュリ623号150頁〔1976年〕、土井輝生・ジュリ569号142頁〔1974年〕、越川純吉・判評186号144頁〔1974年〕。また、国際訴訟競合の視点から本件に言及したものとして、石黒・現代604頁以下、同「外国における訴訟係属の国内的効果」澤木＝青山編・国際民事訴訟法の理論323頁以下、道垣内正人・渉外判例百選（第2版）218頁〔1986年〕、同「国際的訴訟競合（5・完）」法協100巻4号718頁以下〔1983年〕、澤木敬郎・渉外判例百選（第2版）218頁以下、同「国際的訴訟競合」新・実務民訴講座7巻105頁以下〔1982年〕がある。

71 例えば、浜上・376頁は、生産地管轄は不法行為上の債務についての債務不存在確認訴訟にも妥当するという。また、前掲土井、越川評釈も本件判決に対して好意的である。

72 道垣内・131頁。

前述のとおり、国際製造物責任訴訟は、非対等当事者間での訴訟になる場合が少なくない。損害を蒙った消費者が資力の乏しい単なる一個人であるのに対して、加害者が世界的規模の大企業である場合、責任逃れのための先制攻撃的な加害行為地管轄の利用を無制限に認めることは妥当であろうか。このような場合、被害者たる消費者に、言語・法制度の異なる外国裁判所での訴訟を強いることは、實際上、被害者に救済を断念させるのと同様である。従って、加害行為地で債務不存在確認訴訟の提起を認めることは、国際製造物責任訴訟の管轄政策に整合しないというべきである。

なお、関西鉄工事件とはほぼ同様の事例において、「特段の事情」という判断枠組を用いて国際裁判管轄を否定した判例があるが（真崎物産事件判決）これについては第四節で後述する。

3 結果発生地

後述するように、日本の判例・通説は、結果発生地管轄を、欠陥製品により惹起された直接的損害が発生した地に限定するという点で一致している。そうすると、概念としても用語としても、結果発生地は、間接的・派生的な損害が発生した地である損害発生地とは区別されるべきことになる⁷³。本稿においては、このような考え方に従い、結果発生地と損害発生地を概念的に区別して、それぞれについて製造物責任訴訟の管轄原因としての適格性を論じることとする。

結果発生地に管轄を認めることの妥当性は、損害の結果発生状況についての証拠蒐集に便宜であること、製品の流通圏内、即ち加害者のビジネスの範囲内であり、加害者に予測可能性があること、被害者の住所と一致することが多く、企業たる加害者に比べ、資力の乏しい私人たる被害者の保護につながり、当事者間の実質的公平を実現できること、及び結果発生地の公序に関係することなどにより、根拠づけることができると思われる⁷⁴。しかしながら、この管轄を無制限に認めるときは、加害者が予見できない地での応訴を強いられる結果になるおそれがあるので、一定の条件を付けるべきであるという主張が有力である⁷⁵。

この点については、結果発生地管轄それ自体の妥当性に加えて、かような管轄を認める際の加害者の予見可能性について論じる判例として、先に述べた全日空ボーイング機事件判決が参考になりえよう。

本判決において東京地裁は、製造物責任の法的性質を不法行為と法性決定し、国際裁判管轄の決定についての一般論を述べた上で⁷⁶、結果発生地管轄の具体的検討にあたり、加

73 小林・動向（下）33頁。ドイツ法におけるこのような用語の区別について、同28－29頁。又、ドイツ法における加害行為地と結果発生地の概念、ないし国際私法における不法行為地決定に関する偏在理論について、中野俊一郎「渉外的道路交通事故と共通属人法の適用－ドイツ判例理論の展開－」神戸41巻1号132－133頁。

74 池原・31頁、道垣内・132頁。

75 池原・31頁、松岡・大系289頁。

76 その内容については、本章第二節の一を参照。

害者の予測可能性問題を管轄判断の過程に取り入れ、次のような利益衡量をしている。

「本件事故の発生した土地すなわちいわゆる結果発生地であるにすぎない日本国が本件の不法行為地に含まれるかについて考察するに、本件事故による被害者の保護およびその事故に関する証拠の収集の便宜等を配慮し、裁判を適正・公平かつ能率的に行うという観点からすれば、これを肯定的に解するのが相当である。たしかに、被告の主張するように、結果発生地が加害者の全く予測しえないような隔絶した土地であって、加害者がその土地で提起された訴訟に应诉しなければならないことによって被る利益が、その土地を不法行為地に含めその土地で裁判を行うことによって得られる被害者の保護および証拠の収集の便宜等の利益に比して、著しく大である場合には、公平の観点からその結果発生地を不法行為地に含めるのは相当でないとも考えられる。しかしながら、本件事故については、その加害者とされている被告が全世界を自由に航行する航空機の製造等を業とする大資本の会社であり、しかも、その製造にかかる航空機が日本国内においても多数運行されていることは公知の事実であること、および航空機に欠陥がある場合における人命事故等の発生は航空機の性質上不可避なものであることからして、本件事故の結果発生地である日本国が被告の全く予測しえない隔絶した土地であるとは到底いえないのであり、したがって、その結果発生地を不法行為地に含め、日本の裁判所に本件訴えの裁判管轄権を認めるとしても、被告に格別不当な不利益を強いることになるものではないというべきである」⁷⁷。このように述べて、判旨は、被告の無管轄の抗弁を排斥した。

本判決の評価としては、次の点が挙げられよう。第一に、本判決は、結果発生地管轄については、国際製造物責任訴訟の管轄原因としての妥当性が原則として認められる一方、かような管轄の有無を判断する際には、加害者の予見可能性について、配慮する必要がある、当事者双方の利益・不利益を比較衡量して例外的に管轄を否定する余地があることを示唆した⁷⁸。同様に、加害者の予見可能性について、それを「特段の事情」の一要素として考慮すればよいという見解がある⁷⁹。第二に、本件は、国際製造物責任訴訟の管轄判断において、訴訟手続の追行能力における当事者間の格差に配慮する必要を認めた。本判決は、前述の、非対等当事者間の格差の考慮という国際製造物責任訴訟の管轄政策を反映した代表的判例として評価することができよう。

4 損害発生地

物理的・直接的損害が発生した地、即ち結果発生地管轄から、派生的・間接的に生じる経

77 判時754号62-63頁。

78 平塚真・昭和49年重判解説230頁。

79 道垣内・132頁は、結果発生地が予見不可能の地とはいえないことを一つの前提として解し、予見できなかったという事情がある場合には特段の事情として例外的に考慮すべきである、とする。また、小林・動向（下）33頁も、製造物責任の場合、製品の国際的流通が予定されていると見るべき場合が多く、証拠の収集も不法行為の結果発生地で行ないやすいことが通常であるという理由から、加害者の予見可能性を特段の事情として考慮すれば足りるという。

済的損害が発生した地、即ち損害発生地管轄を区別し、後者を排斥すべきであるとするのは、判例・学説において定着した考え方であると言ってよい⁸⁰。派生的・結果的に生じる経済的な損害発生地までも含めしめると、結局は原告の住所地の管轄を肯定するのと同じことになり、結果発生地管轄の趣旨に反するから、というのが論者の主張である。多数説に従い、逸失利益の発生は不法行為の直接の結果と言えないとして、国際裁判管轄を否定した判例として、東京地判昭59・2・15判時1135号70頁がある⁸¹。

本件において、パナマ法人で日本における登記した営業所を有する原告Xは、その所有する本件船舶に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法人である被告Yから、同船が同州サクラメント港入港碇泊中に、仮差押命令の執行を受けたことが、不法行為を構成するとして、その損害賠償を求める訴訟を日本で提起した。

東京地裁は、Xの主張する管轄原因、即ち、Yの東京駐在事務所が日本にあること、不法行為債権の義務履行地が日本にあること、および結果発生地が日本にあることについて、それぞれ判断を下した。不法行為債権の義務履行地管轄が認められないことは本章第二節の一ですでに述べたが、日本における外国法人の事務所が国際裁判管轄上の普通裁判籍として認められるべきか否かについては、四の2で検討する。ここではまず、結果発生地管轄についての判断のみに触れておく。即ち、本判決は、「原告主張の本件不法行為による結果は、差押の執行により本件船舶が拘束され運行できなかったことであることは、本訴自体から明らかである。原告主張の傭船契約解除による傭船料喪失は、就航不能状態から直接生じた結果ではなく、傭船主が契約解除を選択したことにより、原告が得られるはずの請求権を喪失したという二次的、派生的に生じた結果である。更に、仮差押執行解除の保証金300万ドルの調達のため、やむをえず本件船舶を売却したとの点は、原告が偶然に、東京での売却という方法を選択したことによる結果であって、本件不法行為による直接の結果ということとはできない」として、日本の不法行為地管轄を否定した。

この考え方からすると、例えば、外国で事故により死亡した者の遺族が日本に住所を有する場合、遺族の住所地は直接の結果発生地ではないから、不法行為地には含まれないということになる。もっとも、死者の損害賠償請求権が相続されるという構成を考える場合には、そのように解するのが自然であるが、遺族に対する扶養喪失などを直接の加害と考える場合には、遺族の生活本拠地を不法行為地と考える余地もある、との見解もある⁸²。さらに、損害発生地を「物理的損害の発生した土地」に限定するのは相当ではない、との

80 池原・31頁、道垣内・131頁、山本和彦・444頁、元木伸＝細川清編・裁判実務大系10涉外訴訟法〔1994年〕26頁（長瀬弘毅）。

81 本件の評釈として、道垣内正人・ジュリ843号143頁〔1985年〕131頁、平塚真・昭59年重判解説288頁がある。

82 渡辺・コンメンタール75、78頁、同民訴法判例百選（新法対応補正版）41頁〔1998年〕。

立場を採る判例もある⁸³。

しかしながら、これらの見解は妥当ではない。現在では、結果発生地管轄に一定の歯止めをかけようとする動きとともに、損害発生地管轄を不法行為地管轄から排除することは、すでに国際社会の趨勢になっているというべきである⁸⁴。

思うに、不法行為の結果は、しばしば偶然にすぎない場所で発生する場合が多いから、結果発生地管轄における被告の予見可能性という問題が提起されたわけである。派生的・二次的に生じる経済的損害が発生した地は、被告にとっては更に予見のできない場所だといわざるを得ない。遺族の生活の本拠地ないし損害の発生地を不法行為地と考える見解は、管轄を不当に拡大し、被告の訴訟防御に多大な負担をかける不公平な結果を招来することになるというべきであろう。

三 事務所・営業所所在地の特別裁判籍

国際製造物責任訴訟の場合、不法行為地の特別裁判籍の他に考えられる裁判籍としては、事務所・営業所所在地の特別裁判籍が重要であろう。民事訴訟法5条5号は、事務所又は営業所を有する者に対する訴えで、その事務所又は営業所における業務に関する訴えは、当該事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所に提起することができる、と規定している。本条の規定が国際裁判管轄においても妥当性を有することについて、異論は見られない。解釈論として、本条にいう事務所・営業所は、本店でも支店でもよい。但し、本店が後述する4条4項所定の主たる事務所・営業所であるときは、本号の適用はない⁸⁵。また、事務所・営業所を有する者とは、その場所で自己の名と計算により業務を営む者と解され、これには自然人、法人、法人でない社団、財団、国、地方公共団体が含まれる⁸⁶。

国際製造物責任訴訟の場合、本条の規定に基づいて、製造者のみならず、輸入者ないし流通業者（但し日本の製造物責任法3条によれば流通業者は責任主体にならない）等の損害賠償義務者の事務所・営業所において損害賠償責任を追及することが可能になると思われる。

四 被告の普通裁判籍

83 静岡地中間判平5・4・30判タ824号241頁。本件は、日本法人Xからドイツに居住する日本人Yに対する不法行為（Xは、Yと訴外日本人Aの共謀の詐欺行為により、ドイツからの自動車輸出手続の代行を委託し、日本からドイツへ送金した金銭を失ったとする）に基づく損害賠償請求事件について、外国への送金手続をした土地を損害発生地と見て、日本の国際裁判管轄を肯定した事例である。また、前掲（注81）の判例に対して、利益が失われた土地も損害発生地であるとして国際裁判管轄を肯定した事例として、東京地判昭40・5・27日判タ179号147頁がある。

84 EU規則（ブラッセル条約）における状況については第三章で紹介し、新ハーグ条約の準備草案の規定については第四章に譲る。

85 東孝行・基本法コンメンタール新民事訴訟法1〔1997年〕30頁。

86 同・前掲30頁。

被告の普通裁判籍は、事件の種類内容を問わず、民事訴訟一般についての土地管轄を定めるものである。これは、受動的地位にある被告の防御の利益に重心を置いた手続上の公平観を核とする、古来からの管轄原則「原告は被告の法廷地に従う (Actor sequitur forum rei)」に由来するものであり、原則として国際裁判管轄についても肯定されている。従って、国際製造物責任訴訟についても、原則としてこれが妥当することになるが、解釈論的に全く問題となる点がないわけではない。

1 法人の主たる営業所・事務所所在地

民訴法4条4項は、法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、日本における主たる事務所または営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる、と規定している。この法人の普通裁判籍は、国際裁判管轄においても原則として認められ⁸⁷、これは国際製造物責任事件においても妥当することになる。

2 日本にある外国法人の従たる営業所・事務所所在地

法人の普通裁判籍の補充規定として、民事訴訟法4条5項は、外国に本店を有する外国法人が日本に従たる営業所・事務所をもつ場合にも、日本に普通裁判籍を認める。この規定が、国際裁判管轄に妥当するかどうかについては、争いのあるところである。前述のマレーシア航空事件最高裁判決も、日本における業務との関連性の有無を一切問うことなく、この管轄原因に基づいて日本の国際裁判管轄を認めたため、非難を浴びた。

即ち、多数説は、外国法人等の被告が営業所・事務所を日本に有している場合には、国際裁判管轄は、その日本における業務に関するものに限って認められるべきであり、かような外国法人に対する国際裁判管轄の根拠としては、4条5項ではなく、むしろ5条5号を援用すべきである、とする。その理由としては、日本における営業所・事務所の業務と全く関連のない訴訟について、その応訴を強制することは、当事者間の公平に反する結果となること⁸⁸、また、4条5項は、世界中どこにも主たる営業所のない法人の場合には従たる営業所・事務所所在地に国際裁判管轄を認めると読み替えるべきことになるが、そのような法人があり得ない以上、同条項は類推できないという点があげられている⁸⁹。この説に従い、外国法人が日本に有する営業所・事務所の業務と関連性のない訴えについて、

87 池原・23頁、小島武司＝猪股孝史・45頁、道垣内・111頁、山本和彦・443頁、渡辺・コンメンタール70頁。

88 池原・23頁、特に25頁、池原＝平塚・19頁、新堂・条解民訴40頁、青山善充「国際裁判管轄権」民訴法の争点52頁〔1979年〕、渡辺惺之「国際裁判管轄」民訴法の争点(新版)68頁〔1988年〕、同・民訴法判例百選I(新法対応補正版)40-41頁〔1998年〕。

89 道垣内正人・ジュリ843号136頁〔1985年〕。

4条5項の定める普通裁判籍を否定した判例がある⁹⁰。

しかしながら、マレーシア航空事件最高裁判決のように、内国での権利保護の必要性が高い類型や弱者保護の配慮が働く類型において、専ら民事訴訟法5条5号の特別裁判籍の類推により、妥当な解決を得られるか否かは疑問である。マレーシア国内で航空運送切符を購入したという本件事案からすると、民事訴訟法5条5号を類推しても、最高裁判決と同じ結果を導けないことが明らかである⁹¹。そのためか、多数説的見解は、民事訴訟法4条5項を国際裁判管轄の根拠として認めたマレーシア航空事件最高裁判決の理由付けを批判する点では一致するが、同様の事案を具体的にどう解決すべきかについては見解が分かれる⁹²。

他方において、4条5項の類推により、外国法人の在日営業所・事務所に普通裁判籍を認める判例も少なくない⁹³。同様の立場をとる学説は、対等当事者間の訴訟と非対等当事者間の訴訟を区別すべきであるとし、あるいは、「事務所」の概念をより厳格に解釈するよう、一定の条件を加えたうえで、日本に営業所を有する外国法人の国際裁判管轄を認める⁹⁴。その理由としては次の点が挙げられる。まず、日本に営業所を持つ外国会社について、その営業所が会社の活動拠点としての組織的実体を備えたものであれば、その所在地で応訴を強いられても不利益を蒙るとは言えず、法人の主たる営業所所在地に普通裁判籍が認められる趣旨と整合している⁹⁵。次に、日本国内に営業所を有する外国法人の場合、比較的大規模な企業が多く、代理人の選任、証拠の収集、その他の訴訟活動にさほどの支障は考えられず、しかも日本の法律と日本の司法権の保護のもとで現に事業を継続的に日

90 東京地判昭59・2・15判時1135号70頁。但し、本件判決は、国際訴訟競合になっているという特殊事情を考慮し、当事者間の公平に反するという特段の事情に基づいて訴えを却下した点に注意すべきである。本件の評釈としては、道垣内・前掲ジュリ843号134頁がある。

91 多喜寛「続・国際的裁判管轄権に関する基礎的考察」599頁。特に600頁は、池原説のいう5条5号類推説の論理が曖昧で、結果的には4条3項の類推とはあまり異ならないことになる、と批判している。

92 ワルソー条約28条2項の類推を主張する学説として前掲注(11)所掲文献を参照。また、遺族の生活本拠地を結果発生地と見なすことを主張するものとして、渡辺・前掲注(88)百選・41頁、争点・69頁。

93 東京地判昭59・2・25日判時1113号26頁、東京地判昭57・9・27判時1075号137頁のほか、第五節の台湾遠東航空事件(4条5項により原則的に普通裁判籍が認められるが、「特段の事情」があるとして訴えを却下した)、大阪地判平7・5・23判時1554号91頁。

94 多喜・前掲注(91)603頁、竹下守夫・金融商事判例637号54頁〔1982年〕、本林徹「国際裁判管轄規定のあり方(上)」NBL516号21頁〔1993年〕。

95 竹下・前掲54頁。

本国内で行い、その利益が会社全体に帰属している以上、日本の管轄に服すべきである⁹⁶。加えて、原被告間の社会的・経済的相違に鑑みて、外国における企業活動上の事故に起因する損害賠償請求訴訟と、国際的企業相互間の渉外取引契約上の訴訟を区別すべきである⁹⁷。さらに、ここでいう国際裁判管轄原因としての「営業所」の概念については、より厳格に解釈すべきであるとされ、商法479条に依拠せずに、国際民事訴訟法独自の観点から決すべきである、とされる⁹⁸。

思うに、多数説の見解より、後説のほうが妥当である。4条5項に基づく外国法人の普通裁判籍は、被害者保護を主たる目的とする製造物責任事件、とりわけ、非対等当事者間の国際民事訴訟においては、認められるべき必要性が少なからずあるように思われ、このことは、製造物責任事件の管轄政策と整合している。しかも、後説は、外国法人に対して4条5項に基づく国際裁判管轄を認めるが、これは無制限ではなく、そこには一定の条件が付けられている。多数説の中には、同条同項に基づいて日本の国際裁判管轄を認めた判決は外国で承認・執行できないため意味がない、との批判的意見もある⁹⁹。しかし、同条同項により外国法人を相手方として損害賠償を請求する場合には、法廷地での執行を念頭に置く場合が多いので、外国における判決の承認・執行の問題は原則として生じないと思われる。

また、同条同項により被告の普通裁判籍を認めることが、多数説が危惧するように、当事者間に不公平な結果を招来するおそれがある場合には、特段の事情として例外的処理を行うことが可能と思われる。

第四節 国際裁判管轄の審査

前述のとおり、国際裁判管轄の決定方法については学説の対立が見られるが、国内土地管轄規定に定められている裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、裁判の適正・迅速、当事者間の公平という理念に反するような特段の事情がない限り、日本の国際裁判管轄を認めるという決定方法が、判例において定着している。言い換えれば、特段の事情がない限り、国際裁判管轄の有無は、土地管轄規定が定める管轄原因の存否により判断されるため、管轄原因事実の認定がかなりの重要性をもつことになる。

通説によれば、訴訟要件たる国際裁判管轄は、職権調査事項と解されている。しかしながら、民事訴訟法は、如何なる事項が職権調査の対象か、また、職権調査について如何なる方法で調査が行われるべきかという点について何ら規定していない。そのため、職権調査

96 竹下・前掲54頁、本林・前掲21頁。また、後者は、「本条について、最高裁・その後の下級審の考え方は、アメリカ各州のロング・アーム法が”doing business”をしている外国法人に対し一般的管轄を肯定する考え方に近い」と指摘している。

97 竹下・前掲54頁。

98 竹下・前掲54頁、本林・前掲21頁。

99 小林秀之・法学セミナー1982年2月号24頁。しかし、小林教授は、動向(下)32頁では、製造物責任の国際裁判管轄について、同条同項の適用を考えておられるように窺える。

事項の存否を判断するための資料（基礎をなす事実及び必要とされる証拠）の収集方法が問題となる。職権探知が法定される人事訴訟法14条、31条の場合を除いて、涉外財産関係事件における管轄原因事実の認定については、如何なる方法でその判断が行われるべきか、即ち、弁論主義によるべきか職権探知主義によるべきかについては、規定がないため、解釈に委ねられざるを得ない。とりわけ、本節三で後述するように、管轄原因事実と請求原因事実が競合する場合の取扱いについては議論がある。

一 職権調査の意味

国際裁判管轄は職権調査事項であるとされる。職権調査が、職権探知とは区別される概念であることは、現在では異論をみない。職権調査とは、裁判所が調査対象を職権で問題として取り上げることであるが、その判断の基礎となる事実や必要な証拠（判断資料）の収集を誰の責任とするか、即ち弁論主義をとるか職権探知主義をとるかとは、別平面の問題である。即ち、職権調査という調査は、職権探知を意味するものではなく、判断資料の収集方法は、職権調査の概念それ自体の中には含まれていない¹⁰⁰。また、裁判所は、訴訟要件を基礎付ける事実について疑いを抱く場合、その事実の主張・証明を当事者に促し、また裁判所が訴訟要件を否定する事実を自ら知っているときは、これを当事者に指摘して主張・証明を促すべきであると解されている¹⁰¹。

このような意味において、国際裁判管轄における職権調査とは、専属管轄についてのみならず、任意管轄の場合についても、一般管轄、特別管轄を問わず、全ての裁判籍の有無を職権で調査しなければならないということである。換言すると、当事者の主張していない裁判籍について、裁判所の目から見れば管轄が認められうる場合、裁判所は、職権をもってこれを取り上げ、当事者に指摘し、その主張・証明を促すべきである¹⁰²。しかしながら、具体的な管轄原因事実についての調査は、次に述べる判断資料の収集の問題であり、職権調査とは次元を異にする。

二 管轄判断資料の収集

職権探知が法定される人事訴訟の場合を除いて、職権調査事項については、調査事項の性質や目的により、弁論主義によるか職権探知主義によるかを個別に決定すべきであるとされる。即ち、職権調査事項とされる訴訟要件のうち、学説がほぼ共通して職権探知事項であると指摘するのは、裁判権（Gerichtsbarkeit）、専属管轄、当事者の訴訟能力の存否など、公益性の強いものである¹⁰³。当事者が処分できる任意管轄のような訴訟要件については、公益性が強くないことや、当事者の私益を考慮すべきことから、その判断資料の収

100 小室直人・234頁、松本博之・119頁以下。

101 松本博之・137頁。

102 これに対してアメリカ法上の処理は異なる。第二章第一節五を参照。

103 小室直人・237頁。

集については弁論主義が妥当するとみる学説がある反面¹⁰⁴、原告が主張・立証すべき事柄であるが、裁判所も職権で証拠調べができるとするものもある¹⁰⁵。

国際裁判管轄については判例・学説上対立がある。国際裁判管轄は職権調査事項であるが管轄原因事実については原告が証明責任を負うとする説がある反面¹⁰⁶、国際裁判管轄は職権調査事項であると同時に職権探知事項でもあるとする学説も少なくない¹⁰⁷。もともと、後者の中では、次に述べる管轄原因事実と請求原因事実が競合する場合については、例外的に弁論主義を採るべきものとする見解が多数であるように思われる¹⁰⁸。

三 管轄原因事実と請求原因事実が競合する場合の管轄審査

義務履行地や不法行為地の特別裁判籍において、管轄原因をなす事実と、訴訟の目的たる権利または法律関係を構成する請求原因をなす事実が競合する場合、被告がかかる原因事実を争って管轄抗弁を行う場合に、訴訟要件たる管轄の審査、即ち訴えの適法性審査と、実体審査、即ち請求の理由具備性審査とを混同させないために、裁判所がどのように手続を進めればよいかについては、判例・学説上、対立が見られるところである。

1 管轄原因仮定説（立証不要説）

この見解は、原告の有理性を持つ（首尾一貫性のある）主張があれば、それにより管轄原因事実が存在するものと仮定して、管轄を肯定してよいとする。

このような立場をとる判例として、リーダーズダイジェスト事件¹⁰⁹がある。本件において、日本に住所を有する原告Xらは、勤務先である日本に本店を置く訴外会社Aが閉鎖

104 新堂幸司・新民事訴訟法〔1998年〕205頁、399-400頁、鈴木正裕「訴訟要件の調査」演習民事訴訟法〔1982年〕26頁、松本博之・142頁。

105 小島武司＝石川明・新民事訴訟法〔1997年〕45頁、中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編・新民事訴訟法講義〔1999年〕74頁（長谷部由起子）。

106 高橋・55頁、山本和彦・448頁、森勇「土地管轄及び国際裁判管轄が請求原因と符合する場合における管轄審査」中村英郎教授古稀祝賀・民事訴訟法学の新たな展開（上巻）〔1996年〕350頁。

107 道垣内・141頁、渡辺・コンメンタール63頁、小島武司＝猪股孝史・40頁。高橋教授も、最近の論稿においては、同様の見地から、「涉外事件審理における裁判所の負担は小さくはなく、国家ないし裁判所としては関心は大きいと言わざるを得ない。他国で承認し得ない判決を量産すべきではないという意味で、国際的な法秩序への責任もあろう。公益というには確かに小さいが、裁判所の職権探知（少なくともいわゆる職権審査）とするには足りるのではなかろうか」と述べておられる。高橋宏志「国際裁判管轄における原因符合」原井龍一郎先生古稀記念祝賀・改革期の民事手続法〔2000年〕314頁。

108 道垣内・141頁、同・判時1129号207頁、小島武司＝猪股孝史・40頁。

109 東京地中間判平元・3・27判時1318号82頁。本件の評釈として、松岡博・私法判例リマークス1990〔1991年〕270頁、陳一・ジュリ978号164頁〔1991年〕がある。

されたことに伴い、解雇された。Xらは、本件解雇は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づいて設立され、同国ニューヨーク州に営業上の本拠を置く被告Yが、A社を完全に支配しているというその地位を用い、被告が計画し、A社と一体となって、専ら組合潰しのため閉鎖を偽装して行ったものであるから、Xらに対する不法行為を構成すると主張して、それに基づく損害賠償を求めた。

東京地裁は、管轄原因の審査について次のように判断した。即ち、「管轄の存否の判断に際しては、原告らの主張がそれ自体理由がないとか、何らの根拠もないことが明らかな場合を除き原告らの主張事実が存在するものと仮定していずれの裁判籍が存するかを判断すれば足りる」、と。

学説上も、次のような理由から、これを支持するものがある。即ち、移送制度が完備している内国土地管轄の場合と異なり、国際裁判管轄に関しては、現状では却下の道しかないことを考えるならば、本来本案の段階で立証を尽くした上で判断されるべき事実につき、「一応の立証」のいかんによって訴えを却下し、本案審理への道を閉ざすことは、実質的な裁判の保障という視点から疑問である。また、原告の理由なき提訴による被告の損害については、損害賠償請求の反訴等により考慮することも不可能ではない、と¹¹⁰。

2 管轄原因審理説（立証必要説）

これに対して、原告が管轄原因について「一応の証明」をなすべき義務を負うとする見解（管轄原因審理説ないし立証必要説）もある。前に述べた航空自衛隊ヘリコプター墜落事件は、この立場を採る代表的な判例であり、管轄原因の審査について、次のような判断を下した。即ち、「裁判管轄の存否については、本件の如く管轄原因たる事実と請求原因事実とが符合する場合であっても、原告の主張のみによってこれを肯定し被告に実体審理についての応訴の負担を負わしめるのは相当ではなく、管轄原因についての一応の証拠調をなしたうえでこれを判断すべきものとする。しかしながら、その際明らかにされるべき点は管轄原因としての『不法行為地』が日本国内に存するか否かということであって実体法上のそれではないのであるから、裁判所としては被告の行為により日本国内において原告らに損害が発生したことについてたかだか実体審理を必要ならしめる程度の心証を懐くに至った場合は、右管轄原因の証明ありとして管轄を肯定して差し支えないものというべきである」、と。

判例・学説の多数は、管轄原因審理説を妥当とする方向で定着しつつあるように見える

110 渡辺惺之・ジュリ昭和年59重判解説293頁、同・コンメンタール63頁。また、岡野祐子・ジュリ1113号286頁は、同様の立場によりつつ、被告の応訴負担は「特段の事情」判断の中で考慮すればよい、とする。

¹¹¹。その理由としてほぼ共通にあげられるのは、被告保護という点である。つまり、原告主張のみによって管轄の有無を判断すべきものとすれば、原告による恣意的な管轄取得を阻止することは難しい¹¹²。現行の国内土地管轄規定は、被告の普通裁判籍を原則としながら、特別裁判籍について、事件類型に応じた法廷地の自由選択を原告に許している。原告による管轄選択が正当な権利であるとしても、それが行き過ぎ、あるいは濫用され、「法廷地漁り」になってしまうおそれは否定できない。従って、単に原告の主張のみによるのではなく、原告が管轄原因事実について立証責任を負うべきであると説く管轄原因審理説が、正当性を持つというべきであろう。

第五節 国際製造物責任訴訟における「特段の事情」論

以上のように、製造物責任事件の国際裁判管轄については、外国法人の在日支店を含む被告の普通裁判籍、営業所所在地の特別裁判籍、加害行為地及び結果発生地に、管轄原因としての原則的妥当性が認められる。しかし、具体的事案におけるルール適用に際して、原則たるルールを覆すべきかどうかを左右する「特段の事情」の有無が、どのようなファクターによって決定されるかについては、なお解明すべき点が残されているというべきであろう。

「特段の事情」の内容として、裁判例の多くは、国際裁判管轄を認めるについての条理、即ち「当事者の公平、裁判の適正・迅速という理念に反する特段の事情の有無」について検討する。特段の事情を認めて国際裁判管轄を否定した裁判例の中には、管轄原因を認めながら特段の事情があるとしたものがあるほか¹¹³、一次的に管轄原因の不存在、予備的に特段の事情を認定したものもある¹¹⁴。また、より具体的な基準を述べる裁判例は、大きく二つの傾向に分かれるとの指摘がある。即ち、一つは、当該訴訟の具体的事案との関係を重視し、その事実関係の中で前記条理に反する事情の有無を考えるという立場であり、もう一つは、問題の国際性を重視し、「国際的な観点からの配慮を加えた場合に」前記条理に反する事情の有無を考えるという立場である、と¹¹⁵。

111 全日空ボーイング機墜落事件、オーストラリア定期傭船沈没事件（東京地判平7・3・17判時1569号83頁）、米国パートナーシップによる共同不法行為事件（東京地判平7・4・25判時1561号84頁：原告が管轄原因の一応の証明もしていないとして原告の主張を排斥）、東京地判平11・1・28判時1681号149頁（同上）。同じ立場をとる学説としては、後藤明史・ジュリ580号142頁、石黒一憲・法教47号69頁、道垣内正人・判時1129号207頁、小原喜雄・ジュリ852号229頁、越山和広・判時1585号204頁、神前禎・ジュリ1118号133頁がある。

112 上北武男「管轄原因の認定—本案要件との符合」民訴百選Ⅰ（新法対応補正版）56頁〔1998年〕、高橋・前掲注（107）327頁。

113 注（117）所掲の台湾遠東航空事件、注（116）所掲の真崎物産事件がこれにあたる。

114 東京地判平5・4・23判時1489号134頁。

115 山本和彦・前掲注（15）272頁。

上の分類とは別に、国際製造物責任に関する裁判例が考慮に入れた特段の事情は、次のような3つのファクターによって、具体化されうるであろう。

第一に、国際訴訟競合の規制である。即ち先行外国製造物責任訴訟に対抗するため、日本を加害行為地として損害賠償債務不存在の確認訴訟を提起する場合である。例えば、真崎物産事件判決¹¹⁶では、日本法人で製麺機の製造販売を業とするXが、アメリカ法人の訴外Aに製麺機を販売した。この販売に際しては、アメリカ法人のYがXの販売代金の見積りを入手するなどして関与した。分離前被告Zは、Aの従業員として製麺作業中に製麺機に左手を巻き込み負傷したので、この事故は本件製麺機の設計等の瑕疵あるいは安全指導の欠如によって惹起されたものであるとして、X、Y及びその他のものを被告として製造物責任に基づく損害賠償請求をアメリカにおいて提起した。この訴訟においてYは、Xに対し、Yが敗訴した場合にYがXに求償請求する旨の訴訟を提起した。Xは、日本において、Z、Yに対し、それぞれ損害賠償債務の不存在確認請求を提起した。日本におけるXのZに対する消極の確認訴訟は、Zが欠席したため、本件と分離の上、X勝訴の判決がなされている。本件は、日本におけるXのYに対する求償債務不存在確認訴訟である。

まず国際裁判管轄について、東京地裁は、製麺機が日本国内でXにより設計、製造されたことから、加害行為地が日本にあるとして、不法行為地の裁判籍を認めた。それに次いで判旨は、特段の事情の有無を検討して、次のように指摘する。即ち、「このような外国における給付判決の執行を阻止することを目的にして、我が国で債務不存在確認訴訟を提起するのは……直ちに違法であるとは言い難い。しかしこれを無制限に許すときは、我が国の民事訴訟法の外国判決承認制度の趣旨を没却ないし著しく狭めることになり、また被害者の実質的な救済を困難にし……ひいては相互主義の見地から、日本の裁判所の判決が外国で承認されなくなる恐れもある」、と。

第二に、証拠収集の難易である。前述のとおり、不法行為地の裁判籍が認められるのは、そもそも被害者の提訴の便宜もさることながら、証拠収集が容易で適正迅速な裁判を図ることができるからである。国際製造物責任のような隔地的不法行為類型においては、事故の原因となる証拠が、一方の場所に偏在する場合が少なくない。のみならず、司法共助も不可能になる場合、これらの状況は、管轄否定、訴え却下に直結しやすい事情になる。

代表的な事例は、台湾遠東航空機事件¹¹⁷である。この事件においては、ボーイング社の製造にかかる航空機が、ユナイテッド航空から中古で台湾の航空会社（訴外遠東航空）に売却され、台湾で墜落した。そこで、死亡した乗客の遺族らが、欠陥のある航空機を製造したボーイング社と、その欠陥を隠して売却したユナイテッド社を相手取り、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を東京地裁で提起した。この事件にはワルソー条約の適用はなく、また、遺族の一部がアメリカ合衆国カリフォルニア州で提起した同様の訴えは、むし

116 東京地判平3・1・29判時1390号98頁。

117 東京地中間判昭61・6・20判時1196号87頁。本件の評釈としては、道垣内正人・ジュリ867号68頁〔1986年〕、山本弘・法教74号132頁〔1986年〕、井之上宜信・ジュリ892号117頁〔1983年〕、松岡博・判評342号195頁〔1983年〕がある。

ろ台湾が適切な法廷地であるとして、非適切法廷地の理論により却下されている¹¹⁸。東京地裁は、「特段の事情とは、わが国の裁判所に管轄権を認めることが、当該訴訟における具体的事実関係に照らして、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する結果となるような事情を意味する」ところ、「わが国と台湾の間には現在正常な国交がなく、これらの証拠ないし証拠方法をわが国の裁判所が司法共助により利用することができない」から、「わが国の裁判所が証拠に基づく適正な裁判を行うことは著しく困難であるといわざるを得ない。従って、本件訴訟をわが国の裁判所において審理、判断する場合には、裁判の適正を期するという理念に反する結果となる恐れがあるというべきである」と判示した。

第三に、被告の防御能力への配慮である。被害者保護、とくに社会的、経済的に格差のある非対等当事者間の訴訟につき、弱者の保護が最も重要な管轄政策であることは、前述したところである。一方、被害者保護だからといって、被告の手續上の権利を無視してよいわけではない。航空自衛隊ヘリコプター墜落事件判決は、「特段の事情」の有無を検討するに際して、このような配慮について言及した。東京地裁は、まず、「本件ヘリコプター及び本件ソケットがいずれも米国内において製造され……たものであるとの事実及び被告及びバートル社がいずれも米国法により設立され米国内に本店を有する法人であるとの事実によれば、我が国の裁判所で本件を審理した場合被告の防御活動及び証拠調に若干の不都合をきたすことも予想されないではない」と指摘し、本件の場合、「被告は全世界を自由に航行しうる航空機の製造を業とする大資本の会社であり、また、同じく航空機等の製造・販売を業とする被告の全額出資子会社であるボーイングインターナショナルコーポレーションが支店を日本に設置していること」等に照らして、日本の裁判所で本件を審理することが、必要な防御の機会を奪われる程の不利益を被告に課するものとは認め難い、という結論を下した。

小括

国際民事訴訟法上、製造物責任は、一種の不法行為と性質決定し、不法行為地裁判籍（民事訴訟法5条9号）の適用対象として、国際裁判管轄の有無を検討すべきである。他に考えられ得る管轄原因としては、同法5条5号の事務所・営業所所在地の特別裁判籍、同法4条4項の法人の主たる事務所・営業所、同法4条5項にいう外国法人の在日事務所・営業所所在地がある。これらの管轄原因を一応の基礎として、製造物責任法の主目的である被害者保護を製造物責任事件の管轄政策として重視しながら、各論的な規整を考えていくことが最も妥当であろう。

とりわけ、製造物責任事件のような隔地的不法行為においては、管轄原因としての不法行為地の確定が問題になる。原則的に加害行為地と結果発生地の両方ともが不法行為地とみられることは、すでに学説と判例のいずれにおいても定着している。それぞれの管轄原

118 *Nai-Chao v. Boeing C.*, 555 F.Supp. 9 (1982). 本件に関する邦語文献として、小山昇「フォーラム・ノン・コンヴィニンス法理と国際裁判管轄権の判断基準についての一視点」法と政治39巻1号87頁〔1988年〕がある。

因についての制限については、次のような動きが窺える。まずは、欠陥製品の製造・設計が行われる地を加害行為地と捉えて、不法行為地管轄を認めることは、一般に問題とはされないが、外国の先行訴訟に対抗するために提起される損害賠償債務の消極的確認訴訟において、先制攻撃的に利用される場合の加害行為地管轄については、これを、「特段の事情」論により否定する判例がある。また、結果発生地管轄は、直接的損害が発生した地に限定されており、派生的・二次的な経済上の損害が発生した地の管轄は認められるべきではない。このことは、解釈論においてすでに定着していると言ってよい。

以上のように、明確なルールによる法的安定性を一応確保したうえで、具体的妥当性の観点から、「特段の事情」論による修正が行われるべきである。例えば、最高裁平成9年判決は、法廷地での応訴が被告の予測を越えるか否を、「特段の事情」判断に際して考慮した。確かに、渉外事件の増加は、不法行為地、とりわけ結果発生地の偶然性を強める方向に作用しており、これは不法行為地管轄ないし結果発生地管轄の正当性に対する懷疑を生じる要因の一つとなりえよう。法廷地での応訴に関する被告の予測可能性は、しばしば結果発生地管轄との関係で問題とされているが、結果発生地における訴えの提起が、被告の予測範囲を越え不公平な結果を招くおそれがある場合には、「特段の事情」判断によって管轄を否定し、訴えを却下することが考えられるべきであろう。

第二章 アメリカ法における製造物責任訴訟の管轄問題

－「通商の流れ」理論を中心として－

第一節 アメリカ合衆国の対人管轄総論

周知のとおり、アメリカ合衆国の司法制度は、連邦制度の下で、連邦のそれと州のそれとが二元的に構成されており、相互に独立している。州と連邦の裁判権が及ぶ範囲はそれぞれに限界があり、合衆国憲法により制約されている。この合衆国憲法の制約の下で、各州は、自州の裁判管轄権の範囲を判例や制定法により明らかにしている¹。

伝統的には、アメリカ法上の管轄権は、主権の概念に基づいて発展してきたものであるため、属地主義的発想が根強い。だが、属地主義への固執は、州際的ないし国際的事件の場合において、もはや合理的な紛争解決には役立たないものとなりつつある。そこで、合衆国憲法の制約の下で、州裁判所の管轄権の根拠について、様々な理論が工夫創出されることになる。

それに加えて、被告が州外ないし海外の住民や法人であるような涉外民事訴訟事件は、州籍相違 (diversity of citizenship) 管轄に基づいて、被告の申立てにより、連邦裁判所に移送されることが多い²。合衆国最高裁への上告が受理されない限りでは、連邦控訴裁判所の判例が高い規範性をもつ。従って、本章では、まずアメリカ合衆国における州と連邦の裁判管轄権に関する総論的アプローチを概観する (第一節)。その上で、製造物責任事件について、一般管轄の管轄原因、及び特別管轄の判断につきしばしば援用されてきた「通商の流れ」理論について考察する (第二節)。そして、「通商の流れ」理論についての最近の合衆国最高裁判例を検討したのち (第三節)、それ以後の各巡回区連邦控訴裁判所の判例を調査することにより、「通商の流れ」理論の妥当性や学説・判例における動向の把握を試みたい (第四節)。最後に、管轄原因事実と請求原因事実が競合する場合の、原告の挙証責任について、これを詳しく検討した第1巡回区の判例を紹介することにより、日本における同様の問題を考える際の参考としたい (第五節)。

1 田中英夫・総論 (下) 605頁、野村美明・動向25-26頁。アメリカの裁判管轄権に関する一般的な紹介としては、リース「アメリカにおける国際裁判管轄とロング・アーム法」(高橋一修訳) アメリカ法 [1977-I] 1頁以下、小山昇「アメリカ合衆国における州裁判管轄権の判断基準についての一考察」法と政治33巻3号 [1982年] 101頁、江泉芳信「アメリカ合衆国における対人管轄権とロング・アーム法」早大法研論集12号 [1975年] 25頁、同「アメリカ合衆国における新しい裁判管轄規則」青法23巻2号 [1981年] 75頁がある。

2 州裁判所から連邦裁判所への管轄移送 (removal) に際しては、通常、訴訟戦略的考慮が強く働く。なぜなら、管轄争いは、法廷地の訴訟手続 (例えば管轄原因の証明における基準、discovery の利用範囲など)、準拠法選択、出訴期限、陪審の構成など、訴訟全体の勝敗に直結する要素が少なくないからである。

一 合衆国憲法第14修正による制約

アメリカ法上、裁判所が、民事紛争に対して有効な判決を下すには、次のような要件を充たさなければならない。第一に、事件に対して事物管轄権 (subject matter jurisdiction) を有すること、第二に、被告に対して対人管轄権 (personal jurisdiction)、係争物に対する対物管轄権 (jurisdiction in rem) 又は準対物管轄権 (quasi in rem jurisdiction) を有すること³、第三に、訴訟係属の告知 (notice) を被告に適法に送達すること (対物訴訟の場合、送達に加えて対象となる財産が差押さえられること) である。かかる三つの訴訟要件のいずれかが欠如する場合、訴えは却下されるべきであるが、そのいずれが欠如したまま下された判決は無効なものであり⁴、上訴や事後的攻撃 (collateral attack; 第五節で後述する) に服する。

州の裁判所が、どのような民事事件に対して管轄権を行使しうるかは、それぞれ州法に委ねられるが、州の管轄権の行使は、他州の司法主権を侵害しないことを確保するため、合衆国憲法上の制約に服する。州の管轄権行使が、合衆国憲法第14修正におけるデュー・プロセス (due process; 適正手続) 条項により制約されることをはじめて明らかにしたのは、1877年の *Pennoyer v. Neff* 事件判決⁵ である。

1 *Pennoyer v. Neff*

〔事案〕

弁護士Aは、オレゴン州で、本件原告Xに対する弁護士費用請求訴訟を起こした。Aは、訴え提起の時点ではカリフォルニア州に移住していたXに対して公示送達を申請し、欠席判決を取得したうえ、判決の執行により強制競売されたXのオレゴン州の土地を購入し、本件被告Yに売却した。後に事情を知ったXは、連邦地裁で、公示送達による管轄権取得の有効性を争い、本件欠席判決は対人管轄権の欠如により無効であるとして、Yに対する土地明渡しを請求した。連邦地裁はXの請求を認容したため、Yが合衆国最高裁に上告。

3 アメリカの民事訴訟法においては、被告に対する権限に基づく管轄権と、領域内にある物に対する権限に基づく管轄権が区別されている。本章において議論の対象となるのは、主として前者即ち対人管轄権である。対物管轄権は、州の領域内にある財産に関する訴訟、離婚のような身分関係訴訟に用いられ、それに基づく判決は対世的効力が認められる。準対物管轄権は、州外にある物や債権の仮差押えによって成立し、これに基づく判決は対世的効力をもたない。対物・準対物管轄権については、田中英夫・総論(下) 606-607頁、小林秀之・アメリカ民訴24-25頁を参照。

4 Subrin= Minow= Brodin= Main, at 644; Hazard, at 173.

5 *Pennoyer v. Neff*, 95 U.S. 714 (1877). 本件についての解説としては、田中英夫・総論(下) 605-606頁、小林秀之・アメリカ民訴・21-22頁、野村文明・動向27-28頁がある。本件判決が下されるまでの史的考察については、Hazard, *A General Theory of State-Court Jurisdiction*, 1965 Sup. Ct. Rev. 241. また、本件に関わった当事者の人間像に焦点を当てた文献としては、Perdue, *Sin, Scandal, and Substantive Due Process: Personal Jurisdiction and Pennoyer Reconsidered*, 62 Wash. L. Rev. 479 (1987).

〔判旨〕 上告棄却。

① 合衆国最高裁は、被告に対する領土主権に基づく管轄アプローチが、独立国家の対人、対物管轄権という公法 (public law) 上の原則に由来すると指摘する。州は独立国家ではないが、かような原則は州についても妥当する。即ち、「すべての州は、州内の人間と財産について排他的裁判管轄と主権を有している。即ち、いかなる州もその領域外の人間または財産に対して、直接に管轄権や権能を行使できない。各州は同等の威厳と権能を有しており、その独立性はすべての他州の権限を排斥することを意味する」、という⁶。

② さらに同最高裁は、「合衆国憲法第14修正の成立以来、本件前訴のような判決の有効性は直接に疑問を投げかけられ、又は、管轄権を持たない裁判所において当事者の権利義務を裁判する手続は、デュー・プロセスに適合しないという理由から、このような判決の執行は許されない」といい、州外住民に対する公示送達是对物訴訟のみについて有効とされる、と指摘した⁷。

合衆国最高裁は、本判決において、管轄権を対人管轄と対物管轄に大別したほか、州裁判所の管轄権の根拠を州の独立した主権と権能に求めている。一方、州裁判所の管轄権行使の限界が、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項により制約されるという判例理論は、本判決においてはじめて基礎づけられることとなった。

2 属地主義原則 (the territorial theory; territorial approach) の確立

合衆国最高裁は、本判決で、州裁判所の管轄権を、州内に物理的に存在する人や物のみに限定している。逆に言えば、州裁判所は、法廷地州の領域を越えて、州外の人や物に対し、管轄権を行使してはならない。なぜなら、被告個人もしくはその財産に対する、裁判所の直接の権限が必要とされるからである。

本判決以前においても、州外被告に対して本案判決を下すための要件如何は、アメリカ判例実務上の大きな問題であった。その難しさは、アメリカ合衆国の連邦主義⁸ に関係すると指摘されている⁹。また、コモン・ローにおいては、準刑事的 (quasi-criminal) 性質

6 *Pennoy v. Neff*, at 722.

7 *Pennoy v. Neff*, at 733.

8 アメリカの憲政体制は、準主権 (quasi-sovereign) 並びにそれに基づく独自の司法制度を持つ州からなる連合体 (federation) として捉えられる。かような法的構造の当然の結果として、連邦裁判所の専属管轄事件でない限り、州裁判所は州内にある自然人と法人に関わるあらゆる民事紛争について裁判する権限をもつ。即ち、州は領土管轄権 (territorial jurisdiction) をもつ。それは原則として、国際法上の規則に類似する。即ち、州は、国際社会における国家と同様に管轄権を行使する。この考え方は、州裁判所が、他州民に対して、自州と関連を持たない訴訟へ出頭を強制する権限を有しないことをも意味する。州裁判所の管轄規則は、従って、合衆国連邦体制内で行われている「一種の国際法 (the species of international law)」と表現されることもある。Hazard, at 174-175.

9 連邦制度のもとにおいては、自州民保護が属地主義の原則を形成する一因でもあったという指摘がある。Subrin= Minow= Brodin= Main, at 645.

を有する対人訴訟が多く、被告に対する物理的拘束なしには判決を執行できないということも、属地主義原則の形成に寄与したと考えられる¹⁰。

二 同意理論、存在理論及び事業活動理論

属地主義の原則は、後述する1945年の *International Shoe* 事件判決まで維持されることとなるが、その間に、厳格かつ機械的な属地主義原則の適用が不合理な結果をもたらしていることが徐々に明らかとなった。とくに法人は、どこにも「物理的に存在している」とは言えないため、州外法人の扱いは問題であった¹¹。そこで、アメリカの裁判所は、次のようないくつかの法的フィクションにより、*Pennoyer* 事件判決に従いつつ、その硬直性を緩和しようとした。

属地主義の原則のもとでも、被告が出廷により、自ら州の対人管轄に服することは認められる。この同意は、管轄合意のような事前の同意と事後的同意に分かれる。事後的同意は、送達を受領や放棄の他、異議を留めない応訴(*general appearance*)¹²によっても認められる¹³。

法人の場合も同様である。属地主義の原則によれば、法廷地州が、州外法人に対し有効な判決を下すことは、そもそもあり得ない。なぜなら、属地主義の原則が要求する「物理的存在」は、州外法人には当てはまらないからである。そのため、法廷地州が、対人管轄を行使するためには、州外法人の同意を得なければならなかった。合衆国最高裁は、かかる問題の解決策として、*Pennoyer* 事件判決において、「州外法人が管轄権に服するよう義務づけられ、法廷地における事業活動が許可される条件」として、「法廷地において送達を受領する代理人を指定すること」をあげた¹⁴。そのため、これ以降、多くの州は、自州内で事業活動を行おうとする州外の法人に対して、訴状の送達を受領する代理人の設置を義務づける法律を制定し、州外法人がかかる代理人を設置すれば、自州の対人管轄に明示的に同意したものとして扱うこととした¹⁵。この「同意」理論は、一般原則としての属地主義の地盤を守る役割を果たしたといえることができる。

他方において、州外法人としては、法廷地州の管轄を回避する策略として、送達受領代理人の設置を拒絶するようになったため、裁判所は、「同意」という概念の解釈を操作せざるを得なくなった。これによると、州外法人が州内で事業活動を営んだ場合、上で述べ

10 Friedenthal= Kane= Miller, § 3.2 at 97.

11 そもそも法人は、その設立した州の裁判所の管轄のみに服し、設立州の領域を越えると、その法的存在が認められなくなるとされた。Scoles & Hay, § 9.3 at 327 ; Friedenthal= Kane= Miller, § 3.7 at 110.

12 異議を留めない応訴とは、裁判所の管轄を争うことなく、本案について答弁を行うことをさす。

13 Born, at 101; Field= Kaplan= Clermont, at 951-952. また、これは、一般管轄の管轄原因でもある。一般管轄については第二節の一で後述する。

14 *Pennoyer v. Neff*, at 735.

15 Marcus= Redish= Sherman, at 685; Field= Kaplan= Clermont, at 963.

た明示的同意がないとしても、その事業活動から生じた一切の紛争について訴えられうる。なぜなら、法廷地州で事業活動を行った州外法人は、法廷地州裁判所の対人管轄に黙示的に同意したものと擬制されるからである¹⁶。しかしながら、かかる黙示的同意は完全なものではない。例えば、明示的同意を行った法人は、その事業活動と関係しない請求についても、法廷地州の一般管轄に服することになるのに対して、黙示的同意のもとでは、管轄は、法人の事業活動から生じた請求に限られ、その結果、明示的同意をする法人は少なくなるからである¹⁷。

そのため、同意理論に代わるものとして、法廷地州における法人の「存在」が擬制されることとなった。即ち、法廷地において「十分な」商業活動を行っている法人は、州内に「存在」していると見なされ、それによって送達が可能になる。一瞥すると、それは、黙示的同意と変わりないようにも見えるが、かような擬制的「存在」理論は、同意理論と同様に、一般管轄を根拠づけるものである。

しかし、「存在」理論にも問題がないわけではない。この理論に基づく対人管轄の主な根拠は、州外法人が、法廷地州内で「十分な事業活動」に従事したことにあるが、この「十分な事業活動」があるというためには、法廷地州における「継続的な取引」の存在が、立証されなければならない¹⁸。逆に言えば、州外法人が、一旦法廷地における商取引を中止すると、かかる「継続的な取引」は認められないとされ、法廷地州の管轄から逃れることができた¹⁹。また、どの程度の商取引が、「十分な」事業活動といえるかは明確でない。このような事情から、裁判所は、州内における被告の「事業活動」自体の有無を管轄判断の基準として採用することになった（「事業活動」理論）。しかしながら、「事業活動」の内容・基準は、明確でない。判例における「事業活動」認定基準は、整理が困難であるという指摘がある²⁰。とりわけ、親子会社における「事業活動」の認定には問題を伴う。なぜなら、親会社に対して管轄が認められても、そのすべての子会社に対して管轄が認められるとは限らず、一つの子会社に対して管轄が認められても、親会社に対して必ずしも管轄が認められるとは限らないからである²¹。

交通・通信手段の進化や州際貿易の拡大に伴って、各州は、州外の人、会社に対する管轄権行使の必要に迫られるようになった。そこでは、従来の属地主義原則や同意理論は十分な役割を果たすことができず、それに代わる新たな理論が求められることになった。そこで合衆国最高裁は、1945年の *International Shoe Co. v. Washington*²² 判決において、

16 Field= Kaplan= Clermont, at 963; Casad & Richman, at 77.

17 Friedenthal= Kane= Miller, § 3.5 at 105-108.

18 Marcus= Redish= Sherman, at 686.

19 *Id.*

20 捉えにくい基準の例については、Friedenthal= Kane= Miller, § 3.7 at 112.

21 親会社と子会社との間に、代理関係や経済上・経営上の支配関係が存在する場合、管轄は従属的に認められる。Friedenthal= Kane= Miller, § 3.7 at 112.

22 326 U.S. 310 (1945). 本件についての解説としては、小林秀之・アメリカ民訴27-29頁、坂本正光・英米法判例百選（第3版、1996年）162-163頁がある。

旧理論の枠組みを越えて、州外住民に対する特別管轄の行使に関する、新しい合憲性の基準を樹立した。

三 *International Shoe Co v. Washington* —最小限の関連—

〔事案〕

デラウェア州法人であるYは、ワシントン州には営業所等をもたず、現地の州民十数名をセールスマンとして雇用していた。セールスマンが取った注文は、ミズーリ州にあるYの本店に送られ、そこで、契約締結の可否が判断されていた。原告であるX（ワシントン州）の失業保険法は、使用者による分担金の支払いを要求していたが、これが行われていないとして、Xは、同州裁判所で訴えを提起した。訴状は同州に所在しているセールスマンに送達され、その写しがYの本店に郵送された。ワシントン州最高裁がYに対する管轄権を認めたため、Yは連邦最高裁に上告した。

〔判旨〕 上告棄却。

本件の争点は、法廷地州たるワシントン州が、ミズーリ州に所在するデラウェア州法人Yに失業保険税を課し、又かかる税を徴収するために、ワシントン州でYを訴えることができるか否かである。数名の法廷地州住民は、Yにセールスマンとして雇用されていたが、行った業務は契約の受注のみであった。判旨は、契約の受注だけでは事業活動という管轄原因に相当しない、としたうえで、「歴史的には、裁判所の対人管轄は、被告個人に対する事実上の権限に基づいていた。従って、裁判所の管轄区域における被告の存在が、その人を拘束する対人的な判決を下す前提となっていた。……裁判所の管轄区域内に存在しない被告を対人管轄権に基づく判決に服せしめるために、デュー・プロセスは、訴訟の維持が、『伝統的なフェア・プレイと実質的正義の概念』を害しないような、被告と裁判所との間の一定の『最小限の関連』を有していなければならない、ということのみを要求する」、とした²³。

本判決は、主に二つの意義を有する。一つは、「最小限の関連」という新しい管轄判断基準であり²⁴、いま一つは、対人管轄における特別管轄と一般管轄の概念区分である。

1 最小限の関連 (minimum contacts)

本判決以降の下級審判例は、最小限の関連に基づく管轄判断を、次のような二段階で行った。即ち、第一に、被告と法廷地との間に「最小限の関連」が成立するか否かについて

23 326 U.S., at 316.

24 この「最小限の関連」判断は、1977年の *Shaffer v. Heitner*, 433 U.S. 186 (1977) において、対物管轄権についても適用されることになり、アメリカの管轄規則における一般法理化されることとなった。*Shaffer* 事件判決についての解説としては、小林秀之・アメリカ民訴40-41頁、野村美明・動向37-45頁、坂本正光・英米法判例百選（第3版、1996年）164-165頁がある。

判断する。第二に、最小限の関連が認められるとしても、かかる管轄の行使は、「伝統的なフェア・プレイと実質的正義」を害しないような、「公平」かつ「合理的」なものか、について審査する²⁵。かような二段階分析が、相互に如何なる関係を持つのかは、明らかでない。即ち、専ら「最小限の関連」の有無について判断する判例がある反面、専ら管轄行使の「公平・合理性」を中心に判断する判例もある²⁶。

最小限の関連は、『最低限の』や『軽微な』接触を意味するものではない、という指摘がある。即ち、「最小限の関連は、デュー・プロセスの最低限度の基準を充足するために、少なくとも州外被告が法廷地と十分な関連性を持たなければならないことを要求する」のである²⁷。具体的事件における評価は、利益衡量により行われる他はない。しかし、合衆国最高裁は *International Shoe* 事件判決において、「フェア・プレイと実質的正義という伝統的な概念」については、具体的な説明を行わなかったため、事実が最小限の関連を充足したとすれば、同時に「公平・合理性」基準を充足し、デュー・プロセスの要請を満たすことになる、という解釈もあり得る旨が指摘されている²⁸。

この曖昧さについて、合衆国最高裁は、第三節の一で後述する *World-Wide Volkswagen* 事件判決において、管轄行使の公平・合理性審査が、最小限の関連の存否についての判断と同様に、対人管轄の要件であり、いずれについても判断を下さなければならない、と指摘している。にもかかわらず、本節五の2で述べるように、この二つの判断基準を強行的と見る判例と裁量的と見る判例が下級の連邦裁判所の内部でも対立している。いずれにせよ、アメリカの判例において、最小限の関連が認められるとしても、管轄行使が不公平かつ不合理と判断される場合、訴えは却下されることになる。また、合衆国最高裁は、第三節の二で後述する *Asahi* 事件判決において、この二つの要件は、論理上必ずしも前後関係に立つものではなく、それぞれ独立した要件であることを明らかにした。

もっとも、このような管轄判断方法については、完全に疑問なしとしない。デュー・プロセスは自然法に基づくものであり、それに基づく管轄判断は、すべての事案類型が、合憲性にかかる重大問題として、合衆国最高裁により一々決定されなければならないので、同最高裁がいう「フェア・プレイ及び実質的正義」という概念は、事件ごとに異ならざるをえない、という批判がある²⁹。

Black 判事は、本判決において次のような補足意見を発表し、最小限の関連という対人管轄のアプローチについての懸念を述べた。即ち、『フェア・プレイ』『正義』並びに『合理性』という言葉は強く情緒的にアピールする。しかしながら、これらの言葉は、選挙に

25 Friedenthal= Kane= Miller, § 3.10 at 123. 第二段階の管轄判断基準について、米国の文献は、『公平性基準 (fairness test)』ないし『合理性基準 (reasonableness test)』と呼ぶことが多い。以下においては、『公平・合理性』基準と呼ぶことにする。

26 Richman, at 611-612; Gelfand, at 886-887.

27 本文は、Subrin= Minow= Brodin= Main, at 668; *Leonard v. USA Petroleum Corp.*, 829 F. Supp. 882 (S.D. Tex. 1993) の判決文から引用した。

28 Stravitz, at 734.

29 Gelfand, at 886-891.

よって選ばれた立法者によって採択された州や連邦の法を無効にする本最高裁の判断基準として、合衆国憲法もしくは第14修正の起草者が使ったものではない」、と³⁰。Black判事は、デュー・プロセスに基づく対人管轄制限の根拠が希薄であることを指摘し、「最小限の関連」プラス「公平・合理性」基準という管轄判断方法が、場当たりの(アド・ホック)な司法を生み出すだろうと予測した。

2 一般管轄及び特別管轄

最小限の関連という管轄判断の新基準の導入とならんで、*International Shoe* 事件判決がもつもう一つの意義は、一般管轄 (general jurisdiction) と特別管轄 (specific jurisdiction) という概念区別の導入である。*Pennoyer* 事件判決が確立した属地主義の原則の下において、一般管轄は、住所 (domicile)、同意 (consent)、管轄抗弁の放棄 (waive)、法廷地での所在 (presence) に基づいて認められる。これらの管轄原因については、本章第二節の一で後述するが、以上の管轄原因に加えて、州外法人は、法廷地において「継続的かつ組織的」活動に従事する場合、法廷地州の一般管轄に服することになる。

法人が法廷地の一般管轄に服さない場合、特別管轄に服するか否かが検討される。かような場合、まず、請求が法人の州外での行為に起因する、あるいは関係するものでなければならない。その次に、「最小限の関連」基準に基づいて、特別管轄の有無が検討されるのである。

四 *Hanson v. Denckla* — 「意図的行為 (purposeful availment)」要件—

合衆国最高裁は、1945年の *International Shoe* 事件判決から、1957年の *McGee v. International Life Insurance Co.*³¹ 判決に至るまで、「最小限の関連」について更なる説明を行わず、下級裁判所に解釈を委ねていたが、1958年の *Hanson v. Denckla* 事件判決³² において、初めて「最小限の関連」の具体的内容を明らかにしようとした。結論からいうと、被告と法廷地との最小限の関連は、意図的に法廷地内で活動を行う特権を利用することによって、法廷地州の法律の恩恵と保護を享受する被告の行為により判断されるのであり、この判断基準は、意図的行為 (purposeful availment) 要件と呼ばれる。

【事案】

本件において、ペンシルヴァニア州に在住していたAは、デラウェア州の信託会社たる被告Yを受託者として、同州所在財産を信託した。Aは、フロリダ州に移住した後、三人の娘の一人を信託の受益者として、自分の死後Yから40万ドルを受け取るよう指定した。Aがフロリダ州で死亡した後、他の二人の娘は、フロリダ州で信託財産の処分権を求めた。フロリダ州裁判所はYに対する管轄権を認めて、信託を無効としたが、デラウェア州裁判所は、フロリダ州裁判所がYに対する対人管轄及び信託財産に対する対物管轄のいずれを

30 326 U.S., at 325 (Black, J., concurring).

31 355 U.S. 220 (1957).

32 357 U.S. 235, 254 (1958). 本件判決についての邦語文献としては、小林秀之・アメリカ民訴33-34頁、野村美明・動向32-33頁がある。

も欠くという理由で判決の承認を拒否したため、連邦最高裁の判断が求められた。

〔判旨〕

合衆国最高裁は次の理由からデラウェア州裁判所の承認拒否を支持している。即ち、

① 本件での争点は遺言による信託契約の有効性であるため、準拠法はフロリダ州法であり、これによれば、信託契約の有効性について受託者が必要的当事者となる。従って、法廷地であるフロリダ州は、Yに対して管轄権をもたなければならないが、準拠法選択と管轄判断は別の問題であり、受託者たるYによる信託権の行使がフロリダ州との関連を構成するとも言い難いので、フロリダ州の管轄権は否定される、と。

② 同最高裁は、*International Shoe* 事件判決における次のような傍論を引用する。即ち、「州内で活動を行う特権を行使する限り、法人は、州法による恩恵及び保護を享受する。かかる特権の行使は、義務を生じさせる。また、かような義務が、州内における活動に起因し、もしくはそれに関連するものである場合、訴訟の相手方である法人を応訴させることは、殆どの場合、不当とはいえない」、と³³。その上で、同最高裁は、「意図的行為」という、より具体的な判断基準を提示する。即ち、「(最小限の関連)」というルール適用は、被告の活動の性質により異なるが、被告が意図的に法廷地において活動を行う特権を利用することにより、州法の利益及び保護を享受することは、如何なる事件においても必要不可欠である」、と³⁴。

かかる「意図的行為」要件が、なぜ対人管轄における最小限の関連ないしデュー・プロセスに適合するかについて、同最高裁は次のように説明した。即ち、対人管轄理論が、州の準主権を保護する趣旨を有することに鑑み、被告の意図的行為を要件化することは、州が司法権行使に際して、その領域的限界を不当に越えないことを保障する、と³⁵。

最高裁の説明には、「意図的行為」要件と「最小限の関連」をいずれも属地主義の原則の派生物とすることによって、*Pennoyer* 事件判決から *International Shoe* 事件判決にかけて、対人管轄の論理的・一貫性を保つ意図が窺われる。つまり、「最小限の関連」が属地主義の原則とは全く異質なものだという「誤解」を解消しようとする意図が明らかであると指摘される一方、「意図的行為」要件そのものが同意・存在理論から派生したものであるという見解もある³⁶。これらの見解は、同最高裁が本判決において、属地主義の原則から派生した黙示的同意及び存在理論に関する判例をも多数引用していることから、法廷地法による恩恵・保護を享受する州外被告の意図的行為が、法廷地の対人管轄に服する黙示的同意を意味しうるからである、と捉えている³⁷。同様に、法廷地法による恩恵・保護を享受する州外被告の意図的行為は、物理的存在ではないにせよ、法廷地における被告の存在

33 326 U.S., at 319.

34 357 U.S., at 253.

35 *Id.* at 251.

36 Weber, at 824-25; Dayton, at 250-51; Moe at 208.

37 Stravitz, at 743-44; Weber, at 824.

を擬制しうるからである、との理解も示されている³⁸。

もっとも、*Hanson* 事件判決においては、被告のどのような行為が「意図的行為」要件を充足するかについての説明を欠いていたため、それについての判断はまた、下級裁判所に委ねられる外はなく、対人管轄の判断基準も、依然として不明確なままであるとの批判も聞かれる³⁹。

とはいえ、「意図的行為」要件は、実務において、管轄判断の中核を占めているといえよう。とりわけ、製造物責任訴訟において、「最小限の関連」は、被告が「法廷地において意図的に行為を行った否か」についての事実認定により決定される傾向にある。これについては、本章第四節、第五節において論じる。

五 連邦裁判所の対人管轄

1 概説

連邦事物管轄権は、憲法及び制定法の双方で規定されている。合衆国憲法3編1節は「合衆国の司法権は、一つの最高裁判所及び連邦議会が随時制定し設立する下級裁判所に属する」と規定する⁴⁰。また、合衆国憲法3編2節は、連邦の司法権限を、「合衆国憲法、連邦法規及び締結した条約」及び「異なる州の住民の間の争訟」に限定している。これに基づき、28 U.S.C.1331条、1332条は、「連邦問題(federal question)」、「州籍の相違(diversity of citizenship)」事件についてのみ、限定的な管轄権を連邦裁判所に認める。前者は、請求が連邦制定法に基づくものであるときに認められ、後者は涉外事件、即ち、異なる州の住民又は外国人が関わる場合であって、かつ訴額が7万5千ドルを超え、請求が州法に基づくものである場合に認められる。連邦裁判所が管轄を有する事件は、連邦の専属管轄とされるものを除き⁴¹、殆どが州の管轄と競合している。州と連邦の管轄が競合する場合には、

38 Weber, at 824-832.

39 Stravitz, at 743-744; Dayton, at 250; Lilly, *Jurisdiction Over Domestic and Alien Defendants*, 69 Va.L.Rev. 85, 89(1983); 意図的行為要件の廃止論については、Weber, *Purposeful Availment*, 39 S.C.L.Rev.815 (1988).

40 和訳は田中英夫編・Basic 英米法辞典225頁〔1994年〕、本節の解説については鈴木康彦・註釈アメリカ合衆国憲法121-127頁〔2000年〕を参照した。

41 例えば、海事(28 U.S.C. § 1333)、破産(28 U.S.C. § 1334)、特許及び著作権(28 U.S.C. § 1338(a))、領事・外交使節(28 U.S.C. § 1351)、連邦刑事事件(18 U.S.C. § 3231)、独占禁止規則(15 U.S.C. § 15,26)。

原告の選択権が認められる⁴²。

連邦裁判所で訴えを提起する原告は、まず、管轄原因（連邦問題か州籍相違事件か）を主張しなければならない⁴³。但し、日本法とは異なり⁴⁴、連邦対人管轄権については、原告の主張していない裁判管轄につき、裁判所は審査しなくてよい。例えば、当事者が一般管轄を主張せず、専ら特別管轄の存否のみを争う場合、裁判所は一般管轄の有無について判断しなくてよい⁴⁵。

42 原告が、州裁判所で訴えを提起したが、いずれの被告も法廷地州州民でない場合には、28 U.S.C § 1441 (b) に基づき、被告の申立てにより連邦裁判所に移送されることが多い。その反面、共同被告のうちの一人が、法廷地州の住民である場合、州籍相違に基づく連邦地裁への移送は認められない。Teply & Whitten, *Cases And Problems On Civil Procedure: Basic and Advanced*, 27 (1997). また、被告によるかような移送の申立てについて、原告が30日という法定期間内に異議を申し立てなかった場合、かかる手続上の瑕疵に対する責問権を放棄したものとみなされる。Denman v. Snapper Divisoin., 137 F.3d 1353 (5th Cir. 1998). 更に、連邦地裁は、州籍相違事件における準拠法選択に際しては、所在地州の抵触法規則を適用しなければならない。従って、製造物責任訴訟が連邦地裁に移送されると、準拠法とされる州製造物責任法における消滅時効規定が原告の訴えに不利になってしまう場合が少なくない。従って、原告の管轄選択には常に訴訟戦略的考慮が働く。例えば、後述するWorld-WideVolkswagen 事件判決のように、労働者層の多い州では、陪審の同情によって高額 of 損害賠償を取れるだろうという期待から、原告側が州裁判所に固執する例もある。しかし、一般的に言えば、特に製造物責任訴訟の場合、連邦民事手続規則における広範な discovery の利用可能性に鑑みて、連邦地裁を選択することが原告側弁護士にとって魅力的だという指摘もある。Subrin=Minow=Brodin= Main, at 795-796.

43 Hazard, 105. また、先に述べたように、28 U.S.C. § 1332 に基づく州籍相違管轄の場合、全ての被告が、原告と異なる州籍を有していなければならない。Vermeulen v. Renault, U.S.A., Inc., 985 F.2d 1534, 1542 (11th Cir. 1993). 自然人の州籍は、住所 (domicile) により決定される。米国法上、住所の変更は、他州に居を定めるという客観的要件、及びそこに定住する意図という主観的要件が必要とされる。法人の州籍は、28 U.S.C § 1332 (c) によれば、それが設立された州及び主たる営業所により定まる。従って、設立州と主たる営業所が異なる州にある法人は、複数の州籍を持つこととなる。かような場合の法人の州籍決定及び州籍相違は、訴訟係属の時点で存在していなければならない、後に州籍が変更されても管轄は存続する。Subrin=Minow=Brodin=Main, at 802-803.

44 日本法上、裁判権や裁判管轄の存否はいずれも訴訟要件であり、職権調査事項とされている。これについては第一章第四節を参照。

45 Pennzoil Prod v. Colelli & Assoc Inc., 149 F.3d 201 (3rd Cir. 1998). 一般管轄の有無が争点になった Helicopteros Nacionales de Colombia, S.A. v. Hall, 466 U.S. 408 (1984) において、Brennan 判事は、反対意見の中で、一般管轄ではなく特別管轄に基づいて対人管轄を認めるべきだとしたが、絶対多数意見は、当事者が特別管轄を主張しなかった以上、裁判所はそれについて審査しなくてよい、とした。Id. at 415.

これに対して、連邦事物管轄権は職権調査事項であり、当事者の態度の如何に関わらず、連邦裁判所は進んで調査し、確認しなければならず、当事者の同意 (consent)、意図的取得 (collusion)、責問権の放棄 (waiver) ⁴⁶ または禁反言 (estoppel) ⁴⁷ により創設ないし排除されることができない。また、被告の本案答弁により応訴管轄が成立する州の裁判管轄とは対照的に、被告は、本案について答弁をした場合、連邦事物管轄権に対して異議を申し立てることができる ⁴⁸。

2 連邦裁判所における管轄分析のアプローチ

州籍相違事件における連邦裁判所の管轄判断は、主に次のような二段階の分析で行われる ⁴⁹。まず、管轄原因の有無について、連邦裁判所の所在する州が制定したロング・アーム法 (後述3) を調査する。その調査は、州のロング・アーム法の解釈と事業活動 (doing business) に関する州の判例に拘束される。ロング・アーム法上の管轄原因が充足されると、裁判所は更に、被告に対する送達手続の適法性と対人管轄権行使の可否を審査する。合衆国憲法第14修正におけるデュー・プロセス条項は、被告が法廷地との間に最小限の関連を持つ場合、又かかる管轄権行使がフェア・プレイ及び実質的正義という概念に反しない場合、州外住民に対する管轄権行使を認める ⁵⁰。被告が、意図的に法廷地において行われた行為により法廷地の法律の恩恵と保護を享受する場合、最小限の関連が成立するとされる ⁵¹。ここまでは、対人管轄判断の一般論として、各巡回区の判例においてほぼ一致している。しかしながら、「最小限の関連」判断と管轄行使の「公平・合理性」基準の衡量との間にどういう関係があるかについては、必ずしも一致がない。被告と法廷地との間に一旦「最小限の関連」が認められた場合、更に管轄行使における「公平・合理性」基準の衡量が必要か否かについて、各巡回区の判例は異った判断をしており、「公平・合理性」

46 連邦事物管轄権の有無を除き、あらゆる手続上の瑕疵に対する責問権は放棄されることができる。Williams v. AC Spark Plugs Div. of GM Corp., 985 F.2d 783, 786-88 (5th Cir.1991); In re Digicon Marine, Inc., 966 F.2d 158,160 (5th Cir.1992).

47 例えば、A州住民たる原告Xが、連邦地裁でYを訴え、YがB州住民だと主張したとしよう。YがXの主張について争わず、出訴期限により新たな訴え提起ができなくなった後、訴え提起の時点で自分は実はA州住民であったため、連邦事物管轄権が欠如するとして訴え却下を申し立てた場合、連邦裁判所は、Yのかような行為に対して金銭的制裁を課す外はなく、訴えを却下せざるを得ない。Field= Kaplan= Clermont, at 860.

48 州裁判所において、被告は、訴訟の開始段階で裁判所の管轄権を争っておかないと、後に裁判所の無管轄を主張できなくなる。これに対して連邦事物管轄権の欠如は、プリトリアル、トライアルないし控訴審など、訴訟の如何なる段階においても主張されうる。Id, at 859; Hazard, at 174.

49 Ruston Gas Turbines, Inc. v. Donaldson Co., Inc, 9 F.3d 415 (5th Cir. 1993); Barone v. Rich Bros. Interstate Display Fireworks Co., 25 F.3d 610,612 (8th Cir. 1994).

50 Ruston Gas Turbines, Inc. v. Donaldson Co., Inc, at 418.

51 Id. at 419.

の衡量は必ずしも必要でないとする巡回区がある。例えば、第3巡回区控訴裁判所は、*Pennzoil Products Co. v. Colelli & Associates*, 149 F.3d 201, 206 (3rd Cir. 1998)において、「最小限の関連」は強行的基準であり、これについて判断しなければならないが、第二段階の「公平・合理性」は裁量的基準であり、それについての判断は必ずしも必要でないとする。

3 ロング・アーム法と管轄の有無の判断

合衆国最高裁は、州裁判所の管轄権行使について、合衆国憲法による外在的制約を決定するが、かような憲法上の制約は、自力執行的なものではなく、各州はまず、合衆国憲法の許容範囲内で、自州の管轄権行使の射程を制定法により明確にしなければならない⁵²。かような制定法は、ロング・アーム法 (the long-arm statutes) と呼ばれている。各州のロング・アーム法は、自州の管轄を、デュー・プロセスの許容範囲内で最大限に拡張するか、あるいは逆に、デュー・プロセスの許容限度よりも厳格な基準を採用するかを規定している。連邦裁判所は、対人管轄の有無の審査についても、所在する州のロング・アーム法の解釈に拘束される。

ロング・アーム法の嚆矢となったのは、1956年のイリノイ州の民事訴訟手続法17条の規定であり、それは、この分野において多くの州のモデルとなった⁵³。当初の規定は、次のようである。即ち、

「(1) 州の市民または居住者であると否とを問わず、自らまたは代理人によって以下に列挙する行為を行う者は、これらの行為のいずれかを行うことから生ずる全ての訴訟原因に関して、その者自身、個人の場合はその人格代表者を州の管轄権に服させる。

- (a) 州内における営業行為 (transaction of any business within this State)、
- (b) 州内における不法行為を行うこと (commission of a tortious act within this State)、
- (c) 州内に所在する不動産の所有、使用または占有、
- (d) 契約の当時、州内に存在する人、財産または危険を保険する契約の締結」⁵⁴。

このような管轄原因を列挙するロング・アーム法は、州外の被告を州裁判所の管轄に服せしめる行為の性質や関連性を特定しており、専ら特別管轄の射程を明確にするために制定されたものである⁵⁵。即ちロング・アーム法は、住所、法廷地州における法人の設立、法廷地州における被告に対する訴状の直接送達、応訴、同意等に基づく一般管轄に取って代わるものではなく、*International Shoe* 事件判決が認めた権限に基づき、一般管轄原因の枠外で、特定の行為を行った州外被告に対する管轄行使を基礎づけることにより、一般管

52 Subrin= Minow= Brodin= Main, at 669.

53 Friedenthal=Kane=Miller, § 3.12, at 141-142; Born, at 68; Dayton, at 262. 当時のイリノイ州及び各州のロング・アーム法については、Currie, at 537 及び江泉・25頁以下に詳しい。同条の規定の内容、とりわけ不法行為管轄に関する文言の問題点については、第二節二の1で後述する。

54 翻訳については、江泉・34頁を参照。

55 Dayton, at 262.

轄を補充しているのである⁵⁶。また、ロング・アーム法は、被告の一回限りの行為・活動を根拠として州に対人管轄を認めることから、single-act statute とも呼ばれる⁵⁷。

イリノイ州のような、管轄原因を列挙する立法例に対して、カリフォルニア州のように、管轄原因の羅列によらず、「本州の裁判所は、本州の憲法もしくは合衆国憲法に適合するあらゆる基礎に基づき管轄権を行使することができる」(California Code of Civil Procedure § 410.10) というような概括的規定を制定する州も少なくない⁵⁸。例えば、オクラホマ州は、当初はイリノイ州のような管轄原因列挙型の立法を採用していたが、合衆国最高裁が *World-Wide Volkswagen* 事件判決(第三節で後述する)においてオクラホマ州の最高裁判決を破棄した後、1984年に列挙型のロング・アーム法を廃止し、カリフォルニア州のような概括型立法に変更した⁵⁹。

もっとも、第一段階のロング・アーム法の調査はきわめて形式的である。なぜなら、殆どの州制定法は、あらゆる種類の事件を包括的に網羅する管轄原因を規定しているからである⁶⁰。その結果、米国の管轄審査は、個別事件に対するその管轄行使の合憲性を中心に行われることになる。このような管轄行使における合憲性判断は、様々な要素をケースバイケースで審査することを必要とするため、法定管轄原因事実の有無に重点が置かれる大陸法とは異なっており、法的安定性の欠如が指摘される原因ともなっている。

六 検討

アメリカ法における対人特別管轄の審査方法は、次のような図式で整理できよう。即ち、多くの州においては、管轄原因を明記するロング・アーム法を制定しており、第一次的にその州の制定法が裁判管轄の根拠となる。にもかかわらず、かような制定法は、管轄の有無の判断については決定的ではない。第二次的に、その制定法の規定による管轄権の行使が、合衆国憲法第14修正にいうデュー・プロセス条項に合致するか否かにより、最終判断が行われる。そこで、デュー・プロセス条項に基づき、被告が法廷地との間に最小限の関連を持つかどうか、更にかかる管轄行使がフェア・プレイと実質的正義という概念に反しないかどうか、即ち、「最小限の関連」の有無、管轄行使の「公平・合理性」という二段階審査が行われる。

「最小限の関連」の有無は、法廷地における被告の「意図的行為」の有無により判断さ

56 Subrin= Minow= Brodin= Main, at 671.

57 このような被告の一回限りの活動を根拠とするロング・アーム法と「意図的行為」要件との齟齬については第二節二の2で後述する。

58 Richman, at 639; Subrin= Minow= Brodin= Main, at 670; Field= Kaplan= Clermont, at 987.

59 即ち、「本州の裁判所は、本州の憲法及び合衆国憲法に適合するあらゆる基礎に基づいて、管轄権を行使することができる」(Okla.Stat.tit.12, § 2004(F))、という。

60 *Dehmlow v. Austin Fireworks*, 963 F.2d 941 (7th Cir. 1992). また、管轄判断に際して、ロング・アーム法の規定の内容は実務上滅多に審査されない、という指摘もある。Dayton, at 263.

れる。即ち、被告が、意図的に法廷地において行われた行為により、法廷地の法律の恩恵と保護を享受する場合とされれば、最小限の関連が成立することになる。

第二節 製造物責任訴訟における管轄原因

アメリカ法における製造物責任訴訟の管轄原因は、一般管轄と特別管轄に分けて論じられるが、ここで述べる一般管轄の管轄原因は、製造物責任訴訟のみならず、全ての事件類型に適用されうるものである。従って、以下においては、必要な範囲内でアメリカ法における一般管轄の管轄原因について一瞥しておこう。

一 一般管轄

Pennoyer 事件判決が確立した属地主義原則の当然の結果として、州裁判所は、州内に住所を持つ人、州裁判所の管轄権に同意する人、あるいは州の領域内に一時的に滞在又は通過する人への呼出状の直接送達等に基づいて、一般管轄権を行使することができる。合衆国最高裁は、更に *International Shoe* 事件判決においてはじめて対人管轄を一般管轄と特別管轄に区別するに至った。一般管轄は、請求と法廷地との間の関連性の有無を問わずに、法廷地裁判所に全ての請求を裁判する権限を認めるものである⁶¹。

1 住所(domicile)と居所(residence)

法廷地州に住所を持つ自然人が、法廷地州の一般管轄に服することは、現在でも広範囲に認められている。英米法における住所は、大陸法に由来するものとの指摘があるが⁶²、大陸法のそれよりも厳格な概念である。即ち、人が固定的な生活の本拠を持ち、そこで定住する意図があるという主観的要件と、そこに居を定めたという客観的事実が必要である。被告の住所管轄は、如何なる場合においても被告が必ず訴えられうる一つの妥当な法廷地を保証しており、被告が住所を変更しても、訴えが提起された時点で認められた管轄は消滅しない。

合衆国最高裁は、*Milliken v. Meyer*⁶³ 事件判決において、住所地管轄の根拠について次のように判示した。即ち、「州内に住所はあるが不在である被告を州の対人管轄に服せしめ

61 *Helicopteros Nacionales de Colombia, SA v. Hall*, 466 U.S. 408, 414 (1984); *Brilmayer, How Contacts Count: Due Process Limitations on State Court Jurisdiction*, 1980 Sup. Ct. Rev. 77,80-81.

62 *Friedenthal= Kane= Miller*, § 3.6 at 108.

63 311 U.S. 457 (1940).原告Xは、ワイオミング州に住所をもつYを相手方として、同州で訴えを提起した。ワイオミング州法に従い、不在の被告に対する州外における公示送達が行われており、これに基づいてXは欠席判決を取得した。Yは4年後、コロラド州裁判所において、かかるワイオミング州裁判所の欠席判決の承認・執行を拒否するよう申し立てた。コロラド州裁判所による承認拒否の判決に対して、合衆国最高裁は、被告の住所に基づくワイオミング州裁判所の対人管轄を認め、判決は有効であると認めた。

るには、適法な代替送達だけで十分である。……被告の住所によって、彼や彼の財産に特権と保護を提供する州は、同様に義務をも課すことができる」、と⁶⁴。

居所は、原則として一般管轄原因と認められるが、アメリカ法においてはむしろ離婚訴訟で用いられることが多いので、ここでは立ち入らないこととしたい。

2 法人の設立地(place of incorporation)と主たる営業所(principal place of business)

Pennoyer 事件判決にいう属地主義の原則によれば、法人は、設立州以外に、他の州における物理的存在というものが考えられなかった。そのため、州外法人に対して様々な理論が工夫され、*International Shoe* 事件判決のいう「最小限の関連」に基づく特別管轄理論に至ったことは、前述の通りである。

それに対して、法人の設立地は、現在でも一般管轄原因として広範に認められている。その根拠としては、法人の設立地は、自然人の住所概念を類推するものであったこと、及び法人は設立地州法の所産で、そこで法人格が付与されることがあげられる⁶⁵。これに加えて、法人の設立地は、法廷地との間に十分な永久的かつ実質的関係を持つからであるとの指摘もある⁶⁶。

だが、法人が複数の州で設立された場合、設立地は複数になる。その場合、永久的かつ実質的関係という根拠が相対的に薄弱となる。加えて、28 U.S.C. 1332(c)は、同条項にいう保険契約に関する特段の事情がない限り、「法人は、設立された全ての州及びその主たる営業所が所在する州の市民(citizen)と見なされるべきである」、と規定する。そこで、原告は、法人の全ての設立州またはその主たる営業所のいずれにおいても、訴えを提起する選択肢を持つ。従って、かような管轄競合の場合、どの法廷地が訴訟との間により密接な関係を持つかが争点となる可能性が高いため、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス

64 311 U.S. at 462-463.

65 *Scoles & Hay*, § 9.2, at 325-326.

66 *Born*, at 100.

(forum non conveniens;不適切法廷地)法理の適用により、移送が行われることが多い⁶⁷。

但し、国際製造物責任訴訟の場合、原告が法人の主たる営業所所在地州において訴えを提起した場合でも、外国に代替的法廷地がある場合、米国判例は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス理論に基づいて訴えを却下することが少なくない。これについては、当然のことながら批判が強い⁶⁸。

3 同意 (consent) と管轄抗弁権の放棄 (waiver)

国際取引においては、契約または約款によって、特定の国の管轄に服する合意がなされることが多い。かような管轄合意には、法定管轄地以外に管轄を創設するもの、即ち付加

67 Scoles & Hay, § 9.2 at 327. フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理とは、受訴裁判所が、管轄権をもつにもかかわらず、当事者や訴訟審理の便宜のために、競合管轄を有する他の代替的法廷地での審理の方がより妥当であると考えた場合、裁量により訴えを却下することを認める制度である。裁判所は、「便宜性を測る天秤が明らかに代替的法廷地の方に傾く場合」、被告に一定の条件を課し（例えば、アメリカ法の開示手続に従いながら代替的法廷地の管轄に服することの同意など）、裁量によって訴えを却下することが多い。この法理は、1947年の *Gulf Oil Corp. v. Gilbert*, 330 U.S. 501 (1947) において合衆国最高裁により認められた。本件判決の邦語解説としては、小林秀之・アメリカ民訴34-35頁がある。連邦裁判所については、この法理は1976年に28 U.S.C. 1404(a)として明文化された。連邦裁判所は、同条項に基づいて訴えを却下することなく、他の連邦裁判所に事件を移送することもできる。更にこの法理は1981年に、合衆国最高裁により、国際製造物責任事件である *Piper Aircraft Co. v. Reyno*, 454 U.S. 235 (1981) に適用された。本件については、野村美明「最近の判例」アメリカ法〔1984年〕177頁以下、小林秀之・アメリカ民訴51-53頁を参照。更に、この法理に関する邦語文献としては、山本敬三「アメリカ法におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理」民商74巻5号18頁〔1976年〕、江泉芳信「アメリカ合衆国におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理とその国際的適用」青法21巻3=4号167頁〔1980年〕、原強「アメリカにおける外国人被告により提起された国際的訴訟とフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理の適用」札幌学院大学現代法研究年報21頁〔1988年〕などがある。なお、1990年代における外国人原告による訴え提起への同法理の適用を分析するものとして、Dunham & Gladbach, *Forum Non Conveniens and Foreign Plaintiffs in the 1990s*, 24 Brook.J. INT'L 666 (1999)。

68 Schlosser, at 70. Schlosser 教授は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を製造物責任訴訟に適用することに対して批判的である。即ち、不確実な特別管轄に基づいて訴えを提起するリスクを回避したい原告は、自己の訴えが、被告に対する一般管轄を持つ法廷地で受理されることを確信するはずである。自国裁判所による巨額の損害賠償が全世界の原告を魅了することを回避しようとするアメリカ側の意図は理解できるが、それは、アメリカ法が必ずしも全ての不法行為に適用されるとは限らないということを、準拠法選択規則上で再確認することによって解決すべきことだ、という。Id. at 80.

的管轄合意もしくは非専属的管轄指定条項(non-exclusive forum selection agreement)と呼ばれるものと、法定管轄を排除するもの、即ち専属的管轄指定条項(exclusive forum selection agreement)の二種類がある。日本法においてはいずれの合意も、当事者自治の原則に鑑み、国内管轄、国際裁判管轄を問わず、原則的に認められている⁶⁹。

アメリカ法においては、原則として、いずれの合意も一般管轄原因としてその妥当性が認められ、また、殆どの州においては、取引が法廷地州と実質的な関連性がなくとも、付加的管轄合意条項が対人管轄原因として広範に認められているとの指摘がある⁷⁰。だが、連邦裁判所においては、いずれの合意も、依然としてデュー・プロセス条項によって制約されている⁷¹。

管轄抗弁権の放棄については、本章第二節の二で既に述べたので、ここでは重複を避けることにする。

4 継続的かつ組織的活動(continuous and systematic activity)

合衆国最高裁は、*International Shoe* 事件判決において、法廷地における法人の活動が、「継続的かつ実質的 (continuous and substantial)」である場合、請求が法人の活動とは関係がないとしても、法人は法廷地の一般管轄に服する、と判示した⁷²。この判示は、後に同最高裁の *Helicopteros Nacionales de Columbia v. Hall* 事件判決⁷³ により、「継続的かつ組織的 (continuous and systematic)」活動という表現に修正された。即ち、法廷地における法人の行為がこの要件を充足したとされる場合、法人は、主たる営業所が他の州にあるとしても、法廷地の一般管轄に服することになる。

〔事案〕

Y (被告・上告人) は、南米で石油会社や建設会社にヘリコプター輸送を提供する業務に従事するコロンビア国法人である (本社は同国ボゴタにある)。X (原告・被上告人) らは、ペルーで墜落したY所有ヘリコプターに乗っていたアメリカ人死者4名の遺族である。

1976年の墜落事故当時、アメリカ人被害者らは、ペルーのコンソーシアムに雇用さ

69 小島武司=猪股孝史・52頁。

70 Bom, at 101-102.

71 *D'almeida v. Stork Brabant B.V.*, 71 F.3d 50 (1st Cir. 1995). アメリカ法人たる輸入者X (原告・控訴人) は、訴外 A により、製造物責任に基づいてアメリカで訴えられた。X は、欠陥製品の製造者たる欧州法人Yを相手方として、第三者訴訟において損害填補を請求した。第1巡回区連邦控訴裁判所は、XY間でオランダ裁判所への専属的管轄合意がなされている以上、アメリカでの管轄行使は不公平かつ不合理なものであるとして、連邦地裁の訴え却下判決を維持した。

72 326 U.S., at 318.

73 466 U.S.408 (1984). 本件についての邦語解説として、小林秀之「最近の判例」アメリカ法245頁以下〔1987年〕、野村美明・構造と動向385-389頁を参照。

れていたが、このコンソーシアムは、テキサス州に本店を持つジョイント・ヴェンチャーと、 Consorcio/WSH という名で一体化 (alter ego) した (以下は、C/W と呼ぶ)。

C/W は、人員や物資の運送のためにヘリコプターによる輸送を必要としたため、Y の社長がテキサス州で、C/W の代表者と、ヘリコプター輸送契約の条件について交渉を行った。ペルーで締結された輸送契約は、契約から生じる紛争に関してはペルーの裁判所の裁判管轄権に服すると規定していた。

C/W の Y への支払いは、ニューヨーク市のアメリカ銀行にある被告の口座に振り込むことになっており、テキサス州の銀行振出の小切手によって行われた。Y はその他にも、1970 年から 1977 年にかけて、その所有ヘリコプターの 80% と部品をテキサスの Bell 社から購入し、又訓練や技術指導のためパイロットや技術者を Bell 社に送っている。

Y とテキサス州との関連は以上のものだけで、Y はテキサス州で業務を営むことを許されたことはないし、同州で製品を販売したり契約を締結したり従業員を雇用したこともない。又 Y は、同州に何らの財産も営業所も有しないし、株主も同州にはいない。死亡したアメリカ人はテキサス州に居住していないが、同州ヒューストンで C/W に雇用された。

X らは、C/W、Bell 社、Y を相手方としてテキサス州裁判所に損害賠償訴訟を提起した。Y は特別応訴を行い、対人管轄権の欠如を理由として訴えの却下を申立てた。同地裁は、Y の申立てを却下して本案審理を行い、原告らの勝訴判決を下した。これに対して、同州控訴裁判所は、対人管轄権の欠如を理由に一審判決を破棄した。同州最高裁は、一旦は控訴審判決を支持したものの、再審の申立後は逆に、同州のロング・アーム法は合衆国憲法第 14 修正の許容範囲内のものであるとして対人管轄権を肯定し、控訴審判決を破棄した。Y は合衆国最高裁に上告した。

【判旨】テキサス州最高裁判決を破棄 (8 対 1)。

合衆国最高裁は、*International Shoe* 判決によりつつ、たとえ請求が被告州外法人の法廷地州内での活動に起因したものでもなく、関係したものでもなくとも、法廷地州と被告との間に十分な関連があれば、被告に対する管轄権行使はデュー・プロセスに反しない、と判示したのち、*Perkins v. Benguet Consolidated Mining Co*⁷⁴ 判決を引用しつつ、本件を分析する。同事件においては、州外 (フィリピン) 法人が、オハイオ州で継続的かつ組織的な一般業務を行っているとして、オハイオ州裁判所によるフィリピン法人に対する一般裁判管轄権の行使が、合理的かつ公正と判断されている。しかし、本件が Y のテキサス州内の活動から生じたものでも関係あるものでもないことは全当事者が認めており、それ故、*Perkins* 事件にいう継続的かつ組織的な一般業務はなく、Y とテキサス州との間の関連は認められない、と合衆国最高裁は認定した。

本件判決は国際製造物責任事件であり、州の裁判管轄理論が同時に国際訴訟にも妥当するという点において、大きな意味をもつ。また、一般管轄権と特別管轄権の概念的区別は、更に洗練されたものとなっている。つまり、請求が法廷地における被告の活動に起因ない

74 342 U.S. 437 (1952).

し関係したものでなくとも、法廷地における被告の「継続的かつ組織的」な活動があれば、それが法廷地の一般管轄原因の一つとなることが明らかにされた。

なお、企業それ自体ではなく、代表者や代理人を通じて法廷地州で「継続的かつ組織的な活動」を行う場合にも、法廷地の一般管轄権行使が認められる⁷⁵。

5 一時的所在(transient jurisdiction)管轄

法廷地州の領域内に所在する、即ち一時的に滞在若しくは通過中である被告に対しては、訴状の直接送達により、法廷地の一般管轄が成立する。これを一時的所在管轄と呼ぶ。

合衆国最高裁は、1990年の *Burnham v. Superior Court*⁷⁶ 事件判決において、一時的所在管轄の合憲性を肯定した。

〔事案〕

Burnham 夫婦と2人の子供は、ニュージャージー州に居住していた。1988年、原告たる母親Xは、カリフォルニア州に移住した後、離婚訴訟を提起した。被告となった父親Yは、ビジネスのためカリフォルニア州に出張中、子供に会いに行った際に、訴状の送達を受けた。これに対してYは、特別応訴により、当該送達を無効とする申立てをなした。偶然的な商務旅行中の子供訪問は、憲法上要求される州との関連を構成しないという理由で、Yは裁判管轄権を争った。一審裁判所が認めた「一時的滞在ルール」による裁判管轄権は、控訴裁判所によっても肯定されたため、Yは連邦最高裁に裁量上告した。

〔判旨〕

州裁判所の一時的所在に基づく対人管轄権はデュー・プロセスに合致する(全員一致)。

Burnham 事件判決は、最高裁が一時的所在による裁判管轄権を完全に維持する意図を示した最初の判例であり、本判決は、一時的所在に基づく裁判管轄権の先例に対して、全く制限を加えなかった。この判決に対しては、一時的所在管轄権は「最小限の関連」基準に制約されないのか、あるいは、被告の法廷地内での滞在については、自発的か故意的かを区別しなくてよいのか、といった疑問も指摘される⁷⁷。だが、*Pennoyer* 事件判決が掲げる

75 *Behagen v. Amateur Basketball Ass'n of U.S.A.*, 744 F.2d 731 (10th Cir. 1984), cert. denied, 471 U.S. 1010 (1985). 本件において、第10巡回区連邦控訴裁判所は、アマチュアバスケットボールクラブを経営するドイツの国際的な法人が、米国アマチュアバスケットボール協会を通じて、コロラド州で継続的かつ組織的な活動を行っている場合、それと関連しない訴訟原因に対してもコロラド州連邦地裁の訴訟に服せしめることができる、と判示した。

76 495 U.S. 604, 110 S.Ct. 2105 (1990). 本件についての邦語文献としては、野村美明「アメリカの州裁判管轄理論の構造と動向」阪法49巻3=4号398-402頁〔1999年〕、小林秀之・アメリカ民訴72頁がある。

77 Hay, *Transient Jurisdiction, Especially Over International Defendants: Critical Comments on Burnham v. Superior Court of California*, 1990 U.L.Rev.593 (1990); Borchers, *The Death of Constitutional Law of Personal Jurisdiction: From Pennoyer to Burnham and Back Again*, 24 U.C. Davis L. Rev.19 (1990).

属地主義の原則によれば、法廷地における被告の物理的所在がアメリカ対人管轄の伝統的根拠であることからみれば、本件判決の結論は、属地主義原則の当然の帰結というべきであろう。

二 特別管轄

前述のとおり、法廷地裁判所に全ての事件を裁判する権限が認められる一般管轄に対して、特別管轄は、請求が州外被告の行為に起因する (arise out of) 若しくは関連する (relate to) 場合のみに限定される。以下においては、アメリカにおける製造物責任訴訟の特別管轄問題を中心に考察する。

1 ロング・アーム法における不法行為管轄

イリノイ州の立法（第一節五を参照）にならい、管轄原因列举型のロング・アーム法を採用している州においては、製造物責任訴訟の管轄は、一般に不法行為管轄の枠内で考えられる⁷⁸。

既述の通り、イリノイ州のロング・アーム法は、不法行為事件について、「州内において不法行為を行うこと (commission of a tortious act within this State)」という管轄原因を定めている。このような規律は大半の州が追随するところとなったが、それには一つの問題も生じた。即ち、被告が州外で行為を行い、かかる行為から惹起された効果が州内で生じる場合、上記文言にいう「不法行為」に該当するか否かという解釈上の問題である⁷⁹。言い換えれば、「州内における不法行為」という文言が、州内での加害行為だけを指すのか、あるいは損害発生という結果をも含むのかという問題である。この点について、イリノイ州最高裁は、次に述べる *Gray* 事件判決において、同州のロング・アーム法にいう不法行為が、加害行為のみならず、その行為から生じた結果をも含むと判断したため、同州の不法行為管轄規定については、加害行為地のみならず、結果発生地をも含むという解釈が定着した⁸⁰。しかし、他の州においては判断が区々に分かれている。例えば、ニューヨーク州の高位裁判所上訴部は、*Feathers v. McLucas* 事件判決⁸¹において、イリノイ州最高裁と

78 Casad & Richman, § 4-2 at 457-460.

79 Casad & Richman, § 4-2 at 457; Friedenthal=Kane=Miller, § 3.13 at 145-146.

80 そのため、現行イリノイ州民事訴訟手続規則における不法行為管轄規定は、1965年に制定された時の文言を維持している。Ill. Ann. 735 ILCS 5/2-209.

81 15 N.Y. 2d 443, 209 N.E.2d 68 (1965), cert. denied 382 U.S. 905 (1965). 本件の事案は次のようなものであった。即ち、鉄鋼製品の製造を業とするカンザス州法人Yは、直接の契約関係にある代理人Y1を通じて、自社が製造するガソリントankを、運送会社であるペンシルヴェニア州法人Y2に売却した。Y2は、このガソリントankを使ってガソリンを運送した際に、ニューヨーク州の公道において爆発事故を起こし、原告Xらを負傷させた。XらはYらを相手方として、ニューヨーク州で製造物責任訴訟を提起した。呼出状がYらに適法に送達された後に、Yらはニューヨーク州の対人管轄権を争い、訴え却下を申し立てた。

は全く異なる解釈を示している。つまりそこでは、かような規定は、加害行為が州外で行われ、単なる損害結果が州内で発生したにすぎない場合には、州外の製造者または販売者に適用され得ないという結論が下された。この解釈によれば、当時のニューヨーク州のロング・アーム法における不法行為地管轄は、結果発生地を含まないことになる⁸²。そのため、多くの州は、ロング・アーム法の改正によってこの問題を解決することとした。即ち、多くの州は、「本州において不法行為の一部又は全部を行ったこと (commits a tort in whole or in part in the state)」を管轄原因とするよう、文言を改めるに至った⁸³。

このように、州裁判所の対人管轄は、第一次的にロング・アーム法の規定により根拠付けられるが、これに基づく管轄権行使の当否は、最終的に合衆国憲法第14修正におけるデュー・プロセス条項に適合していなければならない。いわゆる「通商の流れ」理論は、この合憲性審査にあたって、実務上しばしば用いられてきた。

2 製造物責任訴訟と「通商の流れ」理論

渉外製造物責任訴訟の管轄問題においては、いわゆる「通商の流れ」理論が中心的役割を果たしてきた。「通商の流れ」理論とは、製品のメーカー、卸売業者、小売業者等を、直接間接を問わず、製品が流通した場所の管轄権に服せしめる、という考え方である⁸⁴。これは、製造物責任事件のみならず、契約事件でも用いられるが⁸⁵、特に特許、著作権、商標侵害、連邦税務、独占禁止法、環境事件など、外国の被告が連邦法違反行為を行った場合に、適用されることが多いといわれる⁸⁶。これらの被告は、合衆国や特定州と直接的関連を持たないことが多いため、*International Shoe* 事件判決にいう、「最小限の関連」を認めることが難しいからである⁸⁷。

この理論の発展は、製造物責任法に代表される不法行為法の急速な変革と軌を一にする。製品の流通する場所が多ければ多いほど、メーカーが得る経済的・法的恩恵も増大するのに対して、欠陥製品を製造したメーカーが、法廷地州との間に十分な関連性を欠く場合、欠陥製品により負傷した者を、事故地州で保護する必要を生じる。通商の流れ理論は、かような背景から源を発し、製造物責任訴訟において最も多く用いられてきた。

82 現在、ニューヨーク州の民事訴訟手続規則 (Civil Practice Law and Rules) は、加害行為地管轄の規定 (§ 302(a)(2))に加えて、結果発生地管轄の規定を設けている。即ち、§ 302(a)(3)は、管轄原因として、「州外で不法行為を行ったことに起因し、州内で人または財産に損害を惹起すること (commits a tortious act without the state causing injury to person or property within the state)」をあげている。

83 Friedenthal=Kane=Miller, § 3.13 at 145-146.

84 Richman, at 624; Murphy, at 243-244.

85 *Hahn v. Vermont Law School*, 698 F.2d 49 (1st Cir. 1983).

86 *Stabilisierungsfonds Fur Wein v. Kaiser Stuhl Wine Distrib. Pty. Ltd.*, 647 F.2d 201 (D.C. Cir. 1981); *Honeywell, Inc. v. Metz Apparatewerke*, 509 F.2d 1137 (7th Cir. 1975); *Beverly Hills Fan Co. v. Royal Sovereign Corp.*, 21 F.3d 1558 (Fed.Cir. 1994).

87 Dayton, at 260-262.

このような事情から、通商の流れ理論は、製造物責任を追求されるべきすべての被告に対して、裁判所による特別管轄権の行使を可能にしようとする。多くの州の不法行為法は、流通の連鎖に関与した者に不法行為責任を課しているから、原告は、責任主体とされる小売業者、卸売業者、メーカーの全部又は一部を選択して訴えることができることになる⁸⁸。

通商の流れ理論に基づく対人管轄がデュー・プロセス条項に合致する理由としては、次の二つが挙げられる。第一に、間接的な取引を通じて法廷地で製品を流通させることにより、メーカーは、法廷地州の法律による保護から恩恵を受け、法廷地州の住民からは経済的利益を受けていること。第二に、州は、被害者に法廷地での訴訟を認め、彼らを人身傷害や経済的損失から保護するについて、強い利益をもつこと⁸⁹。

3 一回限りの不法行為と「通商の流れ」理論

International Shoe 事件判決の次に合衆国最高裁が下した対人管轄についての判決は、*McGee v. International Life Insurance Co.*⁹⁰ 事件判決である。本件において合衆国最高裁は、契約事件について一回限りの行為が最小限の関連を充たすとして、はじめて対人管轄を認めた。それ以後、州裁判所と連邦裁判所は、法廷地で人身傷害を惹起した一回限りの不法行為 (single tort) 事件についても、対人管轄を認めるようになる。通商の流れ理論は、そのような状況の下で、一回限りの不法行為事件についても用いられるようになってきた⁹¹。

イリノイ州最高裁の *Gray v. American Radiator & Standard Sanitary Corp.* 事件判決⁹² は、通商の流れ理論を採用した最初のケースとされる⁹³。本件では、オハイオ州法人 Y 2 が製造した安全弁を組み込んで、ペンシルヴェニア州法人 Y 1 が製造した家庭用温水器が、イリノイ州で販売され、爆発事故を起こしてイリノイ州の原告を負傷させた。イリノイ州最高裁は、同州のロング・アーム法に基づいて管轄権を肯定したうえ、「通商の流れ」理論によって、Y らとイリノイ州との間に「最小限の関連」を認めた。部品メーカーの Y 1 と

88 *Id.*

89 *Moe*, at 204-205; *Murphy* at 244.

90 355 U.S. 220 (1957). 主たる営業所をテキサス州におく保険会社たる被告 Y は、法廷地であるカリフォルニア州には資産を持たず、保険業務に関する活動を一切行っていないが、法廷地州民 A と保険契約を結んだ。A の死亡が自殺によるものであるとして Y が保険金給付を拒絶したところ、受取人である原告 X は、カリフォルニア州で訴えを提起し、欠席判決を取得した後、テキサス州裁判所で判決の承認を求め、却下された。連邦最高裁は、州際貿易の発展を背景に、州裁判所が州外被告に対して管轄を拡張する必要性を指摘し、Y による保険証券の発行という一回的な行為であっても、法廷地との間に最小限の関連を成立させようとした。

91 *Dayton*, at 263; *Moe*, at 207;

92 *Gray v. American Radiator & Standard Sanitary Corp.*, 176 N.E.2d 761 (1961).

93 もっとも、はじめて明示的に「通商の流れ」という言葉を用いたのは、*Williams v. Connolly*, 227 F. Supp. 539, 546 (D.Minn. 1964) であるとの指摘もある。*Dayton*, at 263.

法廷地州との関連は、自社製品がそこで事故を惹起したということに尽きる。

本件で注目に値するのは次の二点である。第一に、イリノイ州最高裁は、法廷地に実質的な関連をもつ「一回限りの行為や取引」があれば、管轄行使に十分であるとした。第二に、結果発生地管轄である。イリノイ州最高裁は、本件で、対人管轄権拡張の必要性を強調しながら、管轄判断の重心は、領土的・物理的権限という考え方から、当事者らの紛争をよりよく解決しうる便宜的法廷地という考え方に移行する、という⁹⁴。そして、遠隔の法廷地で応訴する被告の負担は、交通・通信手段の進歩により相当に低減されているとして、イリノイ州が最も適切な法廷地であるとした⁹⁵。

Gray 事件判決のような類型は、「最も純粋な通商の流れ理論」とも呼ばれる。つまり、通商の流れ理論は、当初は一回限りの不法行為によって、法廷地で人身傷害を蒙った者を保護するために、管轄権行使を根拠づける理論として発展してきた。Gray 事件判決は、通商の流れ理論に基づく対人管轄権行使を認めるに際して、ロング・アーム法の規定と合憲性の問題のいずれについても解釈を行っている。即ち、イリノイ州のロング・アーム法は、「州内における不法行為」を行ったあらゆる被告に対して管轄権行使を認めるが⁹⁶、イリノイ州最高裁は、「最後の行為 (last act)」、即ち、爆発がイリノイ州で発生しており、原告の負傷が被告の不法行為に起因するので、これは、同法にいう「州内における不法行為行為」に相当する、とした。

また、イリノイ州最高裁は、本件が「意図的行為」要件を充足するか否かについて判示した。即ち、法廷地州で被告の製品が販売され、法廷地州法による保護と利益を受けたことから、イリノイ州最高裁は、州外被告に対する「意図的行為」要件が充たされ、従って、最小限の関連及びデュー・プロセスの要件も充たされた、という⁹⁷。また、部品メーカーと最終製品のメーカーはいずれも責任を負うべきであり、「(製品の) 購買が個別の仲介者により行われたか否か、あるいは被告以外の者が製品を法廷地州に送ったか否かを考慮すべきではない」と指摘された⁹⁸。

Gray 事件判決以降、通商の流れ理論を採用した裁判所は、自己の製品を法廷地州に流通させた被告は、法廷地での訴訟について予見可能であるから、訴訟告知が適法に行われれば、デュー・プロセスの要請を充足する、と認めるようになる⁹⁹。この「予見可能性」基準によると、一定の州での販売を予定して製品を通商の流れにおく者のみならず、不特定の市場での販売を予定する者に対しても、対人管轄が認められる。なぜなら、メーカーは、かような製品が購買者により遠隔の法域に持ち込まれうることを常に予見できるから

94 *Gray v. American Radiator & Standard Sanitary Corp.*, at 766.

95 理由としては、原告が法廷地州の住民であること、負傷した場所が法廷地州であること、証人や証拠の収集の便宜さ、また準拠法がイリノイ州法であることなどが挙げられた。*Id.* at 766-767.

96 当時の規定については、第一節五を参照。

97 *Gray v. American Radiator & Standard Sanitary Corp.*, at 766.

98 *Id.*

99 *Dayton*, at 266.

である¹⁰⁰。しかし、この流れは、後述する1980年の *World-Wide Volkswagen* 事件判決で逆転することになる。

第三節 通商の流れ理論に関する合衆国最高裁の判例

一 *World-Wide Volkswagen Corp. v. Woodson*¹⁰¹

メーカーが、自己の製品をできるだけ多くの場所で流通させようとするのは、ごく自然なことであるから、法廷地に製品が存在することは、利益を得られることの予見可能性を根拠づける。従って、逆に被告メーカーが、自己の製品が法廷地にあることが、「偶然的」ないし「予見できない」ことを証明すれば、対人管轄の行使は、デュー・プロセスに違反することになる¹⁰²。例えば、製品が法廷地に最終的に到着したのが、商業的流通の結果ではなく、消費者による場合などが、これに相当する。

本判決において、合衆国最高裁は、「通商の流れ」理論に関するリーディングケースとされる *Gray* 事件判決を引用しつつ、同理論を追認した。本件での争点は、製品が法廷地に最終的に到着したのが、商業的流通の結果ではなく、消費者による行為の結果である場合、通商の流れ理論に基づいて結果発生地の対人管轄を認めるべきか否か、である。

〔事案〕

ニューヨーク州民たる原告Xらは、同州の小売ディーラーであるAから輸入自動車を購入した。翌年Xらは、その自動車でアリゾナ州に引っ越す途中、オクラホマ州で他の車に追突されて火災を起こし、Xらが重傷を負った。そこでXらは、オクラホマ州裁判所において、製造者 (Audi)、輸入者 (Volkswagen)、特定地区の卸売業者たる上告人Y1とその卸元ディーラーである上告人Y2 (ニューヨークに本店を有し、ニューヨーク、ニュージャージー、コネティカットの三州で営業する) らを相手取り、製造物責任訴訟を提起した。これに対してYらは、自分たちが全く営業を行っていないオクラホマ州で被告とされることは、合衆国憲法のデュー・プロセス条項に反すると主張したが、オクラホマ州裁判所はこの主張を退けた。そのため、Yらは最高裁に上告した。

〔判旨〕 破棄自判。

1 最小限の関連、「公平・合理性」基準並びに連邦主義

合衆国最高裁は、本件において、対人管轄の機能が被告保護及び連邦制度の確保にあることを指摘するとともに、デュー・プロセス条項のもとで、最小限の関連が州外被告を相手方とする対人管轄の合憲性基準であることを確認した上で、管轄行使における「公平・合理性」基準の内容についても判示した。即ち、「最小限の関連は、二つの相互に関係しながらも区別されうる機能を果たしている。一つは、遠隔、もしくは不便な法廷地におけ

100 *Id.*

101 444 U.S. 286 (1980). 本件についての解説としては、小林秀之・アメリカ民訴45-48頁、野村美明・動向47-50頁がある。

102 これに関する一連の下級裁判所の判例については、Murphy at 261-262.

る訴訟の負担から被告を保護すること。いま一つは、州が自州の裁判所を通じて、連邦制度の中で同等の主権者であることから課された制約を越えないように確保することである。不便な訴訟から保護することは、とりわけ、「合理性」及び「公平」という言葉で表現される。……法廷地州との間にある被告の関連は、訴訟の維持が『フェア・プレイと実質的正義という伝統的な概念』を害しないようなものでなければならない。……被告と法廷地との関係は、法人を法廷地で提起された特定の訴訟に応訴させるような合理的なものでなければならない」と指摘した¹⁰³。にもかかわらず、「たとえ被告が他州での不便な訴訟を強いられるとしても、たとえ法廷地が紛争に対して自州法を適用する強い利害を有していようと、そしてたとえ法廷地が訴訟には最も便宜な場所であっても、デュー・プロセス条項は、州際連邦主義の道具として役割を果たし、有効な判決を下す州の権限を剥奪することもある」と指摘した¹⁰⁴。

2 管轄判断における被告の予見可能性

合衆国最高裁は、管轄判断における被告の「予見可能性」について説明をした。即ち、自動車の機動性からして、オクラホマで自動車が運転されることは、Yらにより予見されうるが、「予見可能性のみが、デュー・プロセス条項の下で対人管轄権行使の判断基準となるものではない」¹⁰⁵といい、「デュー・プロセス条項において決定的な予見可能性とは、製品が法廷地州に進出しようとする単なる可能性 (likelihood) ではなく、むしろ、被告の行為と法廷地との間の関連により、被告自身が法廷地の裁判所に出頭させられうることの合理的予見である」という¹⁰⁶。

3 「通商の流れ」理論に基づく対人管轄

合衆国最高裁は、下級裁判例がしばしば用いてきた「通商の流れ」理論を承認する一方、次のような制限を付け加える。即ち、「もし製品の販売が、本件のような一回限りの取引ではなく、直接的間接的に他州市場に製品を送り込もうとする製造者や流通業者の努力によって行われる場合には、製造者や流通業者を、欠陥製品のために被害が生じた州での訴訟に服せしめることは、決して不合理なものではない。法廷地州の消費者が買うことを期待して自社製品を通商の流れに置いた会社に対して、法廷地州が対人管轄権を行使することは、デュー・プロセス条項のもとで許容される」¹⁰⁷という。

4 一回限りの不法行為及び「意図的行為」要件について

しかしながら、本件の事案からして、一回限りの行為 (single act) が意図的行為要件にあたるか否かは、さらに問題となる。合衆国最高裁はそれについて、「上告人Yは、オクラホマ州で一切活動を行っていない。彼らはそこで販売やサービスをしていない。彼らは特権を利用しておらず、オクラホマ州法の恩恵を享受していない。彼らはセールスマンや広告を通じ、当州でビジネスを行っていない。本件の記録によれば、彼らが定期的にオク

103 444 U.S. at 292.

104 444 U.S. at 294.

105 444 U.S. at 295.

106 444 U.S. at 297.

107 444 U.S. at 297.

ラホマ州の消費者や住民に自動車販売・卸売・小売している、あるいは、彼らが間接的に他者を通じオクラホマ州市場に供給している、あるいはそのように努力しているとの指摘はない。要するに、本件の裁判管轄権は、単一個別の事件に基づくものである。即ち、個別の Audi 車が、ニューヨークでニューヨーク住民に販売され、オクラホマを通過していた途中、偶然に事故に遭ったという偶発的状况である」¹⁰⁸ から、被告が法廷地で意図的行為を行っているとはいえない、とした。

その上で、同最高裁は、本件の事案からして、法廷地での事故は完全に原告の一方的な行為により発生したので、被告と法廷地との間の十分な関連を充足しえないのみならず、購買された車が法廷地のオクラホマ州に移動されるという、被告の予見可能性を根拠付け得ない、とした¹⁰⁹。

検討

本判決の意義は、次の三点にある。第一に、アメリカ法における管轄政策の中核は、被告の応訴の負担や法廷地の利害への配慮ではなく、むしろ、連邦主義の確立に伴う各州の間での平等な司法権限の確保にある、ということである。この背景には、*Pennoyer* 事件判決が確立した属地主義の原則という発想が依然として根強いことが窺われる。

第二に、法廷地で人身被害を惹起することについての被告の予見可能性だけでは、管轄を基礎づけるについて十分ではない。なぜなら、そうでなければ、製品の販売者は、原告の動産が移動するあらゆる州での訴訟に服さなければならないことになるからである¹¹⁰。管轄判断において重要とされる予見可能性は、被告が法廷地において活動を行う特権を意図的に享受する場合に認められる¹¹¹。その意味では、予見可能性は、法廷地における被告の「意図的行為」要件のもとでの、二次的な判断基準であるといえよう。言い換えれば、被告の「予見可能性」についての考慮は、結局は法廷地における被告の「意図的行為」の有無に直結するになり、両者を切り離して論じることとはできないというべきである。

第三に、通商の流れ理論は、そもそも前述した *Gray* 事件判決のように、一回限りの不法行為であっても対人管轄を基礎づけるための根拠として援用されてきたものである。合衆国最高裁は、本判決において「通商の流れ」理論を承認すると同時に、一回限りの不法行為が「意図的行為」にあたらなとして、同理論に対して一定の制限を加えた。また、製品が法廷地に最終的に到着したのが、商業的流通の結果ではなく消費者による行為の結果である場合、事故発生地における訴訟が被告の予見可能性を越えるため、通商の流れ理論の適用が認められないということが明らかになったといえよう¹¹²。

108 444 U.S. at 295.

109 444 U.S. at 298.

110 444 U.S. at 296

111 444 U.S. at 297. これは、*Hanson* 事件判決を引用するものである。

112 また、Richman 教授は、消費者が法廷地で製品を購入した場合、法廷地の管轄が認められるが、法廷地以外の場所で購入し、法廷地で事故を起こした場合には、管轄が認められえないと指摘する。Richman, at 624.

二 *Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court*¹¹³

結果からいうと、本判決において、合衆国最高裁の判事は、被告と法廷地との間に最小限の関連が成立するか否かについて、絶対多数意見に到達できず、結局、法廷地における訴訟の維持が公平かつ合理的でないという理由から、本件の管轄を否定した。中でも、最小限の関連の存否の判断において、通商の流れ理論の内容如何について判事の見解が真っ向から対立しており、同理論と意図的行為要件との整合性が問題となる。

〔事案〕

カリフォルニア州民Aは オートバイを運転してカリフォルニア州の高速道路を走行中、トラクターと衝突して重傷を負い、同乗していた妻が死亡した。Aは、オートバイのタイヤの欠陥が事故の原因であると主張し、台湾のタイヤ・チューブメーカーたる被告Xを相手取って製造物責任を、また同州の販売業者であるBに対しては販売業者としての責任を追及する損害賠償責任訴訟を、カリフォルニア州上級裁判所に提起した。これに対してXは、B及びY（日本の大手タイヤ・バルブ製品メーカー）に対し、求償金を請求する交差請求（cross-claim）を同裁判所に提起した。その後、XとAとの間に和解が成立し、製造物責任訴訟は取り下げられた。残されたのは、XY間の求償訴訟である。Yは同州内に事務所、代理店、使用人ないし資産を有しておらず、同州内で販売・宣伝活動を行ったこともなかった。XY間の取引は台湾で行われ、Yの製品は船で日本から台湾に輸送されてから、Xを通じて米国に輸出されていた。Yは同裁判所の裁判管轄権を争い、Yに対する呼出状送達手続の取消を申し立てた。同裁判所による申立ての却下、控訴裁判所による申立ての認容（147 Cal. App. 3d 30, 194 Cal. Rptr. 741）を経て、同州最高裁判所はYの申立てを退ける決定を下したため（39 Cal. 3d 35, 216 Cal. Rptr. 385, 702 P. 2d 543）、Yは合衆国最高裁に上告を行った。

〔判旨〕 破棄差戻（全員一致）。

1 「公平・合理性」衡量に基づく管轄判断

合衆国最高裁が本件について裁判管轄を否定する最大の理由は、当該製造物責任訴訟についてはすでにXとアメリカ人原告Aとの間で和解が成立しており、台湾で行われた取引に起因する、外国会社間の求償請求だけが残されていたことにある。Xは、Yに対する求償訴訟については、台湾や日本よりカリフォルニア州の方が便宜であることを証明できなかった。また、Xはカリフォルニア州の州民ではないので、同州が当該紛争解決について有する利害は大幅に減少する。本件の争点が、自州の消費者を欠陥製品から保護する州の正当な利害であれば別だが、本件の争点は求償訴訟にあり、消費者保護のための安全基準ではない。従って、本件におけるYと法廷地との関連性は、Xのそれより弱いため、Yに対するカリフォルニア州の対人管轄権行使は不合理かつ不公平であり、デュー・プロセス条項に反する、とされる。

113 480 U.S. 102 (1987). 本件の解説として、孝橋宏「最近の判例」アメリカ法〔1988年〕161頁以下、小林秀之・アメリカ民訴71-72頁、野村美明・構造と動向393-398頁がある。

2 「最小限の関連」の有無について

州外の被告に対する特別管轄権の行使がデュー・プロセス条項に反するか否かは、被告が「意図的に」法廷地と最小限の関連を成立させたか否かにより決定される。被告と法廷地との間には、意図的に法廷地州に向けられた被告の行為による実質的関連が必ず存在しなければならない。従って、本件の争点は、製品が法廷地に到達し、販売されるだろうという期待を持つ製造者は、自分の製品を通商の流れに置くことによって、この「意図的行為」要件を充足するか否かである。これについて、本判決は、二つの相対多数意見 (plurality opinion) に分かれ、コンセンサスには達しなかった。

O'Connor 相対多数意見

O'Connor 判事を初めとする多数意見¹¹⁴は、次のように言う。即ち、「単に製品を通商の流れに置くことだけでは、意図的に法廷地に向けられた被告の行為とはならない。但し、被告の付加的行為は、被告が法廷地市場を標的としていたことを示しうる。例えば、法廷地州で製品を設計したり、宣伝したり、消費者に対する窓口を設けること、あるいは販売代理人たる流通業者を通じて製品を販売していることなどである。しかし、製品が通商の流れに沿って法廷地州に送り込まれるだろうという被告の認識 (awareness) だけでは、製品を通商の流れに置くだけの行為を、意図的に法廷地に向けられた行為とみなすことはできない」、と¹¹⁵。しかし、O'Connor 判事による、この「通商の流れ」理論の解釈について、9名の最高裁判事のうち、Stevens 判事が独自の意見を提出した他に、他の8名の判事の意見は、賛成4対反対4に分かれた。

Brennan 相対多数意見¹¹⁶

Brennan 判事は、もう一つの相対多数意見の冒頭で「私は、(O'Connor の)『通商の流れ』理論についての解釈のみならず、被告が『意図的にカリフォルニア州市場を利用しなかった』という結論にも賛成しない」、と述べた¹¹⁷。そして彼は、*World-Wide Volkswagen* 事件判決と本件との相違を指摘する。即ち、*World-Wide Volkswagen* 事件では、欠陥製品が消費者によって法廷地州までに持ち込まれた偶然的、個別的な事件であったため、被告と法廷地との「最小限の関連」を認定し難いケースであった。しかし本件においては、「Yは、自社のチューブ部品をカリフォルニア州に持ち込む流通を組織していないにも拘わらず、その流通の経路を認識し、そこで自社製品が販売され利益をあげることを承知していた」¹¹⁸のであるから、Yと法廷地との間に最小限の関連が存在するというべきである、と。

114 O'Connor、首席判事 Rehnquist、Powell、Scalia の4判事がこの見解を採った。

115 480 U.S. at 112.

116 Brennan、White、Marshall、Blackmun の4判事がこの意見を採った。

117 480 U.S. at 116.

118 480 U.S. at 117. 本件の記録によれば、Yが製造した部品は、1978年に15万個、1979年に50万個、1980年に50万個、1981年に10万個、1982年に10万個がXに販売され、Xによる最終製品への組み立てにより、法廷地である米国市場に流入した。Id. at 106. この事実も、本件判決において、Yと米国との間に最小限の関連が成立するか否かについて、二つの相対多数意見が対立した原因であろうと思われる。

更に、Brennan 判事は、「付加的行為」という見解に反対する。即ち、「通商の流れに関与した当事者が、最終製品が法廷地州において市場に出されることを認識している場合、そこで訴えられることが不意打ちとはいえない」と述べた¹¹⁹。

Stevens 補足意見¹²⁰

「二つの理由から、私は、(最小限の関連についての) 相対多数意見に参加しなかった。第一に、それは、本件における判断に必要ではない。最小限の関連の有無を検討することは、州の対人管轄行使の合憲性判断には必ずしも必要とは限らない。……本件において、Y に対するカリフォルニア州の管轄行使は、不合理かつ不公平であると判断された。この判断のみが、破棄の理由となる。……従って、本件においては、相対多数意見が、『意図的行為』もしくは被告の行為と法廷地州との間の関連性についての他の分析を云々するのは、不要というべきである。第二に、たとえ、本件で(最小限の関連についての) 判断が必要とされる場合であっても、相対多数意見は、最小限の関連を本件の事案に誤用(misapply)している。相対多数意見は、部品が法廷地州に到達する道を見いだすだろうという『単なる認識』と、法廷地市場を『意図的に』利用することとの間に、明確な線が引けると仮定した。X との取引を通じて、Y はすでに、「製品を通商の流れにおいた」以上の行為を間違いなく行った。かような行為が、『意図的行為』要件を充足するか否かという憲法判断が要求される場合、これは、かかる部品の量(volume)、価値(value)及び性質(character)により決定されるべきである。私は、数年にわたり、毎年定期的に10万以上の単位で部品を法廷地州に送っていたことが、『意図的行為』にあたるという結論に傾くだろう」と¹²¹。

Asahi 事件判決に対する学説上の批判は、管轄判断のアプローチと、通商の流れ理論如何についての各論的検討の二点に大別できる。

まず、管轄判断のアプローチについて、Stevens 判事の補足意見に賛成する学説が注目し、値する。つまり、前述の通り、対人管轄の有無の判断は、「最小限の関連」の有無の検討と、管轄行使の「公平・合理性」衡量の二段階に分かれる。「公平・合理性」衡量のみに基づいて管轄を否定する最高裁判決は、本判決が初めてのものである。Stevens 判事の補足意見が指摘したように、「最小限の関連」の有無について絶対多数意見に達しない場合、直ちに第二段階の「公平・合理性」衡量のみに基づいて管轄を否定すればよい、と¹²²。その意味では、第一段階の「最小限の関連」判断と第二段階の「公平・合理性」衡量は、相互に順序的な関係ではなく、択一的に訴え却下の理由となりうる事が明らかである。このことは、日本の平成9年最高裁判決における、管轄原因の存否の判断と「特段の事情」衡量との関係如何についての議論を想起させるといえよう(第一章第一節三を参照)。

次に、O'Connor 相対多数意見は、被告が法廷地における製品の流通に関与しなかったと認定する。これに対して、国際産業構造や通商の現状を無視するものだと、学説からの

119 480 U.S. at 117.

120 White, Blackmun の両判事がこの意見に参加した。

121 480 U.S. at 121-122.

122 Casad & Richman, § 2-3 at 120.

批判が声高に叫ばれる。部品の製造者は、最終製品が特定の市場を目的地とすることを了解した上で、製造・販売を繰り返すことによって、かかる市場から利益を得ていることが明らかである。台湾の企業を通じて自社の製品を法廷地たるカリフォルニア州に輸出すること自体、本件被告の経営戦略の一環というべきであり¹²³、「通商の流れ」理論は、そもそもかような通商の現状を克服するためのものである¹²⁴。「付加的行為」という解釈によれば、本件Xの求償訴訟が訴え却下とされることになるのみならず、製造物責任訴訟の被害者たるAが直接にAsahiを相手方としても、訴えが却下されることになるのではないかと¹²⁵。かような解釈の結果として、外国の製造者は、法廷地市場から利益を得る一方で、中間媒介者をおくことによって、法廷地の被害者が求める製造物責任訴訟から免れることができる、と¹²⁶。

それに加えて、「意図的行為」要件を充足するために、O'Connor 判事のいう「付加的行為」が必要かどうかは疑問だとする批判もある。なぜなら、「意図的行為」要件は、被告に特定の法廷地で訴えられうることを警告 (notice) する機能を有するからである¹²⁷。かかる警告機能は、製造物責任主体が、自己にとって耐え難い負担となる訴訟の危険を回避するために適当な予防的処置がとれるようにするという、保護を提供するものである。O'Connor 意見は、製品の目的地についての被告の「単なる認識」は、法廷地から利益を得ようとする「意図」でない、としているが、「意図的行為」要件の警告機能から見れば、両者は不可分なものというべきである。なぜなら、自社製品の目的地を認識していることは、メーカーにとって、目的地で製品が購買される期待を意味すると同時に、自社製品の欠陥により、かかる目的地で訴えられうることを警告しているからである¹²⁸。従って、被告の「単なる認識」は、そもそも「意図的行為」要件の警告機能に内包されているので、「付加的行為」という解釈は不要とみるべきである、と¹²⁹。

更に、製品が法廷地に到達することについての被告の認識は、証明が容易でないので、製造物責任訴訟の管轄問題において重要視されるべきでないという見解もある¹³⁰。

123 Dayton, at 271.

124 Gelfand, at 882.

125 Casad & Richman, § 2-3 at 120; Dayton, at 272.

126 Gelfand, at 884; Moe, at 222.

127 Casad & Richman, § 2-3 at 120; Moe, at 222. これらは、*Hanson v. Denckla*, 357 U.S. at 253 を引用する。

128 Casad & Richman, § 2-3 at 120 ; Moe, at 223.

129 *Id.*

130 この見解によれば、製品が法廷地において定期的に販売されている場合は、法廷地から利益を得た被告を、自己の商業活動についての不知 (ignorance) を理由として、管轄権行使の対象外とするべきではない。なぜなら、デュー・プロセスは、*World-Wide Volkswagen* 事件のように、個別的かつ偶然的な商業活動の場合、予見できない法廷地から既に被告を保護しているからである。Moe, at 224; Gelfand, at 883.

検討

和解が成立したことによって、本件が外国法人同士の紛争になってしまったことは、本判決で管轄が否定された最大の要因といえよう。つまり、原告がアメリカの市民から台湾の企業になってしまったということである。同じ事案のもとで、原告が法廷地の住民であれば、外国部品メーカーを相手方とする管轄行使は、如何なる基準に従っても決して不公平ないし不合理なことではなく、判決結果も本件のそれとは異なったものになるだろう、という指摘がある¹³¹。このことを一見すると、外国人同士の紛争について管轄を否定するのは当然かつ合理的とも思えるが、理論的には問題があろう。なぜなら、「最小限の関連」は、被告と法廷地との間に求められるものであり、原告と法廷地との間に要求されるものではないからである。従って、原告が法廷地の住民でないという理由から管轄を否定することは、アメリカの管轄判断の理論体系に整合していないのみならず、最高裁自身の判例にも矛盾する結果になる¹³²。

また、周知のように大陸法においては、いわゆる管轄恒定原則がある。即ち、管轄判断の基準時は、訴えが提起された時点であり、後に事情の変更があっても、管轄の存在に影響を及ぼさない。この原則は、米国法においても妥当している¹³³。最高裁は、本判決で、台湾メーカーが製造物責任訴訟の原告と和解しなければ、判決の結果が違ったものになり得たことを暗示する¹³⁴。しかしながら、和解が成立した時点で、本件はすでにカリフォルニア州最高裁に係属していたので、すでに認められた管轄は、たとえ後に和解が成立したとしても、取り消されるべきではないというべきであろう¹³⁵。

第四節 各巡回区控訴裁判所の動向—Asahi 事件判決以降の判例

既述の通り、通商の流れ理論の妥当性如何は、二つの相対多数意見に分れた *Asahi* 事件判決からは、判然としない。「通商の流れ」理論は原則として妥当していると指摘する学説もあるが¹³⁶、その当否は、*Asahi* 事件判決以降の各連邦巡回区裁判所の判例を調査することにより判断されるべきであろう。大別すると、「通商の流れ」理論に関する下級審の連邦裁判所判例は、O'Connor 説に従うもの、Brennan 説に従うもの、及び中立的なものに分かれている。

131 Moe, at 220-221; Stravitz, at 797.

132 合衆国最高裁は、いずれも文書による名誉毀損事件である、*Keeton v. Hustler Magazine, Inc.*, 465 U.S. 770, 779-781 (1983) 及び *Calder v. Jones* 465 U.S. 783, 788 (1983) において、原告と法廷地との間に「最小限の関連」は不要であると指摘している。

133 Stravitz, at 796.

134 480 U.S. at 114.

135 同じ指摘については、Stravitz, at 796; Shlosser, at 73 を参照。

136 Scoles & Hay, at 346. その理由は、Stevens 判事の補足意見が明らかに O'Connor 意見に反対することから、「通商の流れ」理論の妥当性が維持されるという点にある。

一 理論肯定説

Asahi 事件判決の O'Connor 説が絶対多数意見ではないとして、同判決の先例拘束性を明示的に否定するのは、第 5、第 7、第 8 の各巡回区控訴裁判所である¹³⁷。

第 5 巡回区連邦控訴裁判所は、*Ruston Gas Turbines, Inc. v. Donaldson Co.*¹³⁸において、Brennan 判事の意見に従い、通商の流れ理論の妥当性を肯定している。原告 A は、債務不履行及び製造物責任に基づいて、ガス・タービンシステムの製造者たるデラウェア州法人 X を相手方として訴訟を提起した。X は、連邦地裁への移送を申し立てながら、部品メーカーであるミネソタ州法人 Y に対して第三者訴訟を提起した。訴え却下を求める Y の申立てを認めた連邦地裁の判決は、第 5 巡回区控訴裁判所により取り消された。第 5 巡回区連邦控訴裁判所は、まず、対人管轄の一般論について説明した上で、所在地州のロング・アーム法が州外住民に対する対人管轄を規定している場合、対人管轄の行使がデュー・プロセスに適合するか否かを審査する¹³⁹。合衆国憲法第 14 修正におけるデュー・プロセス条項は、被告が法廷地との間に最小限の関連を持つ場合、又かかる管轄行使がフェア・プレイ及び実質的正義という概念に反しない場合、州外住民に対する管轄行使を認める¹⁴⁰。被告が、意図的に法廷地において行われた行為により法廷地の法律の恩恵と保護を享受する場合、一回限りの行為であっても、最小限の関連が成立する¹⁴¹。被告の行為が意図的要件を充足し、最小限の関連が認められる場合、更に、法廷地における訴訟について被告の予見可能性が要求される¹⁴²。本件において、部品メーカーである Y は、意図的に自分の製品を通商の流れに置いたため、最小限の関連が認められた。第 5 巡回区は、更に「Asahi 事件判決以来、本巡回区は、ずっと *World-Wide Volkswagen* 事件判決により確立された本来の通商の流れ理論を認め続けており、Asahi 事件判決にいう付加的行為の必要性を排斥してきた」と指摘した上で¹⁴³、「本件における連邦地裁の判決理由は、通商の流れ理論について本巡回区の解釈に従っておらず、誤ったものというべきである。……本巡回区は、Asahi 事件判決が最小限の関連について指針を提供しなかったと既に明確に指摘した。従って、

137 他にも、連邦巡回区控訴裁判所は、*Beverly Hills Fan Co. v. Royal Sovereign Corp.*, 21 F.3d 1558 (Fed.Cir. 1994)において、通商の流れ理論の妥当性を認めている。本件において同巡回区控訴裁判所は、通商の流れ理論に基づいて管轄を認めた無体財産権に関する過去の判例を多数引用しつつ、ヴァージニア州が、同理論に基づき、特許侵害を行ったメーカー及び輸入者に対して、対人管轄を行使することは、デュー・プロセス上のフェア・プレイと実質的正義の要請に反しない、と指摘した。

138 9 F.3d 415 (5th Cir.1993). 本件の他に第 5 巡回区連邦控訴裁判所は、Asahi 事件判決の 2 年後、*Irving v. Owens-Corning Fiberglass Corp.*, 864 F.2d 383 (5th Cir. 1989)において通商の流れ理論の妥当性を認めている。

139 *Id.* at 418.

140 *Id.*

141 *Id.* at 419.

142 *Id.* citing *World-Wide Volkswagen Corp. v. Woodson*, 444 U.S. 286, 298 (1980).

143 *Id.* at 420.

本巡回区は、*World-WideVolkswagen* 事件判決のいう通商の流れ理論を遵守し続ける」と¹⁴⁴。

第7巡回区連邦控訴裁判所は、*Dehmlow v. Austin Fireworks*¹⁴⁵において、*Asahi* 事件判決が「通商の流れ」理論を損なうものではない、とする。本件は、通商の流れ理論が誕生したイリノイ州で提起された。イリノイ州住民である原告Xは、花火の爆発により負傷し、テキサス州のメーカーYを相手方として、製造物責任に基づいて訴えを提起した。第7巡回区連邦控訴裁判所は、訴え却下を求めるYの申立てを認めた連邦地裁の判決を取り消した。同控訴裁判所は、イリノイ州のロング・アーム法を確認した上で、まず、本件における管轄行使の「公平・合理性」衡量から判断を展開した¹⁴⁶。即ち、まず、本件における管轄行使が公平かつ合理的と判断された理由は、テキサス州からイリノイ州に赴いて応訴することは国内での旅行にすぎず、被告企業にとっては過大な負担とは言い難い、という点にある¹⁴⁷。そして判旨は、「最小限の関連」の有無について、「本巡回区は、『通商の流れ』理論を繰り返し認めており、それに基づいて事件を解決してきた」と述べ¹⁴⁸、イリノイ州における花火大会で用いられる花火を供給する、ウィスコンシン州の卸売業者Aに製品を提供したYが、製品を通商の流れに置いたことにより、意図的にイリノイ州との最小限の関連を成立させる、とした¹⁴⁹。

第8巡回区連邦控訴裁判所は、*Barone v. Rich Brothers Interstate Display Fireworks Company*¹⁵⁰において、通商の流れ理論に基づいて日本法人に対する管轄を認めた。本件において、花火の爆発により負傷した従業員X及び彼が所属する会社X1は、Xの住所地であり、かつ事故地でもあるネブラスカ州において、花火の販売者たるアメリカ法人Y1及び、花火の製造者たる中華人民共和国法人Y2¹⁵¹、東京に本社を置く日本法人Y3¹⁵²を相手方として、製造物責任訴訟を提起した。Y3が対人管轄を争い、訴え却下を申し立てたため、連邦地裁はそれを認容した。XらはY1に対する訴えを取り下げ、Y3に対する訴えを却下した地裁判決に対して控訴した。

第8巡回区連邦控訴裁判所は、管轄判断アプローチの一般論について簡単に触れた後、

144 *Id.* at 420.

145 963 F.2d 941(7th Cir. 1992)

146 なぜなら、これは、*Asahi* 事件判決において判事の絶対多数を得た管轄判断基準だったからである、と。*Id.* at 945.

147 *Id.*

148 *Id.* at 946.

149 *Id.* at 947.

150 25 F.3d 610(8th Cir. 1994).

151 Y2に対する送達は適法に行われなかったため、Y2に対する訴えは却下されている。*Id.* at 611.

152 Y3は、法廷地州には、彼の製品を販売する代理人や資産を一切持っておらず、直接に花火を法廷地州に持ち込んだわけでもない。にもかかわらず、Y3は、法廷地州以外の6州に卸売業者を有しており、Y3が製造した花火は、法廷地州やアメリカ全土で販売されている。*Id.* at 611.

直接に通商の流れ理論の当否について議論を展開した¹⁵³。即ち、デュー・プロセスは、被告と法廷地との間に最小限の関連があることを義務づける。最小限の関連は、法廷地で行われた被告の行為が、被告自身に法廷地における応訴を合理的に予見させうる場合に、充足される。かような関連性の有無は、被告の行為が、意図的に法廷地法からの恩恵や保護を享受するかどうかにより判断される¹⁵⁴。自社の製品を通商の流れに置いたYの行為は、まさにかような「意図的行為」に相当する、と¹⁵⁵。

第8巡回区連邦控訴裁判所によれば、*Asahi* 事件判決の先例性は、「非居住者たる被告の同意がない場合、米国で、両外国法人間の第三者訴訟を裁判することが不合理である」というにとどまる、と解されている¹⁵⁶。

二 中立説

以下で述べる判例は、*Asahi* 事件判決が示す二つの立場のうち、いずれをとるかを明らかにしないまま、「通商の流れ」理論に基づいて、結論的に製造物責任事件の対人管轄権を認めるものである。

第2巡回区連邦控訴裁判所は、*Asahi* 事件判決と類似した事案である *Kernan v. Kurz-Hastings, Inc.*¹⁵⁷ において、「*Asahi* 事件判決で (O'Connor 判事による) 相対多数意見に参加した判事らは、かかる事件の事案について管轄を認めることが、フェア・プレイと実質的正義に適合しないという意見に止まっている」と述べ、「本巡回区は、(*Asahi* 事件における) 二つの『通商の流れ』理論のどちらをも採用する必要がない」と指摘する¹⁵⁸。本件において人身傷害を蒙った原告Xは、欠陥のある機械の販売者Y1を訴えた。Y1は、連邦地裁への事件の移送を申し立てた後に、第三者訴訟を提起して、Xの雇い主Y2及び機械の製造者たる日本法人Y3を相手方として、損害填補を請求した。Y3は、自社の製造したプレス機械を米国で販売するため、ペシルヴェイニア州法人たる卸売業者Y1と専売契約を締結している。欠陥ありとされる機械は、Y1からXの雇い主に販売された。第2巡回区連邦控訴裁判所は、Y3がY1との専売契約の締結により、ニューヨーク市場において意図的に活動を行う特権を享受することが明らかであるといい、Y3の管轄抗弁を却下した連邦地裁の判決を維持した。

第3巡回区連邦控訴裁判所は、*Renner v. Lanard Toy Ltd.*¹⁵⁹ において、管轄判断の一般論について議論せずに、端的に「通商の流れ理論」の当否について判断を下した。まず、同

153 また、第8巡回区連邦控訴裁判所は、本件において、前述した第7巡回区控訴裁判所の *Dehmlow* 事件判決を引用し、本件との比較をおこなっている。 *Id.* at 612.

154 *Id.* at 612-613.

155 *Id.* at 613-614.

156 *Id.* at 614.

157 175 F.3d 236 (2nd Cir. 1999).

158 *Id.* at 244.

159 33 F.3d 277 (3rd Cir. 1994).

巡回区控訴裁判所は、「通商の流れ」理論に基づく過去の管轄肯定例を振り返り¹⁶⁰、そして「本巡回区は、最高裁の *Asahi* 事件判決以後も、この理論を修正しようとしな

く」と指摘する¹⁶¹。そして、同巡回区控訴裁判所は、ペンシルヴェニア州の対人管轄を争い、訴え却下を求める被告の申立てを認めた連邦地裁の判決を取消した上、同地裁における対人管轄の審査手続を、更なる discovery の進行を中心に継続するよう差し戻した。なぜなら、本件の争点についての証明が曖昧であるため、管轄の肯定否定に関する結論を下すには十分でないからである。例えば、製造物責任の被告たる玩具メーカーY（香港法人）が、法廷地において意図的行為を行ったか否かは不明である。もし、Yが法廷地州の玩具販売店Aとの安全協議書（safty protocol）で定められた基準に合わせるために、自社製品のテストに関与したとすれば、かような関与は、Yが意図的に法廷地州の市場に向けて玩具を設計したことを示す¹⁶²。また、欠陥のある玩具を、YがAの購入代理人（buying agent）Bに直接に売ったかどうかについての証明も不十分である。Bは、Aのために玩具を購入する代理人を務めているので、YとBとの取引関係は、Yが法廷地に意図的に製品を流通させたことを証明しうる、と¹⁶³。

連邦地裁の管轄否定判決は、事件が連邦地裁に移送された後一ヶ月以内に下されたことから見て、Xが、管轄原因事実について discovery を十分に利用する時間を与えられなかったことは明らかである。以上のような考慮に基づき、第3巡回区連邦控訴裁判所は、連邦地裁の管轄否定判決を取り消し、Xに discovery 手続を利用する十分な時間を与え、管轄についての審理を継続するよう命じた。

第3巡回区連邦控訴裁判所は、更に *Pennzoil Prod. v. Collelli & Assoc, Inc.*¹⁶⁴ 事件判決において、*Asahi* 判決においてはいずれの意見も絶対的多数を有しておらず、「通商の流れ」理論についての是非も未決定のままであるから、下級裁判所は、いずれの立場をとるかを決する必要があるとした上で、「通商の流れ」理論に基づいて管轄を肯定する。

第11巡回区連邦控訴裁判所は、*Vermeulen v. Renault, U.S.A., Inc.*¹⁶⁵ において、「通商の流れ」理論の妥当性を認める姿勢を示している。本件において、人身被害を被った原告Xは、フランス政府が所有している車の製造者Yを相手方として製造物責任訴訟を提起した。第11巡回区は、訴えを却下した連邦地裁判決を取消し、差し戻しを命じた。本件において、同巡回区控訴裁判所は、まず、職権で連邦裁判権の有無について検討を行った。それについてまず、28 U.S.C. § 1603の規定により、被告とされる法人が、「資本金の過半数ある

160 *Id.* at 280-281. *DeJames v. Magnificence Carriers, Inc.*, 654 F.2d 280 (3rd Cir. 1981); *Max Daetwyler Corp. v. Meyer*, 762 F.2d 290 (3rd Cir. 1985).

161 *Id.* at 282.

162 *Id.* at 283. 本件の訴訟記録によれば、Yにより行われたテストがAのために行われたという証明はなされていない。

163 *Id.*

164 149 F.3d 200 (3rd Cir.1998).

165 985 F.2d 1534 (11th Cir. 1993).

いは他の財産権に関する利益が外国国家により所有される」場合、法人そのものに対する裁判権の有無は、外国国家に対する裁判権の有無と同視される¹⁶⁶。外国国家の商業活動に起因する請求について、「請求が外国国家が合衆国において行った商業活動に起因する場合、及び他の場所において外国国家が行った商業活動に関連して、合衆国において行われた行為に基づく場合、並びに合衆国の領土外における行為が、外国国家が他の場所で行った商業活動に関連し、その行為が合衆国内において直接的な効果を起こす場合」という三つの主権免除の例外規定は、28 U.S.C. § 1605 (a) (2) に規定されている。本件においては、Yはこの例外規定を充足するので、主権免除の適用はなく、合衆国の連邦裁判権に服す、とされる¹⁶⁷。そして、対人管轄の有無の分析において、同控訴裁判所は、「最近、合衆国最高裁は、対人管轄における通商の流れ理論を通じて、『意図的行為』及び『公平、合理性』という要件の解釈に取り組もうとした」と述べつつ、*Asahi* 事件判決の二つの相対多数意見については、「我々はどの多数意見が本件に適用されるかについて決定を下す必要がない」と指摘し、通商の流れ理論に基づいて、被告と法廷地との最小限の関連を認めている。

しかしながら、同控訴裁判所は、通商の流れ理論の分析にあたり、O'Connor 判事による相対多数意見を引用しながら通商の流れ理論を適用したことが注目される。その意味で、同控訴裁判所は、「通商の流れ」理論は *Asahi* 事件判決により否定されたのではなく、むしろ修正されたと捉えているといえよう。即ち、第11巡回区が用いる「通商の流れ」理論は、O'Connor 判事により修正されたものであるといえよう。

中立説に立つ諸判例は、建前において「通商の流れ」理論の妥当性を否定しないとはいえ、同理論を適用するに際して、以前より慎重な姿勢を示すことが窺われる。その点において、以下で述べる理論否定説と共通する面があることも否定できない。即ち、管轄原因事実について更なる discovery を要求することによって、原告の挙証責任を加重する傾向が見られるが、これについては第五節で扱う。

三 理論否定説

他方において、第1巡回区、第4巡回区、及び第6巡回区の各連邦控訴裁判所は、O'Connor 判事の主張に従い、「通商の流れ」理論の適用を否定している。

第6巡回区連邦控訴裁判所は、*Tobin v. Astra Pharmaceutical products, Inc.*¹⁶⁸ 事件判決において、通商の流れ理論を否定するとは明言しなかったが、O'Connor 意見を採用することからみれば、同理論を否定する立場であるといえよう。本件において、双子を妊娠中であった原告Xは、ウィルス性脱水症状に陥ったため、病院の処置により早産の準備に臨んでいた。この入院中、Xは、脱水症の治療のために薬を服用したが、それにより、心臓を移植しなければならない事態に至った。Xは、薬のメーカーたるオランダ法人Y1、及び薬の卸売業者米国法人Y2を相手方として訴えを提起した。事件はY1の申立てにより連

166 *Id.* at 1542.

167 *Id.* at 1543.

168 993 F.2d 528 (6th Cir.1993).

邦地裁に移送されたが、その後Y1に対する訴えは却下された。第6巡回区連邦控訴裁判所は、連邦地裁の却下判決を取り消した¹⁶⁹。同控訴裁判所は、Y1が連邦食品薬品局に自社が製造した薬の米国での販売を申請したこと、当該薬品を米国の基準に適合させたこと、Y1とY2との間に薬を全米で販売することを目的とする契約が締結されていた等のことからして、Y1は、単に製品を通商の流れに置く以上の行為を行っているので、「意図的行為」要件を充足し、Y1に対する管轄の行使は決して不合理なものではないと指摘した¹⁷⁰。同控訴裁判所は、本件において、専ら *Asahi* 事件判決における O'Connor 相対多数意見を引用していることからすると、通商の流れ理論を否定する立場であると見てよいであろう¹⁷¹。

第4巡回区連邦控訴裁判所の判例である *Lesnick v. Hollingsworth & Vose Co.*¹⁷² においては、肺癌で夫を亡くしたメリーランド州住民たる未亡人 X が、マサチューセッツ州法人 Y2 により製造されたタバコのフィルターが肺癌発病の主たる原因であると主張し、Y2 とタバコの製造者であるニューヨーク州法人 Y1 を相手方として、訴えを提起した。とりわけ X は、夫の主治医の診断に基づいて、死亡の原因は、1952年から1956年にかけて、Y1・Y2 が、タバコのフィルターに組み込んでいた石綿にある、と主張した。マサチューセッツ州でフィルターを製造し、ケンタッキー州及び ニュージャージー州の

169 第6巡回区控訴裁判所は、本件において、2週間の実体審理で敗訴したY2の控訴を退け、Xの勝訴判決を維持した。

170 *Id.* at 544.

171 第6巡回区連邦控訴裁判所は、更に、商標侵害事件である *Compuserve, Inc. v. Patterson*, 89 F.3d 1257, 1265 (1996) において、同じ管轄判断の手法をとった。本件において、インターネットのプロバイダーである原告X（オハイオ州法人）は、インターネットを通してパソコンのソフトウェアの試用と販売を行っていた。被告Yは、テキサス州に在住する弁護士であり、Xと契約を結んだ上、Xのシステムを通じて自分の開発したソフトウェアをインターネットで販売していた。Xは、自分のシステムで、Yの販売しているソフトウェアと同じ機能をもつソフトウェアの開発・販売を開始し、Yのそれと類似した名称を用いた。その後、XはYから、Xの行為が商標侵害にあたるという警告メールを受け取ったが、和解の試みが失敗に終わった後、Xはオハイオ州連邦地裁において、確認訴訟を提起した。同連邦控訴裁判所は、管轄を否定した連邦地裁の判決を取消し、これを差し戻した。同控訴裁判所は、O'Connor 説のみを引用し、単にプロバイダーと契約を結び、自分の製品をプロバイダーが所在している法廷地の通商の流れに乗せるだけでは、これ以上の行為がない限り、Yと法廷地との間の最小限の関連を成立させないと指摘し、通商の流れ理論の援用を拒否する姿勢を示した。それに代えて、同裁判所は、Yが意図的にオハイオ州で事業活動を行っているほか、本件請求は当事者双方が締結した契約に起因するものであり、管轄行使は合理的であるという理由をあげて、管轄を肯定した。

172 35 F.3d 939 (4th Cir. 1994). 本判決の判評として、Jones, *Lesnick v. Hollingsworth & Vose Co.-The Pure Stream Of Commerce No Longer Flows Through the Fourth Circuit*, 29 Richmond L. Rev. 421 (1995) がある。

Y1の工場にこれを提供しているY2は、法廷地であるメリーランド州とは十分な関連性をもたないとして、連邦民事訴訟規則12条(b)(2)に基づいて、同州の対人管轄を否認し、訴えの却下を申し立てた。連邦地裁は、Y2の管轄抗弁を認めて訴えを却下した。控訴を受けた第4巡回区連邦控訴裁判所は、「通商の流れ」理論の適用を拒否して、地裁による訴え却下判決を維持した。

第1巡回区連邦控訴裁判所は、既に *Asahi* 事件判決以前において、通商の流れ理論の適用を拒否しつつ¹⁷³、製造物責任事件だけでなく¹⁷⁴、他の事件類型においても、「通商の流れ」による対人管轄権を認めないとする、一貫した立場をとってきた¹⁷⁵。最近の製造物責任に関する管轄否定例において、同控訴裁判所は、*Asahi* 事件判決の O'Connor 意見を引用しながら、「通商の流れ」理論の妥当性を否定している。換言すれば、同巡回区控訴裁判所は、*Asahi* 事件判決を通商の流れ理論を覆した判例と捉えている。同控訴裁判所の判例においては、製造物責任事件の管轄が、他の巡回区よりも厳しく解釈される傾向にある。製造物責任訴訟の管轄、とりわけ事故（結果）発生地管轄についての厳しい解釈は、厳格な管轄審査に反映されており、原告の挙証責任をより厳密に要求する結果になっている¹⁷⁶が、これについての詳細は第五節に譲る。

検討

Asahi 事件判決の先例性を認めるか否かにより、各巡回区の判例は、通商の流れ理論について賛否両論の様相を呈している。同理論を適用するか否かは、管轄原因の審理手続、とりわけ原告の挙証責任の軽重に大きな影響を及ぼす。言い換えれば、同理論の妥当性を否定する巡回区や理論の適用により慎重な態度を示す巡回区においては、管轄原因事実の証明について、原告の挙証責任をより厳格に要求する傾向が目立つ。これらの判例は、管轄原因事実の証明について、被告企業が法廷地における製品の流通に直接的・間接的に関

173 *Dalmau Rodriguez v. Hughes Aircraft Co.*, 781 F.2d 9,15 (1st Cir. 1986).

174 *Boit v. Gar-Tec*, 967 F.2d 672 (1st Cir.1992); *Madara v. Hall*, 916 F.2d 671 (1st Cir.1992); *Rodriguez v. Fullerton Tires Corp* (1st Cir.1996).

175 飛行機事故の被害者の遺族によって提起された不法死亡訴訟 (wrongful death) が和解に終わった後に、同事件の担当弁護士の見誤 (malpractice) を理由として提起された訴えについて、第1巡回区控訴裁判所は、「デュー・プロセス条項のもとでの州外住民に対する対人管轄の成立について、『通商の流れ』理論は、認められない」、という。*Sawtelle v. Farrell*, 70 F.3d 1381, 1393 (1st Cir.1995).

176 *U.S.S Yachts, Inc. v. Ocean Yachts, Inc.*, 894 F.2d 9 (1st Cir. 1990); *Fournier v. Best Western Treasure Island Resort*, 962 F.2d 126 (1st Cir. 1992); *Sawtelle v. Farrell*, 70 F.3d 1381 (1st Cir. 1995); *United Electrical Workers v. 163 Pleasant St. Corp.*, 960 F.2d 1080 (1st Cir. 1992); *Pritzker v. Yari*, 42 F.3d 53 (1st Cir. 1994). この傾向は、第1巡回区のみならず他の巡回区でも見られる。*Compusersve, Inc. v. Patterson*, 89 F.3d 1257 (6th Cir. 1996); *Bryant v. Weintraub, Genshlea, Hardy, Erich & Brown*, 844 F.Supp. 640 (D.Or. 1994); affirmed, 42 F.3d 1398 (9th Cir. 1994).

与したことや契約の有無についての証明を、原告に要求している。なぜなら、かような関与しないし契約は、被告が意図的に法廷地法からの保護や恩恵を享受するかどうかという、「意図的行為」要件の判断に決定的だからである。もし原告が、被告企業が直接に欠陥製品を法廷地に持ち込んだこと、あるいは、他の販売ルートを通じて、間接的に法廷地での製品の販売に携わっていたことを証明すれば、対人管轄における「最小限の関連」は、かような被告の「意図的行為」要件によって認められることになる。

第五節 管轄審理の手続

一 管轄抗弁手続

1 直接的管轄抗弁

既述のとおり、対人管轄の有無は、デュー・プロセスに従って裁判を受ける被告の権利に直結するにもかかわらず、被告は、管轄について抗弁する権利を放棄することができる。管轄抗弁の手続は、州によって異なるが、通常は、特別応訴 (special appearance)¹⁷⁷ ないし事実審理前の訴え却下の申立て (pre-trial motion) である。被告が無管轄の抗弁を提出すれば、原告は、管轄権の存在について証明する責任を負うことになる。

特別応訴によって裁判管轄に異議を申し立てようとする被告は、他の攻撃防御方法を事前ないし同時に用いることはできない。被告が、管轄抗弁に先立ち、もしくは同時に他の攻撃防御方法¹⁷⁸ を用いた場合、異議を留めない応訴 (general appearance) が成立し、無管轄を抗弁する権利を放棄したものとみなされる。但し、被告が管轄抗弁に先立って裁判所の事物管轄権を争う場合、及び特別応訴により州の対人管轄を争いつつ、連邦裁判所への移送を申し立てる場合は、この限りでない¹⁷⁹。

被告による管轄抗弁が却下された場合、被告には二つの選択肢が残される。一つは、本案について攻撃防御を行うよう方針転換することであり、いま一つは、欠席判決を甘受して、上訴で原審裁判所の管轄を再び争うことである。いくつかの州は、管轄抗弁について、中間上訴 (interlocutory appeal) ないし特別令状 (extraordinary writ) の制度を設けている。かような不服申立手続を利用しなかった被告は、管轄抗弁の権利を放棄したとみなされ、本案判決後の抗弁提出が許されない。

連邦裁判所及び若干の州においては、被告は、管轄抗弁が却下され、本案についても敗訴した場合、控訴審で再び原審の管轄を争うことができる。これが成功すれば、原審の管

177 特別応訴とは、実体問題を争うに先立って、被告が法廷地の対人管轄を争うためだけに出席する手続をいう。これはテキサス州に始まり、York v. Texas, 137 U.S. 15, 11 S.Ct. 9 (1890) においてその合憲性を認められた。具体的手続は州により異なる。Field, Kaplan, Clermont, at 958-961.

178 例えば、本案につき答弁すること、原告の請求について具体的陳述を要求すること、訴訟の延期ないし続行を申し立てること、原告適格を争うことなどである。Friedenthal = Kane = Miller, § 3.26 at 189.

179 Friedenthal = Kane = Miller, § 3.26 at 190.

轄が欠如していたことになるので、本案についての原審判決も同時に無効となる¹⁸⁰。

異議を留めない応訴と特別応訴の区別は、連邦裁判所及び連邦民事訴訟規則を採用した州においては廃止されており、被告は、事実審理前の申立てや答弁書において、無管轄の抗弁を提出することができる¹⁸¹。管轄抗弁の提出には法定の期間制限があるので、被告は、本案の答弁とともに管轄抗弁を提出することができ、それぞれの判断に対して別個に不服申し立てすることもできる¹⁸²。また、管轄抗弁が被告によって適時に提出されると、被告が将来敗訴判決に対して控訴した場合、控訴審でも抗弁は維持される¹⁸³。

2 管轄に関する事後的攻撃 (collateral attack)

被告は、管轄権のない裁判所が下した判決に対して、他の手続で争うことができる。これを管轄に関する事後的攻撃 (collateral attack) と呼ぶ¹⁸⁴。

この場合、被告は、原裁判所で答弁する代わりに、出頭を拒絶して欠席判決を甘受し、その後の判決の承認・執行手続において判決の無効を申し立て、その承認・執行を争う。これが成功すれば、判決の不承認と原判決の無効があわせて宣言される。承認裁判所が、判決裁判所の対人管轄を認める場合、被告の申立ては却下され、それによって、原審の請求認容判決は有効と認められる。この方法によると、被告は、本案請求について争う権利を放棄することになりうるため、かなりのリスクを伴うといえよう¹⁸⁵。

二 原告の証明責任

— 第1巡回区連邦控訴裁判所の判例を中心として —

1 一応の証明

第四節で述べたように、*Asahi* 事件判決以降、通商の流れ理論の妥当性につき中立的または否定的立場をとる連邦巡回区控訴裁判所の判例においては、管轄原因事実について原告の証明責任をより厳格に解釈ないし要求する傾向が窺われる。その中でも、特に通商の流れ理論を否定する第1巡回区連邦控訴裁判所は、管轄原因事実の審理について詳細な議論を展開するのみならず、更に原告による証明責任の基準について、独自の基準を樹立するに至っている。

*Boit v. Gar-Tec*¹⁸⁶ 事件判決は、参考になる判例の一つである。本判決においては、欠陥

180 *Id.* at 190-191.

181 *Id.* at 191.

182 Field= Kaplan= Clermont, at 958-61.

183 Friedenthal= Kane= Miller, § 3.26 at 191.

184 Hazard, at 173.

185 Hazard, at 176; Field= Kaplan= Clermont, at 860-861.

186 *Boit v. Gar-Tec Products, Inc.*, 967 F.2d 672 (1st Cir.1992).

製品の使用により火災を起こし、家・財産に損害を蒙った原告（控訴人）X¹⁸⁷は、欠陥製品の輸入・卸売商たる州外のYを相手方として、製造物責任に基づいてメイン州で訴えを提起した。訴えは、Yの申立てにより同州の連邦地裁に移送されたが、欠陥製品が、直接YからBに販売されたものであることにつき、Xの立証が不十分であるという理由で、連邦地裁により却下された。本件の争点は、①管轄原因事実の証明についての「一応の証明」の内容、②製造物責任事件の管轄における「通商の流れ」理論の可否、である。第1巡回区連邦控訴裁判所は、連邦地裁の訴え却下判決を維持した。

第1巡回区連邦控訴裁判所は、まず管轄原因事実における原告の証明責任について、「原告は、対人管轄の存否について証明する責任を負う。……連邦地裁は、対人管轄却下の申立てを処理する際に、原告が、対人管轄を肯定するのに必要な、すべての事実を認定することにつき、信憑性のある証拠を提出したか否かのみを考慮すればよい。被告の訴え却下の申立てに対抗するために、原告は、州のロング・アーム法上の規定及び憲法上のデュー・プロセス条項を充足するのに必要不可欠な、あらゆる事実について証明しなければならない。……訴え却下の申立てを決定するこの基準は、通常、『一応の証明基準 (prima facie showing ; prima facie standard) 』と呼ばれる。対人管轄における『一応の証明』基準は、訴訟記録で陳述された特定の事実についての証拠に依拠しなければならない。原告は、単にブリーディングにおける主張をするだけでなく、積極的証拠 (affirmative proof) を提出しなければならない」と指摘した¹⁸⁸。

そして、同控訴裁判所は、「一応の証明」の判断基準について、『一応の証明』基準が満たされるか否かを判断するために、連邦地裁は、職権で証拠調べをするものではない (the district court is not acting as a fact finder)。連邦地裁は、原告が申し出た然るべき証拠を、真実として受け入れる」という¹⁸⁹。

187 Xは、工事請負人Aが、「hot air gun」と呼ばれる工具を使って壁のペンキを剥がしている際に、当該工具から噴出した熱気の下見板を貫通して、上がった炎がXの家及び家中の所有物を全焼した、と主張した。Yは、本社をインディアナ州におくインディアナ法人であり、金属道具の輸入とその卸売を業とする会社である。Yは宣誓供述書で次のように主張した。Yは、法廷地州においては、支社、代理店の設置のような営業活動を一切行っておらず、同州において如何なる財産も持たないうえ、当該工具はYによる製造物ではなく、ドイツの製造者により製造されたものである、と。

Xは、工事請負人Aの証言を含む証言録取書を提出した。その中で、Aは次のような証言をした。即ち、Aは、法廷地州に金属道具の小売量販店を持つ訴外B社のカタログを受け取り、その中に載っている hot air gun の広告を見て、Bから通信販売でそれを購入した。郵送されてきた工具には、Y社の社名を記載した荷札が貼付され、Y名義の使用マニュアルが同封されていた。そのマニュアルは、製品の保証サービスがインディアナ州にあるYとの連絡によって得られる旨の記載があった、と。

188 *Boit v. Gar-Tec Products, Inc.*, at 675.

189 *Id.*

本件の場合、Xは、AがBから欠陥製品を購入したことを証明したが¹⁹⁰、当該欠陥製品がYから直接にBに販売されたものであることの立証がないため¹⁹¹、原告の立証責任は、一応の証明基準を満たすとは言い難いとして、管轄否定の結果が導かれたのである¹⁹²。

同控訴裁判所によれば、本判決で述べた管轄原因事実についての原告の証明責任は、第1巡回区だけではなく、連邦民事訴訟手続においても一般的に妥当するものであるとされる。

2 管轄原因と請求原因事実が競合する時の挙証責任基準

上に述べた Boit 事件判決から分かるように、アメリカの民事訴訟手続においては弁論主義が採られ、当事者対審手続の考え方 (adversary proceeding) が徹底されている。これは管轄の審理、とりわけ管轄原因事実の証明についても妥当する。被告が管轄権を争い、訴え却下を申し立てる場合、裁判所は証拠調べを行うが、そこで原告は管轄原因事実を証明する責任を負う¹⁹³。裁判所は受動的な立場に立ち、完全に当事者が提出した証拠に基づいて管轄原因事実の存否を認定する。

Boit 事件判決におけるもう一つの注目すべき点は、第1巡回区控訴裁判所が、不法行為事件のように、管轄原因事実と請求原因事実が競合する場合、原告による「一応の証明」だけでは十分でないことが有りうる旨を示唆したことである。即ち、「法廷地における本案への応訴が、州外被告にとって過酷な負担となり、不公平な結果を招来するおそれがある場合、裁判所は原告に、一応の証明以上の基準を課することができる。例えば、原告が提出した証拠が矛盾していたり、訴訟記録に反する内容に満ちている場合である。かような場合においては、裁判所は、トライアルに先立って、当事者が提出した重要な証拠のすべてを

190 hot air gun の広告が入ったB社のカタログを家で見、通販でBからこれを買ったとするAの証言録取書は真実であり、これについての連邦地裁の異なった認定は誤りである、と。Id. at 679.

191 YとBとの間の直接的な取引関係の有無は、Yが意図的に法廷地の市場を標的としたか否かについて決定的なものであるとされた。

192 Yの次のような抗弁は裁判所に認められた。即ち、hot air gun には、Y社の社名が記載された荷札が貼付されており、製品の保証がYとの連絡により得られると記載していること、Y名義の使用マニュアルが同封されていたということから、hot air gun がYから直接にBに売られた、との原告の推論は成立しえない。なぜなら、当該製品は、Yによって輸入されてからB社の管理下におかれるまでの間に、転々と流通していたかもしれないからである。これは、法廷地での応訴についてのYの予見可能性に関わる問題である。従って、原告の主張を支える証拠はなく、「一応の証明」基準を満たさない、と。Id. at 680.

193 それには通常、プリ・トライアル手続における宣誓供述書 (affidavits)、証言録取書 (depositions)、質問書に対する答弁書 (answers to interrogatories)、訴訟上の自白 (admissions)、書証 (authenticated documents) あるいは証言 (oral testimony) による証拠の申出が必要とされており、場合によっては、交互尋問 (cross-examination) が行われることもある。Boit v. Gar-Tec Products, at 674.

評価し、事実認定を行うことができる（連邦民事訴訟規則 Fed.R.Civ.P.12(d)）。……そこで、当事者が証拠を提出した後に、裁判所は、「証拠の優越（preponderance-of-the-evidence）」原則に基づいて事実を認定することができる」、という¹⁹⁴。

「証拠の優越」原則とは、民事事件において、ある事実についての証拠の証明力が、全体として相手方のそれよりも優越している場合に、これによって事実の存否を認定することをいう¹⁹⁵。しかしながら、プリトライアルでは、裁判所が「証拠の優越」原則に基づいて管轄原因事実を認定すると、後の実体審理において、「争点遮断効（issue preclusion）」¹⁹⁶ないし「その事件における法（law of the case）」¹⁹⁷という効果を生じるかどうかが問題となりうる。即ち、後に同じもしくは他の法廷地でのトライアルにおいて、とりわけ陪審による審理が行われている場合に、管轄審理の段階で認定された事実と反する事実を提出することが許されるか否かという問題である。このような問題は、とりわけ、管轄原因事実が請求原因事実と符合する場合において生じる、と指摘される¹⁹⁸。

このような問題を回避するために、第1巡回区控訴裁判所は、「証拠の優越」原則に代えて、「一応の証明」と「証拠の優越」との折衷を図るべく、「可能性（likelihood）」という新たな基準を提示した¹⁹⁹。この「可能性」基準によれば、原告は、管轄原因事実が存在する可能性を示せばよいとされており、裁判所は、単に原告が対人管轄の認定に必要な事実の存在を示したか否かに依拠して管轄の有無を判断すればよいことになる²⁰⁰。

Boit 事件判決自身は、この可能性基準を採って管轄判断を行ったわけではないが、この傍論で提示された「可能性」基準は、後に第1巡回区の連邦地裁に採用され、さらに具体化されることとなった。即ち、*Foster-Miller, Inc. v. Babcock & Wilcox Canada*²⁰¹ 事件判決で

194 *Boit v. Gar-Tec Products*, at 676-677.

195 田中英夫・英米法辞典〔1998年〕658頁。なお、トライアルにおける「証拠の優越」については、小林秀之・アメリカ民訴209-212頁。

196 争点遮断効とは、争点効（collateral estoppel）とも呼ばれ、A訴で特定の争点について当事者の主張が裁判所により判断された場合、B訴で同一争点について当事者による異なる主張を禁止するものであり、前訴判決により同一訴訟請求に基づいて提起された後訴を遮断する既判力（Res Judicata）＝請求遮断効（Claim Preclusion）と対比される概念である。Friedenthal= Kane= Miller, § 14.2 at 631-634; 田中英夫・前掲辞典474頁。

197 日本における差戻し判決の拘束力に対応する概念である。即ち、上級審が、事件の法律問題について判断を下した場合、差し戻された下級審は、上級審によるかかる法律判断に拘束され、それに基づいて裁判しなければならない。Friedenthal= Kane= Miller, § 14.2 at 631; 田中英夫・前掲辞典502頁。

198 *Boit v. Gar-Tec Products*, at 677.

199 控訴裁判所は、トライアル裁判所が認定した事実に基づき、その事実に適用される法律について、新しい法理論（theory or legal argument）を提示することができる。Friedenthal= Kane= Miller, § 13.4 at 619-620.

200 *Boit v. Gar-Tec Products*, at 677.

201 46 F.3d 138 (1st Cir. 1995).

ある。本判決において、原子力発電機の微塵除去等を業とする米国法人Xは、発電機の定期点検・修理を業とするカナダ法人Yを相手方として、守秘義務の違反 (violation of confidentiality agreement)、商業秘密の不正使用 (misappropriation of trade secrets) 及び不正競争等の商業上の不法行為に基づいて、マサチューセッツ州連邦地裁において訴えを提起した。連邦地裁は、管轄判断における原告の証明責任について「可能性」基準を採用し、訴えを却下した。しかし第1巡回区控訴裁判所は、新基準の下で当事者が立証活動を十分に行う時間を与えられなかった等の理由で、連邦地裁の管轄否定判決を取消し、差し戻しを命じた。

まず、第1巡回区控訴裁判所は、管轄原因と請求原因事実が競合する場合に、「一応の証明」と「証拠の優越」の中間的基準を採る必要性を再び指摘した上で、「可能性」基準を用いることには、次のようなメリットがあると指摘する。即ち、「証拠調べに基づいて管轄原因事実の認定を行うとしても、裁判所は、単に原告が対人管轄に必要な不可欠すべての事実の存在可能性を示しているか否かを判断すればよい。この方法によれば、遠隔の被告を不慣れな法廷地に応訴させることを正当化する一方、管轄と本案の両方に共通して、争いのある事実問題をトライアルに委ねることができる」といい²⁰²、更に、「原告の主張を真実として受け入れるべきこととなる『一応の証明』とは異なり、『可能性』基準によれば、裁判所は、原告主張が正確かつ誠実であるか否かについて判断を下さなければならない。他方、『証拠の優越』基準とは対照的に、かような判断は、事実を認定するものではない。なぜなら、かような判断は、定義を付すものではないからである」と指摘する²⁰³。

また、連邦地裁は、「一応の証明」、「証拠の優越」もしくは「可能性」原則のいずれを具体的基準として採用するかについて、裁量権をもつ²⁰⁴。

本判決において、連邦地裁は、そもそも「一応の証明」基準を採用していたが、途中で「可能性」原則の採用に転換した。のみならず、連邦地裁は、適用基準の転換を当事者に告知せず、管轄原因事実についてXの立証活動に十分な機会を与えなかったため、裁量権の濫用にあたるという理由から、第1巡回区控訴裁判所は、管轄を否定する連邦地裁の訴え却下判決を取消して、差し戻しを命じた。

検討

不法行為地の特別裁判籍において、管轄原因事実と請求原因事実が競合する時に、被告がかかる原因事実を争い、無管轄の抗弁を行う場合に、訴訟要件の審査をいかに行うべきか。即ち、訴えの適法性審査と、実体審理、即ち請求の理由具備性の審査を混同させないために、どのように管轄の審査を進めるべきであるかという点については、近時、日本の学説・判例上、盛んに議論がなされているが（第一章第四節三を参照）、アメリカ判例においてもほぼ同様の問題意識に基づく議論が行われていることは、極めて興味深いことのように思われる。

202 *Id.* at 146.

203 *Id.* at 147.

204 *Id.*

本節で論じたアメリカ判例、とりわけ第1巡回区連邦控訴裁判所判例が示す考え方の骨子は、次のようにまとめることができよう。即ち、第一に、法廷地における本案への応訴が、州外被告にとって過酷な負担となりうる場合、「一応の証明」だけでは十分でない。第二に、「証拠の優位」を用いて管轄原因事実を認定すると、争点遮断効等の問題から、訴訟要件の審査と実体審理の混同が生じうる。従って、この二つの基準の間での折衷を図ることが必要となる。そこで、第1巡回区連邦控訴裁判所は、原告が対人管轄に必要な不可欠な全ての事実の存在可能性を示していれば十分である、という新たな基準を創設した。同裁判所は、このいわゆる「可能性」基準が、上に述べた二つの問題点を回避することができるとしており、第一巡回区の下級連邦裁判所も、この考え方に追随するものと思われる。しかしながら、この「可能性」基準の具体的な意味内容は、なお十分に明確とは言い難く、これについては、判例の蓄積による更なる具体化・明確化が必要というべきであろう。

小括

合衆国最高裁は、1877年の *Pennoyer* 事件判決において、アメリカ法上の対人管轄権に関する二大原則を確立した。一つは属地主義の原則であり、いま一つは、州の管轄行使の限界が合衆国憲法により制約されることである。州の裁判所がどのような民事事件に対して管轄権を行使しうるのは、第一次的に州の制定法に委ねられるが、かような制定法は、管轄の有無の判断については決定的なものではない。州の管轄権は、第二次的に合衆国憲法に制約され、その行使の限界として、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項により制約されている。

同最高裁は、1945年の *International Shoe* 事件判決において、更に対人管轄権を一般管轄と特別管轄に区別した。属地主義の原則の下で、一般管轄は、住所、同意、管轄抗弁の放棄、法廷地での所在、及び法廷地において「継続的かつ組織的」活動に従事することにより根拠づけられる。法廷地の一般管轄に服さない場合、特別管轄に服するか否かが検討される。そこで、デュー・プロセスは、被告と法廷地との間に、訴訟の維持が『伝統的なフェア・プレイと実質的正義の概念』を害しないような、一定の『最小限の関連』が存在していなければならない、ということを要請する。*International Shoe* 事件判決以降、対人管轄の有無は、主に「最小限の関連」判断と管轄行使の「公平・合理性」衡量の二段階分析により判断されるようになる。かかる「最小限の関連」は、更に1958年の *Hanson* 事件判決の「意図的行為」要件により洗練された。即ち、被告が、意図的に法廷地州内で活動を行う特権を利用することによって、法廷地州の法律の恩恵と保護を享受する行為を行った場合、法廷地との間に「最小限の関連」が成立する、と。

住所、法人の設立地ないし主たる営業所、管轄合意、法廷地における「継続的かつ組織的」活動、法廷地内での滞在に基づく訴状の直接送達等の一般管轄原因は、製造物責任訴訟についても妥当する。他方、アメリカの判例を見れば、製造物責任事件の被害者が事故発生地で州外の被告を相手方として訴えを提起する例が殆どであることが分かる。かような渉外製造物責任訴訟の管轄問題において、「通商の流れ」理論は中心的役割を果たしてきた。「通商の流れ」理論とは、製品のメーカー、卸売業者、小売業者等を、直接間接を問わず、製品が流通した場所の管轄権に服せしめる考え方であり、この帰結は、大陸法上

の損害（結果）発生地管轄と大きな相違はないといえよう。だが、合衆国最高裁は、単なる損害結果発生地の管轄に一定の歯止めをかける必要があると考え、1980年の *World-Wide Volkswagen* 事件判決において、製品が法廷地に最終的に到着したのが、商業上の流通結果ではなく、消費者の旅行・移動による結果である場合、かかる法廷地での応訴は、被告の予測を超えるものだという理由で、同理論の適用を否定する。だが、同最高裁による1987年の *Asahi* 事件判決は、同理論に更なる制限を加える必要があるかどうかについて絶対多数意見に至らなかったため、先例性が疑われるものとなっている。

それ以降の各巡回区連邦控訴裁判所は、*Asahi* 事件判決の先例性を認めるか否か、即ち、通商の流れ理論の制限可能性について賛否両論の様相を呈している。同理論を適用するか否かは、管轄原因の審理手続、とりわけ原告の証明責任の軽重に大きな影響を及ぼす。言い換えれば、同理論の妥当性を否定する巡回区、もしくは理論の適用につきより慎重な態度を示す巡回区においては、管轄原因事実の証明について、原告の証明責任をより厳格に要求する傾向が窺われる。これらの判例は、管轄原因の証明に際して、被告が法廷地における製品の流通に直接間接に関与したことや契約の有無について証明する責任を、原告に課している。なぜなら、かような関与や契約の存在は、被告が意図的に法廷地法の保護や恩恵を享受するかどうかという「意図的行為」要件の判断について決定的であり、「最小限の関連」の判断に直結するからである。

第三章 EU 規則における不法行為管轄

第一節 EU規則概説

既述のとおり、国際製造物責任事件が一種の不法行為と性質決定されることについては、比較法的にも広範な一致が見られ、その国際裁判管轄問題も、不法行為地管轄の枠内で考えるのが一般的である。そこで本章は、2001年に規則化された、1968年の「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の執行に関する条約」（以下では、EU 規則と呼ぶ。その経緯については本節三で後述）5条3号の不法行為地裁判籍の規定について、欧州司法裁判所の裁判例を概観したうえで、若干の検討を加えるものである。製造物責任事件について、欧州司法裁判所の裁判例は未だ見当たらないが、同規則5条3号に関する欧州裁判所の裁判例の中には、製造物責任事件の適用につき参考になるものが少なくないように思われる。

以下では、まず EU 規則について概説をしておく（本節）。次に、同規則5条3号の規定及びその解釈について、欧州司法裁判所の裁判例を概観する（第二節）。更に、これらの裁判例から、製造物責任事件の国際裁判管轄問題に何らかの示唆が得られないかを検討する（第三節）。

一 ブラッセル条約成立の経緯

財産関係事件について、EU 域内各加盟国の国際裁判管轄規則を統一し、この統一的規則に基づいて各締約国の裁判所が下した判決の相互承認を容易にすることを目的として、1968年の「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の執行に関する条約」は、ブラッセルで署名され（以下ではブラッセル条約と略す）、当時の EC の原構成国であった6ヵ国¹について発効した。このブラッセル条約は、「EU 民事訴訟法」ないし「ヨーロッパ

1 ベルギー、統一前のドイツ連邦共和国（旧東ドイツ及びベルリン全市内については、1990年より発効するに至った）、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダである。欧州統合の歴史的進展については、本章注（3）所掲の文献のほか、広岡隆「欧州統合の法秩序と司法統制」〔1998年〕に詳しい。

パ民事訴訟法」とも呼ばれ²、欧州統合と各加盟国の民事手続法との関係を研究する場合、主要な考察対象となるものである。

本条約については、その後、EC 加盟国の増加に伴い各加入条約が作成されているほか、1988年にはさらにスイス、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド及びオーストリアを含む、欧州自由貿易連合(EFTA)諸国を取り込んで、ブラッセル条約をモデルとする、ルガノ条約が締結された³。もっとも、このルガノ条約の内容は、基本的にブラッセル条約のそれと重なるものであるから、ヨーロッパにおける国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行制度を理解するためには、ブラッセル条約についての研究が依然として重要な地位を占めている。

二 条約の解釈

ブラッセル条約に関しては、各加盟国間での解釈の統一を図るために、1971年のル

2 厳密な意味では、ヨーロッパにおいては、統一的な民事訴訟法典が未だ存在していないが、EC 委員会は、シュトルメ(Storme)教授の提案に基づいて、ヨーロッパ民事訴訟法の可能性、実地的必要性及び調和の手続を調査し、かつ指令若しくはモデル法の提案をする任務を持つ委員会の作業を支持することを表明している。その概要については、シュトルメ「ヨーロッパにおける法の統一—ヨーロッパ統一民事訴訟法のための意見表明—」早比26巻2号〔1992年〕143頁(田尻泰之訳)、プリュティンク(Prütting)「ヨーロッパ統一民事訴訟法に向かって—督促手続を例として—」早比26巻1号〔1992年〕112頁(中山幸二訳)、中山幸二＝吉野正三郎訳「ヨーロッパ民事訴訟法の発展」吉野正三郎編・ECの法と裁判225頁〔1992年〕、ハーブシャイト(Habscheid)「ヨーロッパ統一民事訴訟法の可能性」龍谷9巻4号〔1997年〕101頁(本間靖規訳)、大濱しのぶ「ヨーロッパ民事訴訟モデル法試案におけるアストラントーフランスのアストラントとの比較及びベネルクス諸国のアストラント統一法の紹介も兼ねて」石川明＝櫻井雅夫編・EUの法的課題299頁〔1999年〕などを参照。

3 1978年にデンマーク、アイルランド及び連合王国、1982年にギリシャが加盟し、また、ルガノ条約が締結された後には、1989年にスペイン及びポルトガルが加盟した。両条約に関する一般的な解説として、岡本善八「わが国際私法事件におけるEEC裁判管轄条約(1)(2)」同法29巻4号1頁、5号15頁〔1977年〕、同「1978年拡大EEC判決執行条約(1)(2・完)」同法31巻2号81頁、3号129頁〔1979年〕、吉野正三郎＝小田敬美・64頁、同「EC民事訴訟法」松下満雄編・EC経済法266頁〔1993年〕、吉野正三郎編・ECの法と裁判243頁〔1992年〕、奥田安弘・国際取引法の理論222頁〔1992年〕、高桑昭「国際裁判管轄権に関する条約の立法論的考察」三ヶ月章先生古希祝賀・民事手続法学の革新上巻337頁〔1991年〕、西賢「ルガノ条約と欧州共同体」国際92巻3号1頁〔1993年〕、入稻福智・235頁がある。

クセンブルグ議定書（以下、解釈議定書と呼ぶ）により⁴、ルクセンブルグにある欧州司法裁判所に、その最終的な解釈権限が付与されている。解釈議定書は、欧州司法裁判所の先行判決を求める加盟国の国内裁判所に、三つの要件を設けている。第一に、付託される問題は、附属議定書及び解釈議定書を含む条約の解釈問題に限定されること、第二に、かかる条約の解釈問題が判決を下すに当たり重要であること、第三に、かかる解釈問題は、訴訟係属中において生じていること、である（解釈議定書3条1項）⁵。ただ、これらの要件の存否についての判断は、各加盟国の国内裁判所の裁量に委ねられるので、国内裁判所が意図的に先行判決の付託を回避する可能性もあるという指摘がある⁶。

欧州司法裁判所の先行判決以外に、条約の解釈にあたって最も重要な参考資料となるものは、専門委員会による公式報告書である。公式報告書は、1968年のブラッセル条約発効に際して作成されたものだが、加盟国の増加に伴う加入条約の作成に際しても、いくつかの重要な変更がなされている⁷。

欧州司法裁判所においては、国際司法裁判所とは異なり、EC加盟国政府や諸機関だけではなく、私人（法人）も当事者となりうる。国内裁判所に係属する訴訟の両当事者、加盟国政府、及びEC委員会は、付託された問題について意見書を提出することができる⁸。又、欧州司法裁判所の判決は、当事者を直接に拘束し、「欧州司法裁判所訴訟手続規則」⁹とともに、域内における判決執行の実効性を法的に保障しているので、非常に大きな役割を果たすということができよう。

4 議定書の邦訳については、岡本・前注同法31巻3号150頁、中西・ブリュッセル条約（2・完）738頁。また、解釈議定書については、西賢「欧州国際民事訴訟法条約の解釈」日本EC学会年報2号157-160頁〔1982年〕に詳しい。

5 先行判決を求める義務を負う国内裁判所は、原則として各加盟国の最上級裁判所に限定されているが、同議定書2条2号、3条2項によれば、控訴審裁判所は、付託義務を負わないが、自ら先行判決を求めることもできる。

6 吉野正三郎=小田敬美・68頁。

7 ブラッセル条約に関する1968年のジュナール(Jenard)報告書及び1978年第1加入条約に関するシュロッサー(Schlosser)報告についての邦訳として、関西国際民事訴訟法研究会「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書(1)～(21・完)」際商27巻7号-12号〔1999年〕、28巻1号-12号〔2000年〕、29巻1号-3号〔2001年〕。ルガノ条約に関するジュナールとメラー(Möller)両氏による報告書の邦訳は、関西国際民事訴訟法研究会「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するルガノ条約公式報告書〔全訳〕(1)、(2)」際商29巻4号484頁、5号623頁〔2001年〕で開始されている。

8 入稻福智・240頁。

9 邦訳として、春日偉知郎「欧州共同体裁判所手続規則」比較法雑誌15巻3号53頁〔1981年〕がある。

三 規則化された条約

以上述べたように、ブラッセル条約及び条約の解釈に関する欧州司法裁判所の百に及ぶ判決は、ヨーロッパ域内において判決の相互流通を保障し、増加する涉外訴訟追行のために堅実な基盤を提供した。だが、この条約は決して完璧なものではないため、1988年のルガノ条約成立以来、広範囲にわたる改正についての議論が始められていた。1997年に理事会は、ルガノ条約締約国を含む、ブラッセル及びルガノ条約改正のための作業部会を設置しており、同部会は1999年に作業を終えた。1997年には、EU委員会自身がブラッセル条約改正に関する提案を行った。同委員会は、更に1999年に、ブラッセル条約改正案を命令により共同体の立法活動として発布することを決定し、草案を理事会に回付した¹⁰。その結果、大幅な改正とともに、ブラッセル条約は、「民事及び商事に関する裁判管轄及び判決の執行に関する2000年12月22日の欧州共同体理事会規則」として規則化された¹¹。同76条によれば、本規則は2002年3月1日に施行される予定である。

規則は、第1章「適用範囲」、第2章「管轄」、第3章「承認及び執行」、第4章「公正証書及び訴訟上の和解」、第5章「一般規定」、第6章「経過規定」、第7章「他の条約との関係」、第8章「最終規定」という構成で、全76条の規定からなる。その中核をなすのは、第1、第2、第3章の規定である。以下においては、直接管轄原因を規定する第1章及び外国判決承認執行に関する第3章の主要な改正点の改正についてのみ、概観しておく¹²。

規則は、第1章において、原条約の考え方を維持し、依然としてその適用範囲を財産関係事件に限定している¹³。

直接管轄原因についての規定は、第2章「管轄」におかれ、そこでは、まず、一般管轄が2条から4条にかけて定められている。EC域内に住所を有している者は、国籍を問わず、当該住所地で訴えられうる（2条1号）。かような被告が、住所地国の国籍を有しない場合、住所地国の国民に適用される管轄規定が適用されうる（2条2号）。しかし、被告が自己の住所地国以外の締約国において訴えられるのは、5条から24条の特別管轄規定による場合に限られ、各国の過剰管轄規定の適用は排除される。

特別管轄は第2節以下におかれており、各管轄原因について、大幅な改正がなされている。まず5条1号の契約裁判籍規定は、(b)において、動産売買については、動産が引き渡された国又は引き渡されるべき国、サービスの提供については、それが提供された国又は提供されるべき国が、義務履行地管轄を有することを明確にしている。同条3号は、不

10 改正の経緯について、ゴットヴァルト・3頁以下を参照。

11 Official Journal of the European Communities No L 12/2001.

12 規則化される前のブラッセル条約の最近の邦訳として、中西・ブリュッセル条約がある。

13 即ち、租税、関税、行政に関する事件、自然人の身分及び能力、夫婦財産制、遺言並びに相続、破産、和議その他これに類する手続、社会保障及び仲裁が適用範囲から除外される（1条）。

法行為管轄規定について、「損害をもたらす事実が発生した地」という原条約の条文に加えて、「または発生しうる地」を追加し、予防的不作為の訴えについても明示的に管轄を認めることとした（改正前についての議論は第二節一で後述する）。

6条1号は、共同訴訟の裁判籍について、第二節二で後述する *Kalfelis* 事件判決が示した、「請求の間に、別々に判決すると生じうる矛盾する解釈を避けるために、請求を一緒に判決することに利益があるような関連関係がなければならない」という要件を条文化することにした。

8条ないし14条におかれた保険事件に関する管轄について、第9条1項(b)は、「保険契約者（保険証券所持人）、被保険者又は保険金受取人が訴えを提起する場合」という文言に修正され、原告住所地管轄を明示的に認める。

消費者契約事件の管轄について、15条1号(c)は、「消費者の住所地国たる締約国において、商業上又は職業上の活動を行う目的で締結された契約、または締約国を含めて他の国家に向けてこのような行為を行おうとする契約」という表現に修正されている。

第5節には、個人の雇用契約に関する管轄規定が新たに設けられた。まず18条1号は、「個人の雇用契約事件の管轄は、本節の規定による。但し、4条及び5条5号の適用を妨げない」と定め、同条2号は、「労働者と労働契約を締結した使用者は、締約国に住所をもたないにもかかわらず、締約国内に支店、代理店その他の営業所を有し、また紛争がかかる支店、代理店その他の営業所から生じる場合、使用者はその締約国内に住所をもつと見なされる」と規定する。そして、締約国内に住所をもつ使用者は、次のような国の裁判所において訴えられることができる。即ち、その住所地国の裁判所（19条1号）、労働者が通常労務を行っている国又は通常労務を行っていた最後の国の裁判所（19条2号(a)）、一国で通常労務を行わず又は行われなかった場合は、労働者を雇用した営業所の所在する国又は所在した国の裁判所（19条2号(b)）である。

使用者が労働者を訴える場合、20条1号は、「使用者は、労働者の住所地国たる締約国においてのみ訴えを提起することができる」と定めており、同条2号は、「本節の規定は、本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない」と規定する。

専属管轄についての規定は第6節におかれる（22条）。まず、不動産賃貸借についての制限が付加された。即ち、不動産所在地国の専属管轄を規定する1号の原条文の適用範囲を制限するために、最大限6ヶ月続けて個人で使用するために結ばれた賃貸借契約について、賃借人が自然人であって、賃借人も所有者もともに同一の締約国内に住所を有する場合に、被告の住所地国の裁判所も管轄権を持つ、と。次に、2号にいう「本拠」の決定について、法廷地の国際私法により決定されるという文言が付加された。4号には、1973年10月5日にミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約で定める、欧州特許庁の管轄を妨げない旨の文言が付け加えられた。

管轄合意（23条）及び応訴管轄（24条）についての規定は第7節におかれるが、1987年加入条約により改正されたままであって、実質的改正は行われていない。

第3章は、まず「判決」の定義を明らかにしたうえ（32条）、第1節「承認」、第2節「執行」、第3節「共通規定」についてそれぞれ規定を設け、特別の手續を必要とせず、締約国でなされた判決の原則的承認（33条）、承認拒否の事由（34、35条）、

外国判決に対する実質再審査の禁止（36条）、上訴による手続の中止（37条）、具体的な執行手続の統一規定（38～52条）を整備している。

第二節 不法行為地裁判籍の規定

製造物責任事件の場合、EC 域内に住所を有する責任主体¹⁴は、その住所地国の裁判所に一般管轄が認められ、そこで被告とされうる（2条1項）。住所地国の国籍を有しない責任主体にも、住所地国の国民に適用される管轄規定が適用されることになる（2条2項）。また、問題とされる欠陥製品の製造、輸入、及び販売にかかわる責任主体の支店、代理店その他の営業所が EC 域内に所在する場合に、原告は、5条5号に基づいて訴えを提起することができる。だが、製造物責任事件の原告が、責任主体の住所地国以外の国において訴えを提起しようとする場合、及び EC 域内に5条5号にいう責任主体の支店、代理店その他の営業所がない場合には、原告は、条約ないし規則5条3号の不法行為地管轄に関する規定に従って、はじめてこれが可能となる。

一 改正前の問題点

ブラッセル条約5条3号は、不法行為事件につき、『不法行為又は準不法行為事件においては、損害をもたらす事実が発生した地の裁判所』¹⁵に管轄を認めていた。

この規定については、2つの問題が生じる。第一に、将来の侵害の危険は同条号によれば防げないことであり、第二に、不法行為又は準不法行為という概念の性質決定である。

第一に、5条3号の中心的な要件は、「損害をもたらす事実が発生した地」という文言である。即ち、5条3号にいう不法行為管轄は、違法行為が既に行われたことを前提として、有害な事実が生じた地に管轄を限定しているとしか解され得ない¹⁶。その意味で、5条3号は、不法行為の差止手続のような予防的な訴えについては適用されないことが明らかである。そこで、発生するおそれがある損害について差止めを求めようとする原告は、損害が発生するおそれのある地ではなく、むしろ、被告の住所地に行かなければならない

14 EC 加盟各国の製造物責任法制の調和を目指す試みは、1973年から始まっており、これはいわゆる EC 指令として結実し、1985年の閣僚理事会で採択された。EC 指令における製造物責任の責任主体は、自然人、法人を問わず、原材料、部品、完成品の製造者を含むものである。また、工業的加工を加えた者、自己の名称や商標又は識別のための印を製品に付けた者も対象とされる。更に、製造者や自己に当該製品を売り渡した者を特定できない限り、流通に関与した供給者や、輸入者にも損害賠償責任を問うことができる。Mary Sharp（三井俊紘訳）「EC 指令」小林秀之編・製造物責任法大系（理論編）297頁〔1994年〕。

15 条文の邦訳につき、中西・ブリュッセル条約（1）432頁がある。以下において紹介する各判決例の判旨の部分については、中西論文に負うところが大きい。

16 関西国際民事訴訟法研究会「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書（14）」際商28巻8号997頁〔2000年〕。

ことになる。このことは、明らかに立法上の遺漏であるという学説上の批判があった¹⁷。

この問題について、EU 規則 5 条 3 号は、「損害をもたらす事実が発生した地 (the place where the harmful event occurred)」という原条文に加えて、「または発生しうる地 (or may occur)」という文言を追加し、予防的不作為の訴えについても明示的に不法行為地管轄を認めることとした。そこで、将来の侵害の危険についても、同条同号に基づいて迅速かつ実効的に予防的な訴えを提起しうることになった。

第二に、「不法行為又は準不法行為事件 (matters relating to tort, delict or quasi-delict)」という概念の性質決定が問題になる。不法行為・準不法行為という概念及び成立要件は各締約国の国内法によって異なるため、法律概念の抵触が生じうるからである。欧州司法裁判所は、次に述べる *Kalfelis v. Schröder* 判決で、条約上の不法行為概念について自律的な解釈を行い、かような各締約国の国内法により生じうる抵触を回避した。

二 条約自律的解釈－*Kalfelis v. Schröder* 判決－

欧州司法裁判所は、1988 年の *Kalfelis v. Bankhaus Schröder* 事件判決¹⁸において、契約債務と法定債務の区別につき、重要な判断を下している。

〔事案〕

X は、フランクフルトの本店の仲介を通じて、ルクセンブルクの銀行との間で、銀塊の先物取引契約を結んだが、この投資が、結果として完全に失敗に終わったため、X はドイツの裁判所において、ルクセンブルクの銀行 Y、フランクフルトの銀行本店 Y 1 並びに他の被告らを相手方として、債務不履行、不当利得、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。他方、Y がドイツ裁判所の裁判管轄を争ったため、ドイツ連邦通常裁判所は、次の問題について、欧州司法裁判所の先行判決を求めた。即ち、5 条 3 号にいう「不法行為」という文言は、条約独自のものとして解釈されるべきか、あるいは法廷地の国際私法によって、個別の事件に適用される効果法 (lex causae) により決定されるべきであるか。また、5 条 3 号は、債務不履行、不法行為並びに不当利得に基づく訴訟について、事実の関連性が、不法行為に基づくものでなくとも、付帯的な裁判管轄を認めるのか。

17 North/ Fawcett, *Private International Law*, 12th ed, at 300 (1997). 特に、ゴットヴァルト・11 頁は、かような予防的不作為の訴えを明示的に認めることは、国際不正競争法及び国際的な名誉保護の分野においては必要だと指摘している。

18 *Kalfelis v. Bankhaus Schröder* Case 189/87 [1988] ECR 5565. 不法行為・準不法行為概念の性質決定の他に、本件にはもう一つの争点がある。即ち、6 条 1 号に基づいて、同一の原告が共同被告を相手方として提起した請求の間に、関連性は必要とされるか否かである。これに対して、欧州司法裁判所は、別々に判決した場合に生じうる矛盾判断を避けるために、6 条 1 号の適用には、同一の原告により異なる被告に対して提起された請求の間に、請求を一括して判断することを正当化するような関連性がなければならない、と判示した。*Id.* at paragraph 13. この判旨が EU 規則において条文化されたことについては、第一節三で述べた。

〔判旨〕

(a)「条約5条3号にいう『不法行為又は準不法行為に関する事件(matters relating to tort, delict or quasi-delict)』という文言は、条約5条1号にいう『契約』にあらず、被告の責任を求める全ての請求と解すべき自律的概念である」；(b)「5条3号に基づいて、訴えのうちの不法行為を根拠する部分について管轄を有する裁判所は、不法行為以外を根拠とする部分については管轄を有しない」。

このように欧州司法裁判所は、不法行為概念を条約独自の概念として解釈することにより、各締約国実質法における概念的相違から生じうる抵触を回避しようとしている。

三 管轄連結点の確定－Mines de Potasse d'Alsace 事件判決－

上述した立法論的状况に加えて、ブラッセル条約5条3号の文言における「損害をもたらす事実が発生した地」という概念の具体的意味内容は、そもそも明確ではなかった。欧州司法裁判所による1976年11月30日のBier v. Mines de Potasse d'Alsace 事件判決¹⁹は、かかる文言の解釈に関する基本的判断を下した。そこで以下においては、この判決の内容に少し詳しく立ち入ってみよう。なお、本件判決及び以下において掲げる各裁判例の括弧内の数字は、特に断らない限り、判決理由の段落番号である。

〔事案の概要〕

アムステルダムに主たる事務所を持つ環境保護団体であるX1財団は、オランダの園芸栽培業者X2とともに、フランスの鉱業会社Yを相手方として、オランダで訴えを提起した。Xらは、Yが産業廃棄物をライン川に放出し、同川を汚染することによって、Xらの園芸栽培に損害をもたらしたと主張し、損害賠償を請求した。ロッテルダム地裁は、本件に対して管轄なしという判断を下し、訴えを却下した。Xらがハーグ控訴院に控訴した後、同控訴院は、次のような問題を欧州司法裁判所に付託し、先行判決を求めた。即ち、条約5条3号にいう「損害をもたらす事実が発生した地」とは、「損害が発生した地（即ち損害が発生したか、又は損害が明らかになった地）」を意味するのか、あるいは「その結果として損害をもたらした事実が発生した地（即ち行為がなされた地、又はなされなかった地）」を意味するのか、である。

〔判旨〕

「損害をもたらす事実が発生した地とは、不法行為又は準不法行為責任を生じさせる事実が所在する地と、この事実が損害を引き起こした地とが同一ではない場合においては、損害が生じた地と、原因事実発生地の両方を含む。従って、損害が生じた地の裁判所と、この損害の原因となった原因事実発生地の裁判所のいずれにおいても、原告は、その選択により、被告を訴えることができる」。

19 Bier v. Mines de Potasse d'Alsace Case 21/76, [1976] ECR 1735. 本件を紹介するものとして、岡本・前掲本章注(3)同法29巻5号23頁。

〔理由〕

欧州司法裁判所はまず、条約の基本構造を明らかにした。即ち、締約国内にある被告の住所を連結点として決定される被告の普通裁判籍に、一般管轄が認められる。それに加えて、5条以下に特別管轄に関する規定が設けられ、そこで原告の管轄選択権が認められるという構造である（判旨7～10）。また、原告による管轄選択権について、とくに不法行為・準不法行為訴訟の場合、5条3号にいう「損害をもたらす事実が発生した地」の裁判所において、原告による訴えの提起を認める根拠としては、次のような理由が挙げられる。即ち、この（原告による管轄）選択の自由は、特定の場合において、実効性ある訴訟追行の見地から、事件と受訴裁判所との間に存在する、特別に密接な関連性を考慮して認められるものである、と（判旨11、12）。

次に、欧州司法裁判所は、原因事実発生地も損害発生地も、ともに妥当性をもつ管轄連結点であることを指摘した。即ち、損害を生じさせた原因たる事実発生地も結果たる損害発生地も、事情に応じて、いずれも裁判管轄決定のための重要な連結点となりうる。不法行為又は準不法行為による責任は、損害結果と損害をもたらす原因たる事実との間に因果関係を見出しうる場合にのみ生じうる。そのうちの一つの選択肢を排除することは、5条3号がかなり広範な意義を含む用語を用い、各種の責任を併せて規整しようとするところからも、望ましいことではない。従って、5条3号にいう『損害をもたらす事実が発生した地』の意味は、原告が、結果たる損害が発生した地か、損害をもたらす原因たる事実が発生した地のいずれの裁判所にも提訴しうる選択権を持つことが認められるように、解釈されなければならない（判旨15～19）。

この結論を支えるものは、次のような考慮である。即ち、まず、原因たる事実発生地のみに限定すると解すると、かなり多くの場合に条約2条で定める普通裁判籍と、条約5条3号で定める特別裁判籍とが重複することになり、その限りにおいて、後方で定める管轄が実益を失うこととなる。第二に、結果たる損害発生地のみを考慮するときは、原因たる事実発生地と不法行為者の住所地とが一致しない場合には、損害の原因に特に近接している地の裁判所の管轄を肯定するための連結点を排斥してしまうこととなる。更に、各国の国内、国際裁判管轄に関する立法・判例を比較法的にみても、この二つの連結点についてはいずれも重要性が認められ、若干の国では競合的に管轄が認められている。上述の解釈は、その原則自体は、大多数の締約国で確立している理論を体系化することにより、条約5条3号の規定に従った統一を意図するものであるから、前述のような各国法の状況下では、締約国の国内法において現に採用されている理論に変動をもたらすことを避けうという利点がある（判旨20～23）。

欧州裁判所は本件において、不法行為地管轄の決定について、一応は明確な連結点を提示した。だが、個別の管轄連結の内容ないし妥当範囲については、解決を要する更なる問題が残されている。以下においては、更に同条約5条3号に関して欧州裁判所が下した一連の裁判例を一瞥しておこう。

四 Mines de Potasse d'Alsace 判決以降の裁判例

ブラッセル条約5条以下には、原告の管轄選択権を認める特別管轄規定が定められているが、かような原告の管轄選択権は、原告の住所地管轄を意味するものではない。そこで、

5条3号における不法行為管轄の管轄原因のうち、原告の住所地と競合する管轄原因について制限的解釈をなすべきか否かが問題となる。また、Mines de Potasse d'Alsace 判決以後、ブラッセル条約5条3号について欧州裁判所が下した裁判例の大半は、損害結果発生地管轄の解釈に集中していることが注目される²⁰。

1 Dumez 判決²¹

〔事案の概要〕

ドイツにある子会社が倒産した後に、フランスの親会社Xは、子会社の倒産がドイツの銀行Yの貸付のキャンセルによるものであると主張して、フランスでYに対して損害賠償を請求した。欧州司法裁判所は、フランス破産院から先行判決の付託を受けた。付託された問題は、次のようなものである。即ち、「条約5条3号の下で、原因事実発生地の裁判所と損害結果発生地の裁判所との間で、原告に選択権を与えるという管轄規則は、主張された損害が、単に、異なる地で生じた損害の直接被害者が蒙った損害の間接的な結果にすぎないような事件に拡張されるならば、間接的な被害者にその住所地国での訴え提起を認めることになるか」である²²。

〔判旨〕

「損害事実の直接被害者が蒙った損害の、間接的結果にすぎない損害を主張する原告は、自己の財産への損害を確認した地の裁判所で、加害者を訴えることはできない」。

〔理由〕

欧州司法裁判所は、まず、Mines de Potasse d'Alsace 判決と本件との相違を指摘し、本件の争点を明らかにした。即ち、Mines de Potasse d'Alsace 判決は、隔地的不法行為であり、原因事実発生地と、原因の直接的効果により損害が生じた地が異なるという事案である(判旨12)。それに対して、本件で原告の主張する損害は、直接の被害者である子会社が蒙った財産的損害の間接的な結果に過ぎない(判旨13)。また、本件において主張される間接的な損害は、直接の被害者たる別法人が最初に蒙った直接の損害が発生した地と異なった地で生じたことが明らかである(判旨14)。従って、Mines de Potasse d'Alsace 判決のいう「損害発生地」が、損害を蒙った間接的被害者が財産の損害賠償を請求する地に適用されるか否かは、問題である(判旨15)。

そして、欧州司法裁判所は、原告の管轄選択権と特別管轄規定との関係について検討を行った。条約は、2条で被告住所地の管轄を一般原則とし、3条で、原告住所地管轄を認める各国の規定を過剰管轄として排斥している(判旨16)。条約は2条のもとで、被告の住所地管轄を一般原則としており、5条3号のような特別管轄は、この原則の例外である。Mines de Potasse d'Alsace 判決が判示したように、原告の管轄選択を認める特別管轄規

20 欧州司法裁判所の1998年10月27日の判決(C-51/97, [1998] ECR I-6511)は、海上運送に関する事件であり、製造物責任事件とは性質を異にするので、それについての検討は省略することとした。

21 Duméz v. Hessische Landesbank, Case C-220/88, [1990] ECR I-49.

22 *Id.* at paragraph 7.

定が適用される事件は、被告の住所地ではなく、紛争と裁判所との間に特別に密接な関連性が存在することに基づくものであり、それが司法の適正な運営と訴訟の有益な構成のために裁判所に管轄権を付与するのである（判旨17）。条約の最も重要な目的は、締約国間の判決の相互承認・執行を促進することであることに鑑みて、27条3項にいう、相互に抵触する判決のリスクを高める管轄競合の増加を回避する必要がある（判旨18）。更に、原告住所地管轄を認めること、及び原告の住所地を選択することによって、原告に管轄裁判所を決定させることに導くような解釈は、上で述べた条約の目的に反するものである（判旨19）。最初の損害そのものは、通常責任の成立要件と密接に関連しているが、間接的な損害を蒙った者の住所地は、殆どの場合において、かような関連性を有しない（判旨21）。従って、損害事実の直接被害者が蒙った損害の、間接的結果である損害を主張する原告は、自分の財産への損害を確認した地の裁判所で、加害者を訴えることはできない（判旨22）。

本判決のもつ意味は二つある。一つは原告住所地管轄の否定であり、いま一つは、欧州司法裁判所が、*Mines de Potasse d'Alsace* 判決で認めた損害発生地管轄について、制限的解釈を付加したことである。原告は、自己が蒙った直接の損害から派生する財産上の間接的損害が発生した場所において、加害者を訴えることができない。なぜなら、財産上の損害発生地は、原告の住所地と競合することが多いので、原告住所地管轄を認めることに導くからである。原告住所地管轄は、ブラッセル条約2条に掲げる被告保護の原則、即ち、原告が基本的に被告の所属領域の裁判所に出向かなければならないという一般原則に反するのみならず、特別管轄規定における紛争と受訴裁判所との間の関連性を重視する点においても、その根拠が薄弱である。また、欧州裁判所は本件において、二次的、間接的損害が発生した地（損害発生地）と、直接的損害の結果が発生した地（結果発生地）とを区別し、前者の管轄を排斥した。このことは、後述する *Marinari* 判決においてさらに明らかになる。

2 Shevill 判決²³

本件においては、一つの不法行為から、複数の損害が異なる国で発生する場合に、その国際裁判管轄をどう考えるか、とりわけ、損害発生地管轄の妥当範囲をどう捉えるかが、問題となった。

〔事案の概要〕

フランス法に基づいてパリに事業所を有する Y 新聞社は、1989年9月23日の新聞紙に、X 2 社（フランス会社）がパリで開設している両替所に対して、フランス警察が麻薬捜査を行い、原告 X らがマネーロンダリングに関与した、という記事を掲載した。X らは、名誉毀損に基づいて英国高等法院に提訴し、フランス、イングランド及びウェール

23 *Shevill v. Presse Alliance*, Case C-68/93 [1995] ECR I- 415. 本件についての邦語文献として、中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所 1995年3月7日判決について」法学論叢 142巻5=6号181頁〔1998年〕があり、本章における本件の紹介は、中西論文に大きく依拠している。

ズを含む欧州諸国で頒布されたY社新聞紙全体についての損害賠償を請求した。

原告のうち、X2はフランスで、X3はイングランドで両替所を開設しており、X4はブリッセルに事業所を持つベルギー法人である。イングランドに住所を有するX1は、1989年夏に3ヶ月間Y2によりパリで臨時に雇用されていて、同年9月末にイングランドに戻り、そこに居住している。

当該記事が掲載された日付の新聞紙は、フランスで237、000部以上が販売され、その他の欧州諸国では15、500部以上、その内の230部だけがイングランドとウェールズ（5部がX1の居住地）で販売された。

付託された問題は次のようである²⁴。

(1) 新聞記事による名誉毀損事件において、本条約5条3号の「損害をもたらす事実が発生した地」という文言は、以下のいずれの地を意味するのか。

- a 新聞が印刷され流通に置かれた地
- b 新聞が特定の個人により読まれた一または複数の地
- c 原告が重要な評判を有する地

(2) 第1の問題に対する回答がbであるならば、「損害をもたらす事実」は、原告（又はその存在）を知っていて、その文言が原告に対するものであることを理解している読者がいることにかかっているか。

(3) 損害が複数の国で発生した場合（新聞の何部かが、それが印刷され流通に置かれた締約国以外の少なくとも一つの締約国で頒布されたので）、別々の損害をもたらす一つないし複数の事実は、新聞が頒布されたそれぞれの締約国で生じ、それぞれの締約国はそれに関して5条3号に基づき別々の管轄権を有するのか、もしそうならば、この事実は、どの程度損害をもたらすものでなければならないか、又、全体の損害のどれだけの割合でなければならないか。

(4) 「損害をもたらす事実」という文言は、現実の損害の証拠がない場合に、損害の証明なしに国内法の下で訴えを起こせる事実も含むのか。

(5) 5条3号の下で「損害をもたらす事実」が発生したか（あるいはどこで発生したか）を決める際、各国裁判所は、自国規則を参照する以外の方法でその問題に回答を求められているのか、もしそうならば、どの規則あるいは実質法、手続法あるいは証拠を参照するのか。

(6) 名誉毀損事件において、訴えを起こされうるような公表（あるいは伝達）があり、その結果、少なくとも評判に対する何らかの損害が推定されるとの結論に国内裁判所が達する場合に、他の締約国が、その国内で出版された類似の名誉毀損に関して異なる結論に達するかもしれないということは、管轄の受諾に関係があるか。

(7) 本条約5条3号の下で管轄権を持つかを決定する際に、どの証明基準を裁判所は原告に要求すべきか、即ち、5条3号の要件が、

- a 一般的に満たされることか、それとも更に、
- b 訴訟の実質審理で再審理されない事項に関して満たされることか。

24 Shevill v. Presse Alliance, at paragraph 16.

〔判旨〕

(1) 複数の締約国で頒布された出版物の記事による名誉毀損の場合には、被害者は出版社に対して、名誉を毀損する出版物の出版社の設立地の締約国裁判所で訴えを提起することができ、その裁判所は名誉毀損から生じた損害全体について管轄を有する。又、出版物が頒布されかつ被害者がその名誉に対して損害を蒙ったと主張している各締約国の裁判所でも訴えを提起することができ、その裁判所はそれぞれ、その国で生じた損害についてのみ管轄を有する。

(2) ある事実が損害をもたらすものかの判断の要件及び、名誉毀損の被害者が主張する損害の存在及び範囲の証明の要件は、本条約に属するのではなく、本条約の有効性を害さない限りにおいて、受訴裁判所の国内法上の抵触規則が指定する実質法により規律される。

〔理由〕

欧州司法裁判所は、付託された7つの問題を1、2、3、6と4、5、7の二つに分けて、それぞれについて判断を下した。そこで以下においては、判旨の二つの部分に分けて、判決理由を検討する。

判旨(1)(第1、2、3、6の問題)

まずは、欧州司法裁判所は、先例である *Mines de Potasse d'Alsace* 判決及び *Dumez* 判決を引用し、原告の管轄選択権を認める5条3号の特別管轄規則の根拠が、紛争と被告住所地国以外の裁判所との特に密接な関連性の存在に基づくものであり、それが司法の適正な運営と訴訟遂行の実効性のためにその裁判所の裁判管轄権を根拠づけることを指摘する(判旨19)。次に、原因たる事実が発生した地と損害の結果が発生した地の両方とも、5条3号のいう「損害をもたらす事実が発生した地」に当たるという *Mines de Potasse d'Alsace* 判決の解釈を再確認した(判旨20)。その解釈の根拠は、証拠の収集及び訴訟遂行に役立つことにあり(判旨21)、また、原因事実地だけだとすると、かなりの事件で条約2条の被告の住所地と競合するので、5条3号の実効性が失われてしまうという点にある(判旨22)。この解釈は、同じ理由に基づいて、物理的ないし金銭的でない損害、とりわけ名誉毀損的な出版による自然人、法人の評判及び名声に対する損害についても妥当する(判旨23)。

それから、欧州司法裁判所は、複数の国で頒布された新聞記事による名誉毀損事件における、原因事実地と損害発生地について、それぞれを検討する。まず、原因事実地は、「当該新聞の出版社の設立地(the place where the publisher of the newspaper in question is

established)」でしかあり得ない²⁵。なぜなら、「そこが損害をもたらす事実の起因となった地であり、そこから名誉毀損的出版物は発行され流通に置かれたからである。従って、名誉毀損的な出版物の出版社の設立地の裁判所は、不法な行為により惹起された損害全体の賠償請求を審理するについて、管轄を有すべきである」(判旨24、25)。

次に損害発生地については、「自然人又は法人の評判、名声を毀損する出版物により惹起された損害は、被害者がそれらの地で知られている場合、出版物が頒布された地で生じる」、とする(判旨29)。

続けて欧州司法裁判所は、次のような結論を提示した。即ち、「名誉毀損的な出版物が頒布され、被害者がその評判に対する侵害を蒙ったとされる各締約国の裁判所は、被害者の評判にその国において生じた損害を審理するについて管轄を有する」、と(判旨30)。この解釈の理由としては、「5条3号の特別管轄規則の根拠である、司法の適正な運営の要請に従い、名誉毀損的な出版物が頒布され、被害者がその評判に対する侵害を蒙ったと主張している各締約国の裁判所は、その国で行われた名誉毀損を評価し、相当する損害の範囲を決定するについて、場所的に最も適切な位置にある」(判旨31)という。また、「同一の紛争の異なる側面について異なる裁判所が判断を下すという欠点は否めないが、原告は常に、被告の住所地の裁判所か、名誉毀損的な出版物の出版者が事業所を有する地の裁判所に、その請求全体を提起する選択肢を持っている」(判旨32)。

判旨(2)(第4、5、7の問題)

まず、この三つの問題は、結局のところ、5条3号の管轄を判断する際に、当該事実が損害をもたらすものであるかを評価する基準及び名誉毀損の被害者が主張する損害の存在及び範囲について要求される証拠に関して、その国内法の規則によるか否かである(判旨34)。欧州司法裁判所は、この問題に回答する前に、本条約の目的が、各締約国の実体法及び手続の規則を統一することではなく、民・商事事件の管轄裁判所の決定と、それに基づく判決の執行を容易にする点にあることを指摘した(判旨35)。また同裁判所は、

25 本判決は、原因事実発生地が「the place where the publisher of the newspaper in question is established」であると判示した。中西・前掲注(23)199頁は、これを「出版者が事業所を有する地」と訳しているが、後に中西・ブリュッセル条約(1)436頁においては「出版者の設立地」に改めている。ゴットヴァルト・11頁は、判決文にいう原因事実発生地を「本拠地」と捉えた上で本判決を批判しているが、これも同趣旨であろう。思うに、出版者の事業所所在地が、欧州司法裁判所が判示するように「損害全体の賠償請求を審理するについて管轄を有すべき」であるとする、被告出版社が複数の事業所をもつ場合、原告は、問題とされる出版物の出版と関連性をもたない事業所の所在地においても訴えを提起しうることになり、このことは、5条5号の営業所所在地の特別裁判籍に要求される関連性要件と整合しないように思われる。従って、上にあげた二つの訳語の中では、後者(出版社の設立地)が適当というべきであろう。そこで本章第三節においては、本判決にいう原因事実発生地は被告の「設立地」であるということを前提にして、検討を進めることとしたい。

手続規則に関しては、本条約の実効性が侵害されない限り、国内裁判所により適用される国内規則によるとの先例があり²⁶（判旨36）、訴訟が提起された国の抵触法規則が定める実質法を適用して解決されるべきである、と判示した（判旨39、41）。

本件は、一つの原因行為から複数の損害が発生する場合の管轄の範囲決定について重大な意味をもつ。欧州裁判所は、このような場合について、被告の住所地と「出版社の設立地」のいずれもが一般管轄を有することを指摘し、原告の選択肢が損害発生地管轄だけではないことを示唆する。しかし、本判決が、損害発生地管轄に基づく審査の範囲を損害が発生するそれぞれの国で生じた損害に限定すべきであるとする点については、疑問なしとしない。これについては、さらに第三節で検討する。

3 Marinari 判決²⁷

先に述べた Dumez 判決は、直接の損害から派生する二次的、間接的な財産上の損害について、被害者たる原告が、自分の財産に損害を蒙った地の裁判所で加害者を訴えることはできない、とする。欧州司法裁判所は、更に本判決において、かような財産上の損害が発生した地を管轄連結から排除し、損害発生地管轄を直接的損害が発生した地に限定した。

〔事案の概要〕

イタリア在住のXは、Yのマンチェスター支店において、フィリピン共和国の某省が振出した7億5250万ドルの約束手形を預けようとした。その手形を不審に思った当該支店の店員の通報により、Xは警察に逮捕され、手形が没収される事態に至った。後にXは、釈放されイタリアに戻った後に、手形金の損失、逮捕により蒙った財産的損害及び逮捕により蒙った名誉の損害に基づいて、損害賠償の訴えを提起した。Yはイタリアの裁判管轄の欠如を抗弁として主張したため、イタリア破棄院(Corte Suprema di Cassazione)は欧州司法裁判所の先行判決を求め、次の問題を付託した。即ち、『損害をもたらす事実が発生した地』という文言は、人や物に起こった物理的な損害が発生した地のみを意味するか、あるいは原告の財産に対する損害が発生した地をも含むのか、である²⁸。

〔判旨〕

民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認執行に関する1968年9月27日の条約5条3号における、損害をもたらす事実の発生した地という文言には、最初の損害の、後続的な財産的損害を被害者が蒙ったと主張する地は含まれない。

〔理由〕

本件における欧州司法裁判所の判旨は、二つの部分に分けて理解することができる。前半の判旨は、特別管轄権の性格、及び原告に認められる管轄選択権の趣旨を検討することによって、5条3号の文言に制限的な解釈を付加している。後半の判旨は、準拠国内法が条約5条3号の解釈につき考慮されるべきだとするドイツ政府の意見を排斥し、前述した Kalfelis 事件判決が提示した条約解釈の独自性を維持する。

26 Hagen v. Zeebagbe, Case C-365/88, [1990] ECR I-1845.

27 Marinari v. Lloyd's Bank, Case C-364/93, [1995] ECR I-2719.

28 *Id.* at paragraph 8.

判旨前半（判旨10-15）

欧州司法裁判所は、特別管轄の趣旨及び原告の管轄選択権との関係について、Mines de Potasse d'Alsace 判決、Dumez 判決、Shevill 判決等の先例を引用し、その理論的説明を繰り返した。即ち、特別管轄は、紛争と被告住所地国以外の裁判所との特に密接な関連性の存在に基づくものであり、それが司法の適正な運営と訴訟遂行の実効性のために、その裁判所の裁判管轄権を根拠づけるのである、と（判旨10）。

Mines de Potasse d'Alsace 判決及び Shevill 判決において、欧州司法裁判所は、同号の「損害をもたらす事実の発生した地」が、原因事実発生地と損害発生地のいずれをも含むという解釈を確認した。かくして、原告の選択により被告は、これらの地の裁判所のいずれにおいても訴えられうるのである（判旨11）。

しかしながら、原告の管轄選択権は、それを正当化する特別な状況以上に拡張すべきではない。なぜなら、かような拡張は、条約2条1項の被告住所地管轄という一般原則を否定し、また、3条2項で過剰管轄として排除された、各国の国内規定が認める原告住所地管轄の承認に導くことになるであろうからである（判旨13）。

損害をもたらす事実の発生した地は、原因事実発生地と結果発生地のいずれをも含む。しかしながら、この表現は、実際の損害を生じた一つの事件から派生する、有害な結果を生じた如何なる場所をも包含するように、拡張的に解されるべきではない（判旨14）。

その結果、5条3号の文言は、本件のように、最初の損害の、後続的な財産的損害を被害者が蒙ったと主張する地を含むものと解されるべきではない（判旨15）。

判旨後半（判旨16以降）

ドイツ政府は、契約外民事責任に適用される国内法が5条3号の解釈に考慮されるべきである、という意見を提出した。つまり、国内法の下において、物や権利に生じた実際の不法な効果(adverse effect)が、損害賠償責任の成立要件である場合（例えばドイツ民法823条第1項）、「損害をもたらす事実の発生した地」は、かかる不法な効果が生じた地と原因事実発生地のどちらをも含む。他方、同政府の意見は、国内法が、物や権利に生じた不法な効果を損害賠償責任の要件としていない場合（例えば、フランス民法1382条及びイタリア民法2043条）、被害者は、原因事実発生地と財産的損害を蒙った地との間で選択権をもつ、とする（判旨16）。同政府は更に、次のような見解を示した。即ち、上で述べた解釈によれば、複数裁判所の管轄競合に導くことはなく、また、財産上の損害を蒙った地が必ずしも原告の住所地と競合することを意味しない。更に、損害賠償責任が発生する時点において被害者の財産の所在地を考慮に入れるから、被害者は、財産を移動することにより法廷地漁りを可能にすることはない。最後に、かような解釈は、一定の国だけの国内法を優遇するものでないという利点を有する、と（判旨17）。

ドイツ政府の主張に対する欧州司法裁判所の回答は、大きく三つに分けることができると思われる。まず第一に、本条約は、その裁判管轄に関する規則を、契約外民事責任に関する国内法上の、成立要件についての規定に結合するものではない。契約外民事責任の成立要件に関する国内規定は、各締約国が採用する管轄判断のアプローチに、必ずしも影響を及ぼすものではない（判旨18）。第二に、ドイツ政府の見解によれば、裁判管轄が、被害者に財産が後続的損害を蒙った場所や、民事責任に適用される準拠法のような不確定

な要因に左右され、明確かつ安定的な管轄規則を基礎づけようとする本条約の目的と整合しない(判旨19)。第三に、損害賠償請求が提起される時点において、原告の資産の所在する場所を考慮するという主張は、紛争の訴訟物とは全く関係のない裁判所に裁判管轄を付与することになりうる。ところが、本条約5条3号は、紛争と裁判所との間に存在する密接な関連性により根拠づけられるものである。直接の損害の結果として蒙った財産上の損失と損害は、ほかの場所において発生する可能性が大きいし、実効的な証拠収集という点に関する限り、当該地の裁判所は全く不適切であろう(判旨20)。

以上、規則化される前のブラッセル条約5条3号について、これまで出されてきた一連の欧州司法裁判所の裁判例を概観した。その結果は、次のように要約できよう。

欧州裁判所はまず、*Mines de Potasse d'Alsace* 判決において、ブラッセル条約5条3号にいう「損害をもたらす事実が発生した」地について、原因事実発生地と損害発生地の両方を含むと判示し、また、かかる二つの場所の裁判所のいずれにおいても、原告の管轄選択権を認める。このような解釈は、各国の立法・判例の比較法的考察に基づく結果として、大多数の締約国で確立している理論を体系化したものといえよう。*Mines de Potasse d'Alsace* 判決以降、同条約5条3号に関する欧州司法裁判所の裁判例は、損害発生地管轄についての解釈に集中している。そこで、欧州司法裁判所は、不法行為地管轄における原告の管轄選択権が、原告の住所地管轄を意味し、もしくはかような解釈に導きかねない場合には、これを明示的に否定する。換言すれば、損害発生地管轄を無制限的に認めるわけにはいかず、一定の歯止めをかける必要があるとの認識が固まったといえることができる。そこで同司法裁判所は、まず *Dumez* 事件判決において、原告が自己の財産に損失を被った地の裁判所で加害者を訴えることを否定した。その意味で、損害発生地管轄は、被害者の財産が損害を蒙った地を含まないということが明らかになった。かような解釈をとる根拠としては、原告が経済的・財産的損害を蒙った地が、通常は原告の住所地と競合することが多いため、かような原告住所地管轄を認めると、条約2条に掲げる「原告は被告の法廷地に従う」との原則に反する結果となりうる点があげられる。同裁判所は、さらに *Marinari* 事件判決において、損害発生地管轄を第一次的、直接的な損害が発生した地に限定し、二次的・間接的な財産上の損害が発生した地を明示的に管轄連結点から排除した。

その理論根拠として、欧州司法裁判所は、首尾一貫性を指摘している。第一に、5条以下の特別管轄規定は、紛争と被告住所地国以外の裁判所との密接な関連性により根拠づけられるものである。しかしながら、特別管轄規定は、あくまでも被告の普通裁判籍の例外規定であり、特別管轄規定の管轄原因について、原告の住所地管轄を導出するような解釈は、制限されるべきである。なぜなら、そのような解釈は、被告の住所地管轄という一般原則に反するのみならず、紛争と裁判所との間の関連性が薄弱だからである、と。

また、欧州裁判所は、条約5条3号にいう、「損害をもたらす事実が発生した」地を、締約国の国内法に依拠することなく、条約自律的に決定してきた。

これらのことは、第一章で述べた日本法上の議論と、ほぼ一致しているように見える。従って、全体として見ると、ブラッセル条約5条3号における損害発生地管轄は、その実質的内容について、日本法上の結果発生地と大きな相違を示すものではないと言ってよい。また、結果発生地管轄に対する制限は、第二章で取り上げたアメリカ法においても窺われ

るところであり、国際的な趨勢だと言っても過言ではない。しかしながら、Shevill 事件判決のアプローチについては、次に述べるように、なお疑問なしとしない。

第三節 検討

不法行為の特別裁判籍の妥当性を根拠づける理論的説明については、ブラッセル条約と日本法とでは、やや趣きを異にするように思われる。即ち、欧州司法裁判所は、条約5条以下の特別管轄において原告の管轄選択権を認める根拠は、紛争と被告住所地国以外の裁判所との特に密接な関連性の存在に基づくものであり、それが司法の適正な運営と証拠の収集等の観点から、訴訟遂行の実効性のためにその裁判所の裁判管轄権を根拠づけるものと指摘した。この指摘は、日本の国際民事訴訟法における不法行為地裁判籍の正当性についての議論とほぼ一致している。しかしながら、国際裁判管轄においても原則として肯定される日本の不法行為地裁判籍は、証拠収集の利便に基づく審理の実効性のみならず、被害者の救済を容易にするための即時の提訴可能性等を考慮するものであると指摘されている²⁹。周知の通り、同じく不法行為と法性決定される事件であっても、その類型には実に多様なものがあるため、更に類型別の合目的的調整が必要である。例えば、国際製造物責任訴訟や、Shevill 事件のような国際的名誉毀損訴訟においては、個人対大企業といった構図になることが多い。損害発生地管轄を制限する主たる目的は、被告の保護にある。しかしながら、被害を被った一個人たる原告が、複数の損害発生地で司法による救済を求めることと、国際的規模の損害を惹起しうる大企業の保護とを天秤にかけて比較すれば、その優劣は明らかであろう。もし被告たる出版社の設立地での訴えが困難である場合、原告が複数の損害発生地で一連の訴訟を提起しなければ実体的請求ができないという解釈は、被告の保護よりも加害者の優遇となってしまう、妥当とは言い難いように思われる。

Shevill 事件判決は、一つの原因行為により、複数の損害が異なる場所で生じる場合の損害発生地管轄の制限について判断を下すという点において、その意義が大きい。にもかかわらず、同判決が示したところによれば、出版物が頒布され、かつ被害者がその名誉に対して損害を蒙ったと主張している各締約国の裁判所で訴えを提起することができ、その裁判所はそれぞれ、その国で生じた損害についてのみ管轄を有する。その理由は、「5条3号の特別管轄規則の根拠である、司法の適正な運営の要請に従い、名誉毀損的な出版物が頒布され、被害者がその評判に対する侵害を蒙ったと主張している各締約国の裁判所は、その国で行われた名誉毀損を評価し、相当する損害の範囲を決定するについて、場所的に最も適切な位置にある」という点に求められている。しかし、かような解釈は、渉外的要素を含む民事紛争の特性を十分考慮せず、国際的権利追求を困難にするほか、国際裁判管轄及び国際私法の固有の機能と目的に整合しないように思われる。つまり、この解釈によれば、原因事実発生地は出版社の設立地であり、それは2条の被告の住所地と競合することが多い。従って、被害者たる原告は、出版社の本拠地に行くか、あるいは損害がそれぞれ発生する各国に行って複数の訴訟を提起しなければならないことになる。もし、出版社

29 新堂・条解民訴50頁、小室直人＝松山恒昭・注解民訴284頁、また第一章第二節一の叙述を参照。

がその本拠地を締約国以外の国に置く場合、原告は複数の国で複数の訴訟を起こす労力、費用を覚悟しなければ、かなりの損害部分の損害賠償請求を放棄せざるを得なくなるだろう。これは、訴訟経済の原則に反するような解釈となり、実際に損害発生地を選ぶ原告の管轄選択権を奪うことになる。また、その結果、国際的規模を有する出版社を優遇する一方、被害者の保護を後退させることとなり、十分な説得力をもたない解釈というべきではなかろうか³⁰。

また、欧州司法裁判所の説明によれば、各締約国の裁判所は、その国で行われた名誉毀損を評価し、相当する損害の範囲を決定するについて、場所的に最も適切な位置にある。しかし、名誉毀損の要件事実の評価ないし損害賠償の範囲の決定は、管轄判断のレベルで考慮すべき事項ではなく、むしろ実体判断の問題であろう。かような実体判断は、本案審理事項に属し、具体的に言えば法廷地国の国際私法（準拠法選択規則）によって判断されるべきではないか。言い換えれば、欧州司法裁判所のかような解釈は、国際裁判管轄の問題と準拠法選択の問題を混同し、ひいては国際私法の機能を骨抜きにするに等しいように思われる。

従って、国際的な権利追求の容易化という観点からすると、当事者間の紛争が一つの訴訟で最終的に解決されうるものとすべきか、それとも異なる国での複数の訴訟を要求すべきかについて、再考する必要がある。上で述べたことから見ると、Shevill 判決の解釈は、日本法の解釈には当てはまらないことが明らかである。なぜなら、Shevill 判決のような事案は、日本法においては訴えの客観的併合により処理されうるからである。もっとも、日本法においては、複数の請求が発生する場合には、一つの請求について管轄を有する裁判所に、その請求との関連性から、それ自体としては管轄のない関連する他の請求についても裁判管轄権を認めうるか、という問題が生じる。つまり、国内民事訴訟法上は、同一の当事者間での訴えの客観的併合について、請求相互間の関連性は要件とされない（民事訴訟法 7 条、136 条）。他方、国際裁判管轄については、被告の異議なき応訴がある場合を除き、原告の恣意的な別訴提起、併合による管轄の騙取を封ずるため、請求間の関連性を要件とすべきであるとされる³¹。これに対して、判例上は、請求間の関連性を要求

30 ゴットヴァルト・11頁。

31 学説として、高橋・64頁、小島武司＝猪股孝史・48頁、渡辺・概論258頁、山本和彦・445頁、道垣内・117頁、元木伸＝細川清編・裁判実務大系10 涉外訴訟法〔1994年〕28頁（長瀬弘毅）などがある。多数説に対して、池原・35頁は、「被告としても一つの請求につきいずれにせよ応訴を余儀なくされているのであれば、他の請求について管轄を認められても、甚だしい不利益を受けることにはならないから」、関連性を不要とする。

することなく、訴えの客観的併合による国際裁判管轄を認めるのが大勢である³²。いずれにせよ、日本法の解釈上は、Shevill 事件判決のような事案の場合、訴えの客観的併合に基づく国際裁判管轄が認められることになり、欧州司法裁判所の指摘するような要件事実の評価及び損害賠償の範囲の決定は、法廷地の国際私法（準拠法選択規則）に委ねられるべき問題ということになる。

小括

国際的製造物責任事件の管轄決定に関する欧州司法裁判所の裁判例は、筆者の知る限り、未だ見られない。EU 規則の管轄規定に照らしてみれば、製造物責任事件に適用される管轄原因は、被告の普通裁判籍（2条）、支店、代理店その他の営業所所在地の特別裁判籍（5条5号）、及び不法行為地の特別裁判籍（5条3号）の三つであろう。そこで、製造物責任事件の被告が、EC 域内に住所をもたない場合、及び欠陥製造物の製造、輸入、販売にかかわる支店、代理店その他の営業所をもたない場合には、原告は、不法行為地の特別裁判籍に基づいて訴えを提起するしかない。

EU 規則は、不法行為地管轄の一般的ルールとして、EC 各国の立法・判例で確立している考え方に従い、不法行為地主義を採用している。そこで、欧州司法裁判所は、「不法行為または準不法行為」の概念について、条約独自の解釈を確立し、各国実質法における概念的相違から生じうる抵触を回避した(Kalfelis 判決)。更に、同裁判所は、原因事実発生地と損害発生地の双方を管轄原因とした上で、被害者にその間の選択権を認めている(Mines de Potasse d'Alsace 判決)。

前述の通り、製造物責任事件については裁判例がないため、当該事件類型における原因事実発生地（加害行為地）管轄についてどう解すべきかは未だ明らかでなく、今後の同裁判所の判断をまつ外はない。これに対して、損害発生地管轄については、製造物責任事件にも当てはまりうる裁判例が少なくない。なぜなら、同裁判所による規則ないし条約5条3号に関する裁判例は、殆ど損害発生地管轄の制限をめぐって議論が展開されているからである。このことは、第一章で見た日本法、第二章で見たアメリカ法の状況と、ほぼ一致している。

まず、同裁判所は、原告の住所地管轄を否定することによって、損害発生地管轄を制限

32 日本人弁護士委任報酬金請求事件（東京地中間判昭62・10・23判時1261号48頁）、宮越機工対グールド社事件判決（東京地中間判平元・5・30判時1348号91、94頁）、品川白煉瓦事件判決（東京地中間判平元・6・19判タ703号246、248頁）がある。但し、後二者はいずれも、国際訴訟競合の状況下で不法行為地管轄を認めた上で、客観的併合による管轄権を認めた例である。宮越機工対グールド社事件判決は、「客観的併合の関係にある他の請求についても、民事訴訟法21条（筆者注：現7条）の趣旨により我が国の裁判所に管轄権が認められると解するのが相当である」としているほか、品川白煉瓦事件判決も、「右不法行為に基づく請求権の不存在の確認を求める訴えと併合してわが国の裁判管轄を認めることが相当である」と述べるのみであり、これについての明確な理論的説明は見当たらない。

した。即ち、原告は、直接損害から派生する財産上の間接的損害を蒙った地において、加害者を訴えることができない。なぜなら、財産上の損害発生地は、原告の住所地と符合することが多いので、かような原告住所地管轄を認めることは、規則2条に掲げる被告保護の原則に反するからである(Dumes 判決)。次に、同裁判所は、一つの原因行為が複数の国家で損害を惹起する場合に、損害発生地管轄の範囲決定について判断を下した。即ち原告は、原則として損害が発生した各国の裁判所で訴えを提起することができるが、その裁判所は、それぞれその国で生じた損害についてのみ管轄を有する、と(Shevill 判決)。だが、このような事例については、日本法上は訴えの客観的併合による管轄に基づいて処理しうるものと思われ、また、本案審理の対象である損害額の算定を管轄の判断のレベルで評価することの問題性からすれば、このような解釈には疑問がないわけではない。更に同裁判所は、損害発生地管轄を第一次的ないし直接的な損害が発生した地に限定し、二次的・後続的な財産損害が発生した地を、明示的に管轄連結点から排除した(Marinari 判決)。同裁判所によるこれらの判断は、不法行為地裁判籍における不法行為地概念の決定ないし具体的管轄原因の検討について、貴重なガイドラインを提供している。

EU 規則は、EU 域内における統一国際民事訴訟法として、各締約国間での国際民事訴訟の抵触問題を実定法により直接的に回避することを可能にする点において、大きな意義をもつ。従って、これは EU 域外においても、今後、国際裁判管轄と外国判決承認・執行制度の立法論を考えてゆくにあたって、有益な参考資料となりえよう。

第四章 新ハーグ条約準備草案における不法行為管轄

第一節 条約準備草案審議の経緯

国際裁判管轄については、現在のところ世界的に通用する一般的なルールは存在せず、この分野に関する条約は、第三章で述べた地域的なものとしての EU 規則を除き、一般的なものがない。19世紀から、国際私法の統一を目的とする活動が続けているハーグ国際私法会議¹は、現在、国際裁判管轄及び外国判決の承認執行に関する世界的な条約の策定作業を進めている。同会議は、1966年に「民事及び商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約」を採択しているが、この条約は、キプロス、オランダ及びポルトガルの三カ国が批准したにすぎず、失敗に終わったと評価されている²。そこで、1992年に開催されたハーグ国際私法会議の一般問題委員会において、アメリカ合衆国は、このハーグ条約の見直しとともに、直接的国際裁判管轄を規律する条約の作成を提案した³。かかる提案を検討した上、ハーグ国際私法会議は、準備特別委員会を2回開催し、条約の構造、条約の内容に関する主要論点等について議論を行った⁴。その後、第18会期におい

1 ハーグ国際私法会議及び国際私法の統一については、西村敏明「ハーグ国際私法会議について」民事月報22巻9号52頁〔1967年〕、池原季雄「ハーグ国際私法会議の100年」国際92巻4=5号1頁〔1993年〕、高桑昭「ハーグ国際私法会議条約と国際私法の統一」国際92巻4=5号10頁〔1993年〕、南敏文「ハーグ国際私法会議における国際私法の統一」ジュリ781号185頁〔1983年〕を参照。

2 この条約について、道垣内正人「外国判決承認執行についてのハーグ条約と日本での立法論」国際92巻4=5号108頁〔1993年〕参照。

3 外国判決の承認執行について比較的寛大な立場をとっているアメリカは、EU規則・ルガノ条約締約国以外の国が下す判決に対する欧州諸国の閉鎖的態度の改善を求め、また、各国の過剰管轄規定による判決まで相互に承認執行してしまうというEU規則・ルガノ条約の仕組みに対する不満をもつことから、このような提案を行った。この背景事情については、道垣内正人「国際裁判管轄及び外国判決承認執行条約案の検討(2)」NBL676号38頁〔1999年〕参照。

4 第1回特別委員会については、始関正光「ハーグ国際私法会議の『国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する特別委員会』の概要」民事月報50巻4号72頁〔1995年〕、同「ハーグ国際私法会議の『国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する特別委員会』について」際商23巻6号598頁〔1995年〕参照。第2回特別委員会については、道垣内正人「ハーグ国際私法会議の『国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する特別委員会』第2回会合の概要」際商24巻10号1024頁〔1996年〕参照。

て、特別委員会は、1997年6月⁵、1998年3月⁶、同年11月、1999年6月⁷の4回の会合を開いて条約案についての審議を続けてきた。そして、ハーグ国際私法会議で1999年10月に開催された特別委員会において、「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案」が採択された⁸。

この準備草案の構成は、第1章「適用範囲」、第2章「裁判管轄」、第3章「承認及び執行」、第4章「一般規定」となっている。第1章は、準備草案の事項的及び領域的範囲を規定する。第2章は、ミックス条約であるという条約の性格を反映し、それに基づく判決の承認執行義務を生ぜしめる直接管轄原因を規定するホワイト・リスト⁹、禁止される

5 この会合の概要については、道垣内正人「ハーグ国際私法会議の『民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する特別委員会』第3回会合の概要」際商26巻5号491頁〔1998年〕、同「ハーグ国際私法会議の『民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する特別委員会』第3回会合の概要」際商26巻5号491頁〔1998年〕参照。

6 この会合については、小出邦夫「ハーグ国際私法会議の『民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する特別委員会』第4回会合の概要」際商26巻10号1038頁〔1998年〕、同「ハーグ国際私法会議の『民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する特別委員会』について」民事月報53巻10号7頁〔1998年〕参照。

7 99年6月の会合での議論の総まとめとして、道垣内正人「ミックス条約としての国際裁判管轄及び外国判決承認執行条約案の作成（上）（中）（下）」ジュリ1162号107頁、1163号130頁、1164号118頁〔1999年〕、小出邦夫「ハーグ国際私法会議の『民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決の効果に関する特別委員会』（上）（下）」際商27巻10号1142頁、際商27巻11号1310頁〔1999年〕参照。又、日本の利害得失と対処の指針を検討するものとして、道垣内正人「国際裁判管轄及び外国判決承認執行条約案の検討（1）（2）（3）」NBL675号12頁、676号34頁、679号44頁〔1999年〕参照。

8 この準備草案については、道垣内正人「『民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案』について」ジュリ1172号82頁〔2000年〕、同「『民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約準備草案』を採択した1999年10月のハーグ国際私法会議特別委員会の概要（1）～（7・完）」際商28巻2号170頁、28巻3号307頁、28巻4号466頁、28巻5号604頁、28巻6号735頁、28巻7号860頁、28巻8号988頁〔2000年〕。

9 被告の普通裁判籍（3条）、合意管轄（4条）、応訴管轄（5条）という一般的管轄原因に加え、特別裁判籍として、契約事件（6条）、消費者による契約（7条）、雇用契約（8条）、支店（9条）、不法行為（10条）、信託（11条）が規定される。12条は専属管轄を定め、13条以下には保全事件、14条には主観的併合、15条には反訴、16条には第三者に対する請求等の規定が設けられている。

管轄原因を定めるブラック・リスト¹⁰及び、ブラック・リストにあげられていない限り、自国法が認める管轄原因に基づいて本案判決を下すことを許すグレイ・エリアの3つを区別する¹¹。第3章は、外国判決の承認・執行に関する規定であり、判決の定義、承認執行要件、その手続などの規定が置かれる。第4章には、他の条約との関係、解釈の統一等についての一般規定が置かれる。

ただ、この条約の成否については未だ予断を許さない。本準備草案には、未だ意見の調整がつかず、ブラケットに入れられている形の条文が少なくなく、完全なものとは言えない¹²。条約の成否は、最終的に、国際裁判管轄につき合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項のもとで独自の判例法理を確立してきたアメリカと、EU 規則・ルガノ条約により、域内でこの分野での秩序がすでに形成されているヨーロッパ諸国との利害対立の調和、または、他の各国にとって、この条約の批准がこの分野でプラスであるか否かというような総合評価にかかっている。とはいえ、条約準備草案の採択に至る審議過程そのものが、今後の国際裁判管轄に関する立法論的考察や、英米法と大陸法との法思考・法制度上の抵触についての比較法研究について、大きな意義をもつことは、多言を要しないであろう。

本準備草案については、特別委員会の共同報告者であるオーストラリアのナイ (Peter E.

10 これは18条に置かれている。締約国に常居所を有する被告については、法廷地国と紛争との間に実質的な関連がないときは、法廷地国の国内法管轄規則の適用が禁止される(1項)。同条2項には、禁止される管轄原因として、紛争が法廷地に所在する被告の財産に直接関係しない場合(a)、原・被告の国籍(b、c)、法廷地国における原告の住所・居所、常居所又は滞在(d)、紛争に直接関係しない被告の商業その他の活動(e)、被告に対する呼出令状の送達(f)、原告による一方的な指定管轄(g)、紛争に直接関係しない法廷地国での判決の執行宣言・登録等の手続(h)、被告の居所又は滞在(i)、紛争が生じた契約の法廷地国での署名(j)が規定されている。

11 グレイ・エリアについてはリストはないが、その管轄原因がホワイト・リストに載せられていない限りは、他の締約国は、その判決について間接管轄を認める条約上の義務はなく、自国の基準に照らして、これを承認執行するか否かを決定する(17条)。道垣内・前掲本章注(7)ジュリ1162号108頁。

12 特にアメリカは、草案の内容に強い不満を有しており、1999年10月の特別委員会での準備草案の採択の際にも、第19通常会期の開催の延期を求めている。そのため、同会期は2回に分けて開催されることになっており、通常会期を開催する前に重要な事項等を事前に検討する非公式会合を開催することが決議された。この詳細については、小川秀樹＝小堀悟『民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約準備草案』をめぐる問題」NBL699号22頁〔2000年〕。

Nygh)教授とイタリアのポカル(Fausto Pocar)教授による報告書が作成されている¹³。そこで以下においては、不法行為管轄(10条)の問題点をめぐる審議過程での議論を、この報告書に照らして一瞥しておこう。

第二節 条約準備草案における不法行為管轄規定

一 不法行為管轄規定の定立に際して問題となる点

1 「不法行為」の概念

不法行為管轄規定の必要性について疑問の余地はないが¹⁴、不法行為という概念を定義することは困難を伴うため、特別委員会においては、本条約準備草案の枠内において、tortsとdelictsにそれぞれ個別的な定義を付すことは不可能だという結論が出された。従って、この性質決定は、法廷地法ないし法廷地抵触法規則により行われるべきことになるが、承認国の裁判所は、判決国の管轄の有無を審査する際に、判決国と異なる性質決定(characterise)を行わないよう要請される¹⁵。

2 一般的規定か個別的規定か

契約と同じく、不法行為についても、一般的ルールを定立するか個別不法行為類型毎に特別なルールを定立すべきかが問題となる。この点につき特別委員会は、道路交通事故、製造物責任事件、環境事件、不正競争、名誉毀損といった事件類型を考慮した上で、実務的には一般的ルールの方が受け入れられやすいであろうと判断した¹⁶。

3 管轄原因

不法行為につき、被告の活動に着目して加害行為地を管轄原因とすることに問題はないが、結果発生地管轄については、被告との関係をどの程度要求するかをめぐって、アメリカが議論を提起し¹⁷、他の国々も、製造物責任訴訟などを念頭において、損害発生地管轄に一定の歯止めが必要であるとの認識で一致した。特別委員会は、当初から、本条約はEU

13 Nygh & Pocar, *Report of the Special Commission*, 1999.この報告書の翻訳は、道垣内正人＝織田有基子「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及び外国判決の効力に関する特別委員会報告書(1)～(4)」*際商*29巻2号164頁、3号350頁、4号474頁、5号618頁〔2001年〕で開始されている。

14 不法行為管轄について各国が合意に達することができるか否かは、この条約の有用性に関する重要問題であるとの指摘がある。Prel. Doc. No 7 of April 1997, at paragraph 40-41; Brand, *Tort Jurisdiction In A Multilateral Convention: The Lessons Of The Due Process Clause And The Brussels Convention*, 24 *Brook. J. INT'L. L.* 125, 128 (1998).

15 Nygh & Pocar, at 58.

16 *Id.*

17 アメリカは、単なる損害発生地であるだけで管轄を認めることは到底容認できないと主張した。道垣内・前掲本章注(7) *ジュリ*1163号136頁。

規則・ルガノ条約5条3号には倣わないと指摘していた。なぜなら、不法行為地管轄を定めるEU規則・ルガノ条約5条3号は、欧州司法裁判所による解釈によれば¹⁸、加害行為地のみならず損害発生地をも含むため、管轄の競合を生じることが多く、満足のいくものではないからだ、と¹⁹。

そこで準備草案は、損害発生地管轄に関する具体的制限として、アメリカ法から予見可能性という要件を導入し、又、損害を直接的な損害に限定し、経済的損失のような間接的損害を排除しようとしている。また、損害発生地として管轄を認めた裁判所の審理対象は、原則としてその地で生じた損害に限られるが、被害者の常居所地が法廷地国にある場合、例外的に各国で発生した損害を総括して、その全体に及ぼすこととした。

二 条文案の内容

新ハーグ条約の準備草案は、不法行為管轄について、次のような規定を置く。即ち、
『第10条 不法行為²⁰

1 原告は次のいずれかの国の裁判所に不法行為に基づく訴えを提起することができる。

(a) 損害の原因となった被告の行為（不作為を含む。以下この条において同じ。）がされた国

(b) 損害が発生した国。但し、責任を問われている者が、その行為によってその国で同様の性質の損害が発生することを合理的に予見できなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項b号の規定は、反トラスト法違反（特に価格維持又は独占）又は経済的損失を加える共同謀議を原因とする損害には適用しない。

3 原告は、行為又は損害のおそれがある場合であっても、第1項の規定に従って、訴えを提起することができる。

4 訴えがその国で損害が発生し、又は損害が発生するおそれがあることのみを基礎として当該国の裁判所に提起された場合には、その裁判所は、その国において発生し、又は発生するおそれのある損害についてのみ管轄権を有するものとする。但し、損害を被った当事者が当該国に常居所を有する場合はこの限りでない。』

第1項の趣旨

第1項は、不法行為管轄の一般的ルールとして、他の国際条約や国内法と同様に、不法行為地主義を採用した。もっとも、「不法行為地」という一般的な連結点を採用するのではなく、原因行為地と結果発生地の双方を管轄原因とした上で、被害者にその間の選択権

18 Bier v. Mines de Potasse d'Alsace, [1976] ECR 1735. 本判決については、第三章第二節三を参照。

19 Prel. Doc. No 7 of April 1997, at paragraph 121.

20 邦訳は、道垣内正人『『民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案』仮訳』ジュリ1172号90頁〔2000年〕、及び小川＝小堀・前掲本章注（12）26頁以下がある。

を与えるという考え方をとっている²¹。

a) 加害行為地

原告の第一の選択肢は、損害を惹起した作為・不作為がなされた国で訴えを提起することである。加害行為地管轄が認められる理由としては、次のような諸点が挙げられている。即ち、加害行為地は損害の発生原因に近く、責任の成否を判断する際に、作為・不作為と損害との間の因果関係の存否を評価するについて便宜であることである。また、加害行為地は、被告の行為の適法性及びその過失の重大性を判断する場所として適切である²²。だが、隔地的不法行為事件、とりわけ環境汚染事件や製造物責任事件において、加害行為地は、しばしば被告の住所と重なるので、被告の普通裁判籍に対する特別裁判籍としての意味については、なお疑問がないわけではない²³。

本条約は、加害行為地を決する基準を設けていない。従って、加害行為地いかなの決定は、法廷地の国内法もしくは国際私法における不法行為準拠法により決定される外はない²⁴。このことは、とりわけ製造物責任事件に影響を及ぼす。即ち、本条約にいう「作為・不作為」という概念が、製品の製造、販売、あるいは製品の消費のいずれにあたるかは十分に明らかではなく²⁵、加害行為の概念いかににより管轄地が異なりうるという問題が指摘されている²⁶。

b) 損害発生地

原告の第二の選択肢は、損害が発生した地において訴えを提起することである。損害発生地管轄が認められる理由としては、主に次の二点が挙げられる。即ち、まず第一に、不法行為は損害という結果が生じてはじめて完成する複雑な事実関係であること、第二に、損害を被った者の立場を考慮することにより、当事者双方の利害の均衡を図りうることで

21 Nygh & Pocar, at 58.

22 *Id.* at 59.

23 *Id.*

24 *Id.*

25 例えば、製造物責任訴訟の場合に、製品の製造が不法行為に当たる場合、被告の普通裁判籍、あるいは被告の子会社が所在する地の裁判所は、すべての損害について管轄権を有することになる。他方、仮に製品の販売が不法行為に当たるとする場合、製品が販売されているすべての国々に管轄が認められることになる。これに対して、本条約が競合管轄の増大防止を目的としていることから、この定義に反対する意見は少なくない。Prel. Doc. 8 of November 1997, at paragraph 74.

26 例えば、伝統的なイギリスのコモンローを継受する国々においては、製品の欠陥についての告知の懈怠は、製品が最終的に消費者に販売された時点で生じると考えられている。これに対して他の法域では、それは製品が市場に置かれた時点で生じるとされ、さらに製造された時点だと見なされることもある。そのため、原告が利用しうる加害行為地は複数になりうるのである。Nygh & Pocar, at 59.

ある²⁷。それに加えて、損害発生地は殆どの場合、被告の普通裁判籍とは場所的に異なるので、特別裁判籍としての役割を十分に発揮することができ、また、原告の住所地と競合することが多いため、原告にとってより一層の保護を意味するということも指摘される²⁸。

しかしながら、損害発生地の決定については問題なしとしない。即ち、作為・不作為の直接的効果と間接的効果が異なる場所で発生する場合には、損害発生地の特定は困難な問題となる。この場合、最終的損害の発生は、作為・不作為との関連性が極めて薄いと考えられる。そこで、特別委員会は、「損害が発生した地(in which the injury arose)」という文言によって、損害発生地を不法行為の直接的な効果が生じた地に限定する一方、間接的な損害を生じた地が、管轄原因としては関連性が十分でないことを明らかにする²⁹。

しかしながら、特別委員会は、損害発生地管轄が場合によっては被告に酷であり、それに一定の歯止めが必要だと考えている。なぜなら、損害発生地は、全ての国で発生する全ての直接的損害を包含しうるため、作為・不作為の効果をコントロールできない被告の予測を超える管轄になる。従って、条文は、不法行為の効果に対する予見可能性という概念を導入し、被告が自己の行為・不作為により、損害結果を合理的に予見できる場合に限って、損害発生地管轄を認めることにした。また、原告の手続上の地位を複雑にしないために、損害の発生が予見できない場合についての挙証責任は、被告に課されることになる³⁰。

第2項の趣旨

第2項は、次のような場合、損害発生地管轄の適用を排除する趣旨である。即ち、主張される損害が、独占的立場の濫用によるか経済的損失を加える共同謀議に起因するかを問わず、反トラスト法の違反により生じる場合に、損害発生地管轄は認められない³¹。

第2項は、ほぼ議論されないままの状況で特別委員会により採択されたものである。この規定は、不正競争事件において、単一の不法行為が複数の国家に損害を惹起する場合に、それぞれの国で複数の訴訟の可能性を回避し、加害行為地国に不法行為に基づく訴訟を集中させようとする考え方である。このことにより、被告がルールに違反した市場の秩序との整合が確保されるように見えるが、この規定は、不正競争について、一般的に認められる効果理論(effect theory)とは一致していない³²。

第3項の趣旨

第3項は、作為・不作為若しくは損害の発生を予防するための訴訟についての管轄規定である。この管轄原因は、既に発生した損害に基づく訴えと同じ要件のもとで認められる。しかしながら、原告が本項に基づいて訴えを提起しようとする場合、本項にいう不法行為

27 *Id.*

28 *Id.*

29 *Id.* at 59-60.

30 *Id.* at 60.

31 *Id.*

32 *Id.*

が発生する可能性について、その挙証責任は原告側にあり、被告側に課されるものでないとされる。また、この管轄は、同一係争事項に関する保全処分の申立てについての管轄とは必ずしも一致しないことに注意すべきである³³。

第4項の趣旨

第4項は、同一の作為・不作為が、複数の国で損害を惹起する場合について規整するものである。

このような場合、本条第1項のaによれば、加害行為地の裁判所は、事件全体を裁判する管轄を有するので、全ての損害に対しても管轄を有する。しかし、本条第1項のbに基づいて管轄をもつ損害発生地の裁判所は、加害行為地の裁判所とは状況が異なる。かような場合において、損害の一部が発生した国の裁判所が、他の国で発生した損害についても判断を下せるか否かについては、疑問の余地がある³⁴。なぜなら原告は、この状況の下で複数の競合管轄を利用し、単に僅かな損害が生じたにすぎない場所の裁判所で訴えを提起することによって、損害の全体を包括的に請求できることになりうるからである。このことは、被告にとって不公平な結果となろう。なぜなら、彼は、僅かな損害のみが生じた国で、他の国で生じた損害についても答弁させられうるからである³⁵。

上述の状況を回避するために、損害全体に対する管轄は、より大きな部分が発生した場所の裁判所にのみ認められることが考えられるが、このようなやり方の難点は、損害額の算定を、如何に訴訟の開始段階で判断するか、ということにあると指摘される。なぜなら、損害額は、原則として実体審理をまたなければ、判断され得ないものだからである³⁶。

考えられる提案は、損害発生地の管轄を制限することである。これは、欧州司法裁判所が、*Shevill v. Press Alliance* 事件判決³⁷で採用したアプローチである。しかしながら、この判決によれば、損害を被った原告は、損害賠償を請求するために、複数の国で一連の訴訟を提起しなければならないことになる。このアプローチは訴訟経済に反しており、原告が加害行為地に頼ることになり、結局において、損害発生地を選ぶ原告の管轄選択権を剥奪する結果となる³⁸。

従って、第4項は、損害発生地国の裁判所は、その国で発生した損害、または発生するおそれがある損害についてのみ、管轄を有すると規定する。但し、この原則の例外として、第4項の但書きは、損害を被った当事者が損害発生地国に常居所をもつ場合、当該国は、全ての損害について管轄を有する、と規定する。換言すると、損害発生地管轄を拡大することの妥当性を根拠づけるためには、もう一つの連結点、即ち被害者の常居所が要求され

33 本項が対象とする訴訟は、終局判決を求めるものであり、単なる保全処分ではない。判決承認の段階において、両者は異なる結果をもたらす可能性がある。Nygh & Pocar, at 60.

34 Nygh & Pocar, at 61.

35 *Id.*

36 *Id.*

37 [1995] ECR I-145. この判決の事案及び解説については、第三章第二節四の2を参照。

38 Nygh & Pocar, at 61.

るわけである。この解決策は、原告の管轄選択権を過度に制限することなく、複数の管轄が競合することを回避しようとするものに他ならない³⁹。

三 大陸法諸国とアメリカ合衆国との対立

この条約の策定をめぐる主たる対立点は、大陸法諸国と英米法諸国、とりわけアメリカ合衆国との間における、管轄規則の構造的差異に由来する。とりわけ、特別裁判籍について、大陸法諸国では、訴訟物と法廷地の関係に基づいて、明確な管轄原因を規定している⁴⁰のに対して、アメリカ合衆国における特別裁判管轄は、法廷地と被告との関連性に基づいて、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項により制約されている。従って、両陣営の対立は、まさに学者が指摘しているように、「法廷地と請求権との関連性(court-claim nexus)」対「法廷地と被告との関連性(court-defendant nexus)」という構図になっている⁴¹。

かような構造的対立は、不法行為地裁判籍においても反映されている。つまり、不法行為地の特別管轄の決定につき、大陸法では、原告の主張する不法行為の発生地が、法廷地裁判所の管轄区域内にあるか否かを調査すれば足りる。これに対してアメリカ法では、「法廷地と被告との関連性」の存否は、被告がその法廷地における利益を意図的に享受するという被告の行為の有無により判断される。第二章で見たように、この「意図的行為」要件のもとで被告の予見可能性の有無が検討されるのである。従って、第1項の(b)が、損害発生地管轄についてアメリカ法上の予見可能性という概念を導入したのは、以上のような対立を打開しようとする妥協策であるといえよう。

このような妥協にもかかわらず、不法行為地裁判籍に関する10条は、全く問題がないわけではない。例えば、第2項について、アメリカの当局が、独占禁止法訴訟関係の弁護士からの強い反発をうけていること、また、経済的損失の発生地を損害発生地から排除することが、それ以外の場合には経済的派生損失の発生地でもよいとの反対解釈に結びつきかねないことから、第2項は削除される可能性があることも指摘される⁴²。第3項については、損害発生のおそれでは歯止めがきかず、世界中に管轄が認められるおそれがあることが、日本から指摘されている⁴³。第4項については、報告書が指摘しているように、管轄決定の段階において、本案審理に属すべき損害賠償範囲を見極めなければならないという問題、請求棄却判決が下された場合の既判力の範囲、消極確認訴訟に対する扱いなどの課題が残されており、これについても削除する案が有力になっている、と指摘されている

39 *Id.*

40 特別裁判籍とは、事件の訴訟物に密接な特定の地点を指示する概念（例えば、訴訟物たる義務の履行地）で、事件を特定の裁判所の管轄区域に連結させ、その裁判所に管轄を発生せしめる連結原因となるものを言う。新堂幸司・新民事訴訟法87頁。

41 道垣内正人「ハーグ裁判管轄外国判決条約案の修正作業」ジュリ1194号77頁〔2001年〕。また、アメリカ法における対人管轄のアプローチについては、第二章第一節を参照。

42 道垣内・前注77頁。

43 道垣内・前掲本章注(41)77頁。

第三節 製造物責任事件における他の管轄原因

国際製造物責任訴訟の場合、不法行為地の特別裁判籍以外に、考えられる裁判籍としては、被告の普通裁判籍（3条）と支店等の所在地の特別裁判籍（9条）が重要であろう。

一 被告の普通裁判籍

本条約準備草案は、「原告は被告の法廷に従う」という原則を維持し、3条において被告の普通裁判籍を定めている。自然人については、1項で被告の常居所所在地国を普通裁判籍とすることを定め、「自然人以外の団体その他の者」⁴⁵については、2項で本店所在地国(a)、準拠法設立地国(b)、中央統轄地国(c)、業務の中心地国(d)のいずれかにあたる場合、その国に常居所を有するものとされる。

だが、自然人の「常居所」という文言については、問題がある。この用語の概念について本条約は定義を付していないため、各国の国内法に委ねる外はなく、各国の考え方の相違により抵触が生じうると指摘されている⁴⁶。

二 支店等の所在地の特別裁判籍

大陸法諸国においては、支店、代理店その他の営業所の活動から生ずる紛争について、支店等の所在地管轄を認めるのが一般的である。本条約準備草案は、9条において、かような管轄規定をも設けている。ところで、アメリカをはじめとする英米法諸国からは、支店等の所在地国管轄に加えて、選択的に、「被告がその他の方法で継続的な商業活動(regular commercial activity)を行っている国」の所在地管轄を認めるという旨の提案がなされている⁴⁷。そして、但書きにおいて、本条の管轄規定に基づいて提起された訴えは、支店及び継続的な商業活動の活動に直接関連している場合に限られている。ただ、この「継続的な商業活動」という管轄原因は、括弧書きで9条に案として残されているが、最終的に採択されるか否かは明確ではない。

第四節 検討

不法行為地裁判籍に関する条約準備草案10条は、不法行為地主義を採用したうえで、管轄原因としては、加害行為地と損害発生地の双方を原則として認めている。これは、各国の立法・判例で確立している考え方に従うものであるが、以下においては、この二つの管轄原因について、検討を試みたい。

44 道垣内・前掲本章注(41)77頁。

45 社団・財団を指し、訴訟上、当事者能力を認められる限り、法人格の有無を問わない。道垣内・前掲本章注(8)1172号83頁。

46 道垣内・前掲本章注(41)ジュリ1194号74頁。

47 道垣内・前掲本章注(8)1172号84頁。

一 加害行為地管轄

1997年11月の特別委員会の第8報告書やナイ／ボカール報告書によれば⁴⁸、加害行為地を決定する基準は条約において設けられておらず、それは、裁判所が国内法（法廷地法）もしくは不法行為準拠法により決定すべきものとされる。しかし、これには疑問の余地がありえよう。まず、管轄規則上の連結点たる加害行為地が、内国国際私法が指定する不法行為準拠法により決定されるということは、本末転倒の感がある。なぜなら、管轄は訴訟要件であって、本案審理の前提要件であるが、不法行為準拠法の如何は、本案審理の対象であり、管轄の有無という訴訟要件が先に審査されなければ、準拠法を決定する実体判断という段階には入れないからである。同様に、法廷地国内法によって決定することも妥当ではないと思われる。1997年11月の第8報告書やナイ／ボカール報告書が示唆するように、製造物責任事件の場合、内国製造物責任法上の「加害行為」概念の如何により、加害行為地が異なる。そうだとすれば、各国実体法の内容の相違により、加害行為地についての判断に抵触が生じうるので、妥当ではないであろう。むしろ、条約独自の加害行為地概念を確立することが望ましいというべきである。

二 損害発生地管轄

損害発生地⁴⁹という管轄点は、被害者たる原告の保護に大きな役割を果たす一方、被告の手續権の保障との関係では問題をもはらむ。なぜなら、損害発生地管轄を無制限に認めると、被告の訴訟上の攻撃防御に支障をきたすからである。例えば、一つの作為・不作為により損害が複数の場所で発生するような場合や、原告個人の旅行や移動により、被告の予想できない場所で損害が発生するような場合である。即ち、損害発生地として管轄が認められる法廷地での応訴について、被告が予見可能であるか否かといった問題は、アメリカ法のみならず、日本の判例・学説においても議論されているところである。そこで、本条約準備草案は、この損害発生地管轄について、比較法的状況をも参照しつつ、その制限を試みた。即ち、まず、損害発生地管轄そのものについて、被告の「予見可能性」という概念を導入して、第一次的な制限を付加する（10条1項b）。そして、一つの不法行為により複数の国家で損害を惹起する場合について、損害発生地管轄が原則として法廷地で発生する損害についてのみ認められるよう、第二次的な制限を付加する。但し、この第二次的な制限の例外として、原告の常居所地というもう一つの管轄連結が要求され、即ち、原告が損害発生地国に常居所を持つ場合に、法廷地国は、すべての損害について管轄権を有することとされた（10条4項）。

予見可能性という概念を導入して、損害発生地管轄に制限をかけることは、確かに必要だと思われる。日本法上の管轄判断においては、「特段の事情」判断という柔軟なアプローチがあるので、予見可能性という要件の導入につき、整合性は問題にならないであろう。

48 本章の第二節二及び注（25）、（26）を参照。

49 第一章で指摘したように、本論文は、概念的区別のため、結果発生地管轄と損害発生地管轄とを用語上も区別するが、本条約草案にいう損害発生地管轄は、第一章にいう結果発生地管轄及び第三章にいう損害発生地管轄と、実質的に相異なるものではない。

また、本条約準備草案が、予見可能性についての証明責任を被告に課すことにより、手続法制度上の差異の調和を図る点についても、評価すべきであろう⁵⁰。また、損害発生地は、原告の住所地と重なる場合が多いので、被害者保護を主目的とする製造物責任事件のような場合、有意義な連結点であるように思われる。

それに加えて、準備草案10条4項の但書きは、原告の常居所地と損害発生地が同一の場所にある場合に、裁判所の審理対象が損害の全体に及ぶと規定している。これは、原告の保護と被告の予見可能性ないし防御権との間で一定の均衡がとられること、また、複数の管轄連結によって、原告の常居所地管轄が不法行為事件においても認められ、EU 規則より一歩前進しているという点において、評価すべきであろう。

10条4項は、第三章で紹介した欧州司法裁判所による Shevill 判決のような事案、即ち国際的名誉毀損事件を主に想定して、その問題の解決策として設けられた規定である。この規定の趣旨は、主に原告が損害のごく一部のみが発生した地の裁判所において訴えを提起する場合に、被告がそこで、他の地で発生したすべての損害について防御しなければならないことを防ぐという点にある。他方において、特別委員会の報告書が指摘しているように、損害額の評価は、実体審理をしなければ判断できない問題である。換言すると、国際裁判管轄と準拠法選択規則を混同しないために、損害額の評価は、法廷地国の準拠法選択規則に委ねられるべきであるといえよう。従って、10条4項の規定については、全く疑問がないわけではない。EU 規則においては、訴えの客観的併合に基づく管轄がそもそもないこと、また、損害発生地管轄の制限が、被告の「予見可能性」という概念を中心に議論されていないことからみれば、Shevill 判決のような解釈はやむを得ないものと思われる。だが、第三章第三節で検討したように、Shevill 事件判決のような事案は、日本法においては、訴えの客観的併合に基づく管轄により処理されうる。この訴えの客観的併合に基づく管轄は、条約準備草案において認められていないが、18条において禁止されてもいない⁵¹。

思うに、国際名誉毀損事件である Shevill 事件判決は、同様に隔地的不法行為の事件類型とはいえ、国際製造物責任事件とは性質を異にする。即ち、被告の原因行為によって、同一原告が同時に複数国で被害を受けることが通常考えられない国際製造物責任事件においては、考慮する必要がないというべきである。

従って、国際製造物責任事件の場合は、10条1項(b)にいう「被告の予見可能性」の枠内で処理すれば十分であるように思われる。10条1項(b)の目的は、損害発生地管轄を制限することによって、被告の訴訟防御権を保護することである。即ち、被告を予期できぬ遠隔的法廷地での応訴から保護する趣旨である。その反面、法廷地での応訴が被

50 アメリカ法上、discovery 制度の利用が広範に許されることとの関係上、被告の予見可能性を含む管轄原因事実については、原告が挙証責任を負うとされることについては、第二章第四、五節で述べた。だが、discovery のような制度を有していない他の諸国においては、予見可能性の証明を被告に課すことが必要となる。

51 客観的併合による管轄の否定に導きうる18条1項は、削除される可能性が高いとの指摘について、道垣内・前掲本章注(41)ジュリ1194号79頁を参照。

告の予測を越えない場合には、国際製造物責任事件における損害発生地管轄の妥当性が、認められるべきである。

小括

本条約準備草案10条は、不法行為について、個別不法行為類型ごとに特別なルールを定立するのではなく、一般的ルールを定立することになっている。そこで、不法行為管轄の一般的ルールとして、条約準備草案は、比較法的傾向にならない、不法行為地主義を採用している。だが、「不法行為地」という一般的な連結点を採用するのではなく、原因行為地と損害発生地の双方を管轄原因とした上で、被害者にその間の選択権を与えるという枠組みをとっている。

被告の活動に着目して原因行為地を管轄原因とすることについては問題はないが、条約準備草案は、原因行為地を決する基準を設けていない。そのため、原因行為地の如何は、法廷地の国内法若しくは国際私法により決定されるだろう、と報告書は指摘している。このことは、特に製造物責任事件に大きな影響を及ぼす。つまり、作為・不作為という概念が、製品の製造、販売、あるいは消費のいずれにあたるかによって、原因行為地は異なってくる。そこで、各国国内法の異なる解釈により抵触が生じうるため、原因行為地管轄は、法的安定性或当事者の予測可能性を危うくするおそれがある。従って、原因行為地管轄については、各国の国内法や国際私法の解釈に委ねるよりも、むしろ、条約独自の概念を確立することが望ましいといえよう。

損害発生地管轄に関する具体的制限として、本準備草案はアメリカ法から予見可能性という要件を導入するほか、損害を直接的な損害に限定し、経済的損失のような間接的損害を排除しようとしている。また、損害発生地として管轄を認められた裁判所の審理対象は、原則としてその地で生じた損害のみに限られるが、被害者の常居所地が法廷地国にある場合に、例外的に各国で発生した損害を総括して、管轄権を損害の全体に及ぼすこととした。だが、本章が指摘したように、損害額の算定は実体判断に委ねるべきことであって、管轄の有無を判断する段階で考慮すべき問題ではない。他方において、予見可能性という概念の導入は、国際製造物責任訴訟における損害発生地管轄の不当な拡大を制限し、被告の手続上の権利を十分に保護している。条約10条4項の規定は、主に国際名誉毀損事件のような事件類型を対応するために定められたものであるように思われる。被告の原因行為によって、同一原告が同時に複数国で被害を受けることが通常考えられない国際製造物責任事件においては、考慮する必要がないというべきだろう。

終章 結論

各章において論じてきたように、国際製造物責任事件を一種の不法行為と性質決定し、その国際裁判管轄問題を不法行為地管轄の枠内で考えることについては、比較法的に見て広範な一致が見られる。もちろん、涉外製造物責任訴訟の国際裁判管轄を決定するにあたり、被告企業の普通裁判籍や支店・営業所所在地の特別裁判籍などの管轄原因が一定の役割を果たすことは否定できないが、この事件類型において最も特徴的かつ中心的な機能を果たすのは、不法行為地の特別裁判籍であるということがいえよう。そこで以下においては、まず、国際裁判管轄の決定一般につき問題となる政策ないし利益、さらには、国際製造物責任事件について特に重視されるべき政策ないし利益のいかんについて検討した上で、製造物責任事件における不法行為地管轄のあるべき姿について、若干の考察を加えておくことにしたい。

一 国際製造物責任訴訟の管轄政策

既述のとおり、日本には国際裁判管轄に関する直接の明文規定がない。そのため、国際民事訴訟法の基本理念である条理、即ち、いずれの国の裁判所で事件を審理するのが、裁判を適正・公平・迅速かつ経済的に行うのに適切であるかという観点に照らし、国際裁判管轄の有無を決定すべきであるとされてきた。従って、当事者間の公平、裁判の適正・迅速といった訴訟法上の理念は、国際裁判管轄の決定一般について重要性をもつ政策考慮であるということがいえよう。このような訴訟法上の理念としての抽象的な政策考慮は、実際に事件類型ごとに働く諸要素を探究し具体化させ、類型的な検討を行うに当たって、各事件ごとの個別的調整のための指針ともなるが、その具体的内容や考慮される要素は、事件類型毎に、各論的なルールの合目的的解釈によって異なりうるであろう。

国際裁判管轄決定について一般的に妥当する管轄政策に対して、不法行為事件の国際裁判管轄、とりわけ国際製造物責任に関する国際裁判管轄の決定については、如何なる特殊な政策的考慮が必要になるだろうか。不法行為事件について、不法行為地に国際裁判管轄が認められる理由としては、一般に、当該事件と不法行為地との密接な関連性から、そこでの証拠収集が容易であり、審理の迅速性が期待されること、加害者にとってその場所での応訴が予測を超えたものとはいえないこと、被害者の提訴可能性及び救済の確保などの点が挙げられている。これらの管轄政策は、製造物責任事件についても基本的には妥当するものと思われるが、さらに製造物責任事件そのものの特殊性に照らし、その管轄政策のあり方を考えてみよう。

一般に製造物責任法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合において、製造業者等の損害賠償責任を定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としている。このような被害者保護という法目的は、単に実体的側面にとどまるものではなく、製造物責任の手續問題についても、基本的に妥当するものと考えられる。製造物責任事件は、非対等当事者間での訴訟、即ち、資力や法律知識に乏しい個人たる被害者が、訴訟追行能力においてはるかに優れた大企業を相手方とするような構図になる場合が多い。これに加えて、涉外的要素が絡む民事紛争では、被害者保護の具体的実現につ

いて、国内事件の場合より一層の困難があることは、多言を要しない。従って、被害者ないし弱者の保護、または当事者の社会的、経済的地位から生じる涉外訴訟追行能力の格差についての配慮は、製造物責任事件における国際裁判管轄の決定について、無視できない要素になるというべきである。具体的な管轄原因の解釈を考えるにあたっては、このような配慮を常に念頭におく必要があろう。

二 不法行為地の国際裁判管轄

不法行為事件の国際裁判管轄を不法行為地に認めること（不法行為地主義）については、比較法的にみて極めて広い範囲で一致が見られる。そこでは、「不法行為地」（日本民事訴訟法5条9号ほか）、あるいはそれに相当するような概括的な概念（例えば EU 規則5条3号にいう『損害をもたらす事実が発生した地』など）が連結点として規定されることが多いが、とりわけ隔地的不法行為の場合には、ここでいう「不法行為地」の具体的意味内容の決定が問題となる。これについては、わが国判例をはじめとして、原因行為がなされた地（加害行為地）と損害の結果が発生した地（結果発生地）の双方を「不法行為地」と見た上で、原告にその間の選択権を与える考え方が多いように思われる。これに対して同様に不法行為地主義を採用した新ハーグ条約準備草案10条は、「不法行為地」という一般的な連結点によるのではなく、原因行為地管轄と損害発生地管轄を文言上明確に区分したうえで、それぞれについて規定をおく形をとっている。

不法行為地管轄規則の解釈を論じるにあたっては、その前提として、「不法行為」ないし「不法行為地」概念の性質決定のあり方について検討しておく必要があろう。結論からいうと、国際裁判管轄の場合、涉外的な不法行為事件類型の多様性に鑑み、「不法行為」概念について実質法（民法）上の概念に依拠するのではなく、国際民事訴訟法独自の概念として性質決定するのが妥当である。同様に、国際裁判管轄原因たる「不法行為地」の概念についても、わが国国際民事訴訟法独自の立場から、合理的に決すべきである。欧州司法裁判所が、規則化される前のブラッセル条約5条3号にいう「不法行為又は準不法行為」の解釈にあたり、EU 各国の実質法における概念的相違から生じうる抵触を回避するために、条約独自の見地から自律的解釈を展開していることも、このような見地から正当視されよう。

以上の前提に基づき、次に、国際製造物責任訴訟の具体的管轄原因のあり方について、本稿での比較法的検討から得られた示唆に基づき、若干の考察を加えておきたい。

1 加害行為地管轄

国際製造物責任事件の場合、「加害行為地」とは、一般に、欠陥製品の設計や製造が行われた地をさすものと解される。従って、具体的には、責任主体たる企業の本拠地、及び生産工場の所在地が加害行為地として問題となりえよう。

まず、加害企業の本拠地としての加害行為地は、被告の普通裁判籍と重なるので、「原告は被告の法廷に従う（actor sequitur forum rei）」という被告保護の考え方とも合致し、問題は少ないといえるが、その反面、特別裁判籍としての独自の意義も相対的に弱まってしまう結果になる。

それに加えて、この場合の加害行為地管轄の具体的利用方法のあり方については、日本

や米国において、いくつかの問題が指摘されている。即ち、日本の判例実務において、加害行為地管轄は、外国で提起された先行訴訟に対抗するための手段として、損害賠償債務の不存在確認訴訟を提起する根拠として援用されることが少なくない。このように、加害者たる製造者が製造物責任を免れようとする場合に、その管轄法上の手段として加害行為地管轄の援用を認めることは、被害者保護という不法行為地管轄の主要な管轄政策と矛盾するものであり、その妥当性については疑問というべきである。従って、日本の国際民訴法上の解釈論としては、このような場合、「特段の事情」判断により、管轄を否定すべきであると考ええる。

欠陥製品の製造・生産に関与した工場の所在地が「加害行為地」とされる場合の加害行為地管轄の有用性についても、なお検討を要する点がないではない。つまり、先進工業国の多くは、自国の製造物責任立法によって被害者保護を図っているが、製造企業の多くは、生産コスト削減という観点から、工場や生産ラインの拠点を発展途上国に移す傾向にある。この場合にも、証拠収集の便宜という側面から見れば、被害者が工場所在地で訴えを提起することにも十分な理由があるというべきであるが、そこで、彼が必要かつ十分な法的救済を期待しうるかについては、なお疑問の余地がありえよう。なぜなら、工場進出は、先進工業国から発展途上国への投資や技術移転という側面を有しており、受入国経済にとって多大の利益をもたらすものであるから、そこが外国人被害者から進出企業に対する国際製造物責任訴訟の法廷地となった場合、司法判断に一定の政治的バイアスがかかることも十分に予測されることだからである。

加えて、地球規模での経済的交流や産業構造の実状からしても、国際製造物責任訴訟における加害行為地管轄の有用性については、一定の疑問が提起されうるように思われる。つまり、ある物が製造されて市場に流通する場合には、設計者、原材料供給者、部品製造者、加工業者、最終製造者、販売者、輸入者、倉庫業者、梱包・運送業者、中間使用者等々、多くの者が連鎖的に介在しないし関与する場合が少なくない。従って、国際製造物責任事件の場合、その責任主体は多様かつ多国籍なものとなりうる。被害者たる原告に、これらの責任主体を被告として特定し、加害行為地で訴訟を提起することを要求すれば、多くは資力を持たない被害者にとって、極めて過酷な結果を強いることになりえよう。製造物の欠陥により被害を受けた原告にとっては、損害が発生した地で訴えを提起するのが、より容易かつ自然だということができる。本稿が検討対象とした日本、アメリカ、EU 規則、新ハーグ条約準備草案等において、国際製造物責任事件の管轄規則をめぐる議論が、主として結果発生地管轄の解釈を中心に展開されてきたことも、以上のような考察を裏付けるものということができるであろう。

2 結果発生地管轄

不法行為の結果が発生した地は、多くの場合において被害者の生活の中心地と一致するから、被害者の訴訟追行を容易にするという観点からは、基本的に望ましいものということができる。しかしながら、これを無制限に認めるならば、場合によっては不都合な結果を招くおそれもある。なぜなら、法廷地と十分な関連性を持たない被告加害者にとっては、結果発生地での訴訟提起を事前に予見できないのみならず、訴訟追行に困難を生じることもありうるからである。製造物責任事件の場合、法廷地国としては、安全基準に関す

る自国国内規則を執行するについて、常に重大な関心ないし利益を有すると考えられるが、訴訟当事者の権利保護という観点からすると、被害者たる原告に実効的救済を提供する場所を確保すること、被告を過剰な管轄権行使から保護することとの間で、いかにバランスをとるかが、重要な課題となる。そのため、不法行為地管轄のあり方をめぐっては、結果発生地管轄の不当な拡大に一定の歯止めをかける必要があるという共通認識のもとで、これをいかに制限すべきかについて、様々な議論が行われてきた。

まず、結果発生地管轄を、原因たる行為により惹起された直接的損害が発生した地に限定することについては、日本や欧州において、広範な一致が見られる。これによると、直接的損害から派生的・間接的に生じた財産損害の発生地は、管轄決定のための連結点として認められない。

次に、上に述べた結果発生地管轄の制限論とともに、最近注目を集めているのは、第三章で紹介した欧州司法裁判所の Shevill 事件判決の事例のように、一つの作為・不作為によって、複数の国家で損害が発生する場合に、結果発生地管轄の妥当範囲をどう捉えるかである。このような場合、加害行為地の裁判所は、事件全体について裁判する権限をもち、各国で生じた全ての損害に対して管轄権を認められうる。しかしながら、結果発生地管轄については、損害の一部が発生したにすぎない国の裁判所が、他の国で発生した損害についても判断しうるかについては、疑問の余地があろう。なぜなら原告は、競合管轄を利用し、単に僅かな損害が生じたにすぎない場所の裁判所で訴えを提起することにより、そこで損害の全体について包括的に請求できることになる一方で、被告は、僅かな損害が生じたにすぎない国で、損害全体についての応訴を強いられることになりうるからである。そのため欧州司法裁判所は、被害者は、自分が損害を蒙ったと主張しているすべての国の裁判所で訴えを提起することができるが、これらの裁判所は、それぞれの国で生じた損害についてのみ管轄を有する、との判断を下した。その理由は、各結果発生地国の裁判所は、その国で生じた損害を評価し、相当な損害の範囲を決定するについて、場所的に最も適切な位置にある、という点に求められている。

しかしながら、Shevill 判決のアプローチによれば、被告がその本拠地を EU 以外の国に置く場合、原告は、複数国で複数の訴訟を起こす労力、費用を覚悟しなければ、実際にはかなりの損害部分の賠償請求を放棄せざるを得ないことにもなりえよう。これでは訴訟経済に反する結果になりうるほか、損害発生地を選ぶ原告の正当な管轄選択権を奪うことにもなりうる、との批判がある。加えて、国際的な権利追求の容易化のためには、当事者間の紛争が一つの訴訟で最終的に解決されうることについての利益も無視できないであろう。そのため、新ハーグ条約準備草案 10 条 4 項は、原則として欧州司法裁判所のアプローチを踏襲した上で、但書きにおいて、結果発生地管轄以外に、原告の常居所地という、もう一つの管轄連結点を要求している。即ち、10 条 4 項但書きは、原告が結果発生地国に常居所地をもつ場合、かかる結果発生地国は、全ての損害について管轄を有すると規定する。このような結果発生地管轄の制限は、国際名誉毀損事件や国際環境汚染事件の管轄決定については必要かつ有用な手法であると思われるが、被告の原因行為によって、同一原告が同時に複数国で被害を受けることが、通常考えられない国際製造物責任事件においては、考慮する必要がないというべきである。

これに対して、国際製造物責任事件においては、ある国で製造された製品が他国に輸出

され、その後製造者が予期しない場所で使用された結果、そこで被害を惹起した場合に、結果発生地主義の機械的適用が製造者側に過酷な結果を生じないかが問題とされなければならない。このような見地からすると、結果発生地管轄の拡大を、製造者の予見可能性によって制限することが考えうるものであり、実際、アメリカの判例や日本の一部の判例・学説は、結果発生地として管轄をもちうる法廷地での応訴が被告に予見可能であることを要求している。

(1) アメリカ法における「予見可能性」要件

アメリカ法上の裁判管轄規則は、主として、合衆国最高裁の判例法理によって規整されてきた。そこでの考え方については、連邦制度の下で、各州司法権の独立・平等を維持するという観点から、伝統的に属地主義的な考え方が強かったということができよう。州の裁判所が、どのような民事事件に対して管轄権を行使しうるかは、基本的にはそれぞれの州法に委ねられるが、法廷地州外の者に対する特別管轄の行使は、他州の司法権限を侵害しないことを保障するため、合衆国憲法第14修正におけるデュー・プロセス条項によって制約される。このデュー・プロセス条項の下では、州裁判所の管轄権の有無は、州外被告と法廷地との間に「最小限の関連」が認められるどうか、さらに、かかる管轄行使が、「フェア・プレイと実質的正義」という伝統的な概念に反していないかどうか、という二段階の審査によって判断される。そして、「最小限の関連」の有無は、被告による「意図的行為」の有無によって判断される。即ち、意図的に法廷地州で活動を行う特権を利用することによって、被告が法廷地州の法律の利益と保護を享受する場合に、被告と法廷地との間の「最小限の関連」が肯定されてきた。

1960年代以後、合衆国の多くの州は、自州の管轄権について、管轄原因を列挙するロング・アーム法を制定することになった。ロング・アーム法における不法行為管轄規定は、一般に、被告による行為の性質・量や継続性の有無を問わず、被告の行為そのもの、またはその行為に起因する効果が法廷地州において発生する場合に、裁判所の対人管轄を根拠づけている。このようなルールは *single-act statute* とも呼ばれるが、これは、その機能や目的において、大陸法系諸国における土地管轄規則と類似している。しかし、上で述べたように、アメリカ法上、管轄権は制定法上の根拠をもつだけでは足りず、さらにデュー・プロセス条項によって制約されている。このような状況の下で、涉外不法行為事件、とりわけ涉外製造物責任訴訟につき、合衆国の下級裁判所は、自州の管轄権行使がデュー・プロセスの要請に適合しているかの判断にあたって、いわゆる「通商の流れ」理論をしばしば用いてきた。この理論によれば、製造者等の責任主体は、直接間接を問わず、「通商の流れ」に沿って製品が流通している法廷地において、当該製品が人身事故を惹起した場合、法廷地の管轄に服すべきであるとされる。従って、このような要件を充足する限り、被告の一回限りの行為であっても、これに対する結果発生地の管轄権行使は妥当視されることになる。これは、結果的には、日本法上の結果発生地管轄の解釈と同様の帰結をもたらす。しかしながら、第一章において詳述したように、不法行為地主義に対する反動を惹起する最大の要因の一つは、不法行為地、とりわけ結果発生地の偶然性に対する疑問である。そこで合衆国最高裁は、*World-Wide Volkswagen* 事件判決において、この点について新たな解決策を示した。

この事件において、事故を惹起した製品は、商業的な流通の結果としてではなく、原告個人の旅行ないし移動によって法廷地州に持ち込まれた。従って、被告の予想できない場所で損害が発生したということが出来るため、単なる事故発生地に管轄を認めることの妥当性が問われるに至ったわけである。事故当時、事故地であるオクラホマ州のロング・アーム法は結果発生地に管轄を認めており、また「通商の流れ」理論に照らしても、同州の管轄権を肯定するのは、極めて自然なことであつた。大陸法的視点から見ても、この結論は動かないといえよう。ところが合衆国最高裁は、本件において、偶然的な事故発生地にすぎないオクラホマ州の管轄権を否定し、「通商の流れ」理論の適用に制限を加えた。その理由としてあげられたのは次の点である。即ち、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項のもとで、被告と法廷地州との関連性は、訴訟の維持が「フェア・プレイと実質的正義」という伝統的な概念に反しないようなものでなければならず、かつ、被告法人を法廷地で提起された訴訟に応訴させるに足る合理性を備えたものでなければならない。デュー・プロセス条項の適用にあたっては、被告の予見可能性の有無が重要性をもつが、これは、単に製品が法廷地州に持ち込まれうることの可能性では足りず、むしろ、被告の行為と法廷地との間の関連性から、被告自身が、法廷地の裁判所に出頭させられうることを合理的に予見できることを意味する、と。さらに同最高裁は、被告が法廷地において活動を行う特権を意図的に享受する場合、ここでいう予見可能性が肯定されるとした。本件のような場合、被告は、意図的に法廷地州で活動を行う特権を利用することによって、法廷地州の法律の利益と保護を享受するような行為を行ったとはいえず、被告と法廷地との間に「最小限の関連」を認めることはできない、と。

本件においては、法廷地での訴訟に関する被告の「予見可能性」という概念が、はじめで合衆国最高裁によって採用された。問題は、この予見可能性の有無をいかに証明すべきかであるが、これについては、合衆国最高裁の *Asahi* 事件判決及びそれ以降の下級裁判所の判例から、一定の示唆を得ることが出来るように思われる。

結果発生地管轄の正当性を根拠づけてきた「通商の流れ」理論は、1987年に下された合衆国最高裁の *Asahi* 事件判決において、被告の「意図的行為」要件と抵触することになった。即ち、製造物責任の責任主体が、単に製品を流通の過程におくことが、法廷地に向けて行った「意図的行為」に該当するか否か、という問題である。しかし、この問題について、合衆国最高裁判所は絶対多数意見に到達することができなかったため、同判決の先例性はやや疑問視されており、同判決以降の連邦控訴裁判所も、二つの相対多数意見のいずれに追随するかによって、「通商の流れ」理論の妥当性につき、賛否両論の様相を呈している。

「通商の流れ」理論に妥当性を認めるか否かは、管轄原因の審理手続、即ち管轄原因事実についての原告の証明責任に大きな影響を及ぼす。つまり、涉外製造物責任訴訟の場合、「通商の流れ」理論を用いて結果発生地管轄を認める連邦巡回区控訴裁判所においては、一般に、管轄原因事実について、原告は「一応の証明」をすれば足りるものとされる。例えば、ロング・アーム法の嚆矢となったイリノイ州を管轄する第7巡回区連邦控訴裁判所は、現在でも通商の流れ理論の妥当性を認めているが、同裁判所の判例によれば、製造物責任訴訟の原告は、彼が主張する人身損害の発生地が裁判所の管轄区域内にあることを証明すれば足り、かかる人身損害を惹起した欠陥製品を商業的流通の過程においた製造者・

販売者その他の責任主体は、同州のロング・アーム法の規定及び「通商の流れ」理論により、法廷地州の対人管轄に服するものとされる。

他方において、通商の流れ理論を否定する、あるいはその理論の適用に慎重な姿勢を示す連邦巡回区控訴裁判所においては、管轄原因事実の証明について、原告の証明責任を厳格に求める傾向が窺われる。つまり、これらの判例は、管轄原因事実の証明について、被告が法廷地における製品の流通に直接的・間接的に関与したことや契約の有無についての証明を、原告に要求している。なぜなら、かような関与ないし契約の存在は、被告が意図的に法廷地法からの保護や恩恵を享受するかどうかという、「意図的行為」要件の判断に決定的だからである。もし原告が、被告が直接に欠陥製品を法廷地に持ち込んだこと、あるいは、他の販売ルートを通じて、間接的に法廷地での製品の販売に携わっていたことを証明すれば、対人管轄における「最小限の関連」は、かような被告の「意図的行為」要件によって認められ、被告は法廷地での訴訟について予見可能だったとされることになる。

(2) 予見可能性についての日本法上の解釈論

アメリカ法において、「通商の流れ」理論に基づいて製造物責任事件の事故発生地管轄を認めることは、大陸法における結果発生地管轄の解釈と、同一の結果に導く。もっとも、日本法における国際裁判管轄の判断は、アメリカ法のような憲法による直接的制約を受けていないこと、また、特別裁判籍が、被告と法廷地との関係ではなく、訴訟物または事件と法廷地との関係に基づいて定められることから、「通商の流れ」理論のような考え方は、日本における製造物責任事件の国際裁判管轄の解釈を考えるにあたり、必要でないというべきであろう。

これに対して、結果発生地管轄の不当な拡大を防止するという観点からすれば、法廷地での訴訟につき、被告の「予見可能性」を要求することは、日本における製造物責任事件の国際裁判管轄を考えるに際しても、検討に値するように思われる。現在の日本の学説・判例においては、国際裁判管轄の決定につき、「特段の事情」判断という柔軟な判断枠組みがとられており、平成9年最高裁判決においても、法廷地での訴え提起が被告の予測範囲を越えるか否かが、「特段の事情」の判断材料の一つとされることから¹、「特段の事情」判断のための一要素として、予見可能性という新たな概念を盛り込むことに、特に大きな困難はないというべきではなかろうか。

確かに、予見可能性という概念については、これを「語義とおり主観的なものとして理解する限り、それがどのような心的状態を指すのか分明でない点があり、仮に分明になったとしてもその状態になるかどうかは人によって異なるであろうから、基準として不安定ともいえよう」との批判がなされてきた²。しかし、アメリカ判例の検討からも示唆されるように、予見可能性という要件は、必ずしも被告の主観的意思だけを問題にするものではなく、被告の客観的行為の有無を中心として判断されるべきものである。つまり、国際製造物責任訴訟の場合、被告が法廷地における製品の流通につき直接的・間接的に関与し

1 判時1626号76頁。

2 高橋・36頁。

たことや、他の流通業者との間に契約関係があることなどが、判断の客観的指標として参考とされなければならない。換言すると、被告が直接に欠陥製品を法廷地に持ち込んだり、あるいは、他の販売ルートを通じて、間接的に法廷地での製品の販売・流通に携わっていたというような事情があれば、結果発生地である法廷地での訴訟について、被告の「予見可能性」は肯定されることになるであろう。

このような「予見可能性」要件による制約は、新ハーグ条約準備草案10条1項(b)において明示的に採用されており、そこでは、各国手続法の差異を顧慮した上で、予見可能性についての証明責任が、原告ではなく被告に課されている。新ハーグ条約の帰趨についてはなお明確でないといわざるをえないが、同様の解釈は、日本の現行民事訴訟法における証明責任論のもとでも可能であるように思われる。つまり、民事訴訟法上、証明責任は、訴訟の全過程を通じて、当事者の訴訟活動と裁判所の訴訟指揮の指標として機能する。裁判所は、各当事者にその事項の主張、立証を尽くさせるように指揮しなければならない。原告による請求原因事実の主張に対して、被告は、答弁書その他の準備書面でこれを否認するか、自白するか、場合によっては抗弁事実を提出することになる。被告の陳述が抗弁である場合、それに対する原告の態度が否認なら、裁判所は、その抗弁事実につき被告の立証を促すべきであり、即ち、抗弁事実については、一般に被告が証明責任を負う³。日本の判例・多数説によれば、不法行為の国際裁判管轄の審査に際して、原告は、管轄原因事実について「一応の証明」をなすべき義務を負う。即ち、管轄原因事実の存否については、原則として原告の証明責任を負い、「一応の証明」が行われれば、日本に国際裁判管轄原因としての「不法行為地」の存在が認められることになる。他方、不法行為地の存在が認められる場合でも、法廷地での訴訟が被告にとって予測不可能であると思われる場合、裁判所としては、これを被告の抗弁事項と解して、被告にそれについての証明を促すことができるものと解される。そして、もし被告が、直接に欠陥製品を法廷地に持ち込んでいないこと、あるいは、他の販売ルートを通じて、間接的に法廷地での製品の販売に携わっていないことを証明すれば、裁判所は、国際裁判管轄を否定すべき「特段の事情」があるとして、原告の訴えを却下すべきであろう。

3 中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕・新民事訴訟法講義〔1999年〕300－301頁（青山善充）、中野貞一郎・現代民事訴訟法入門〔1987年〕201－202頁。

主要参考文献（以下の文献については、原則として著者名のみで引用した）

一 邦語文献

- 池原季雄「国際的裁判管轄」新・実務民事訴訟講座7〔1982年〕3頁
- 池原季雄＝平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」実務民事訴訟講座6〔1971年〕3頁
- 石川明＝小島武司編・国際民事訴訟法〔1994年〕31頁（小島武司＝猪股孝史）
- 石黒一憲「涉外訴訟における訴え提起」講座民事訴訟（2）〔1984年〕27頁
- 同・現代国際私法（上）〔1990年〕
- 同・国際民事訴訟法〔1996年〕
- 入稻福智「管轄および執行に関する EEC 条約に関する EC 裁判所の近時の判例研究」石川明＝三上威彦編・国際民事訴訟の基本問題〔1994年〕235頁
- 江泉芳信「アメリカ合衆国における対人管轄権とロング・アーム法」法研論集12号〔1975年〕25頁
- ゴットヴァルト「国際裁判管轄の妥当性と実効性－ブラッセル条約の改正について－」甲南法学41巻1＝2号〔2000年〕3頁（中野俊一郎訳）
- 小林秀之・製造物責任訴訟〔1991年〕
- 同「国際製造物責任訴訟の近時の動向（下）」判タ711号〔1990年〕24頁
- 同・新版アメリカ民事訴訟法〔1996年〕
- 小林秀之＝原強＝伊藤茂幸「アメリカにおける製造物訴訟の手續上の問題」判タ673号〔1988年〕121頁
- 小室直人「民事訴訟における職権調査の諸問題」訴訟物と既判力〔1999年〕231頁
- 斎藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二編・注解民事訴訟法1〔第2版・1994年〕（小室直人、松山恒昭）
- 新堂幸司・新民事訴訟法〔1998年〕
- 兼子一＝松浦馨＝新堂幸司＝竹下守夫・条解民事訴訟法〔1986年〕25頁（新堂幸司）
- 高橋宏志「国際裁判管轄－財産関係事件を中心に－」澤木敬郎＝青山善充編・国際民事訴訟法の理論〔1987年〕31頁
- 竹下守夫「判例から見た国際裁判管轄」NBL368号〔1987年〕19頁
- 田中英夫・英米法総論（上）（下）〔2000年〕
- 新堂幸司＝小島武司編・注釈民事訴訟法（1）〔1991年〕86頁（道垣内正人）
- 中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約（1）（2・完）」民商122巻3号〔2000年〕427頁、4＝5号〔2000年〕738頁
- 野村美明「アメリカにおける州裁判管轄権理論の最近の動向－最高裁判決を中心に－」阪法122号〔1982年〕25頁
- 同「アメリカにおける国際事件の裁判管轄権問題（1）－（4・完）」阪法126号〔1983年〕91頁、127号〔1983年〕67頁、131号〔1984年〕55頁、132号〔1984年〕65頁
- 同「アメリカの州裁判管轄権理論の構造と動向」阪法49巻3＝4号〔1999年〕377

頁

- 浜上則雄「国際取引における生産物責任訴訟の問題」新・実務民事訴訟講座6〔1983年〕303頁
- 松岡博「国際的裁判管轄」現代契約法大系9〔1985年〕268頁
- 同「国際取引における裁判管轄」阪法124号〔1982年〕1頁
- 松本博之「訴訟要件に関する職権調査と裁判上の自白—職権調査に関する一考察—」法雑35巻3=4号〔1989年〕119頁
- 山本和彦「国際民事訴訟法」斉藤秀夫=小室直人=西村宏一=林屋礼二編著・注解民事訴訟法(5)〔第2版、1991年〕395頁
- 吉野正三郎=小田敬美「EC民事訴訟法について」判タ732号〔1990年〕64頁
- 木棚照一=松岡博=渡辺惺之・国際私法概論〔第3版、1998年〕241頁(渡辺惺之)
- 谷口安平=井上治典編・新判例コンメンタール民事訴訟法(1)〔1993年〕58頁(渡辺惺之)

二 英語文献

- Adams, *World-Wide Volkswagen v. Woodson-The Rest of the Story*, 72 Neb.L.Rev. 1123 (1993)
- Born, *International Civil Litigation in United States Courts* (3d ed. 1996).
- Casad & Richman, *Jurisdiction in Civil Actions* (3d ed. 1998).
- Currie, *The Growth of The Long Arm: Eight Years of Extended Jurisdiction in Illinois*, 1963 U.Ill.L.F. 533
- Dayton, *Personal Jurisdiction and the Stream of Commerce*, 7 Rev. LITIG.239 (1988)
- Dittfurth, *The Concepts and Methods of Federal Civil Procedure* (1999)
- Field= Kaplan= Clermont, *Materials for a Basic Course in Civil Procedure* (7th ed. 1998)
- Freedman, *International Products Liability* (1995)
- Friedenthal= Kane= Miller, *Civil Procedure* (3d ed. 1999)
- Gelfand, *A Dissenting View of Asahi Metal Industry Co., Ltd. v. Superior Court*, 39 S.C. L. Rev. 873 (1988)
- Hazard, *American Civil Procedure: An Introduction* (1993)
- Marcus= Redish= Sherman, *Civil Procedure: A Modern Approach* (3d ed. 2000)
- Moe, *Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court: The Stream of Commerce Doctrine, Barely Alive but Still Kicking*, 76 Geo. L.J. 203 (1987)
- Murphy, *Personal Jurisdiction and the Stream of Commerce Theory: A Reappraisal and a Revised Approach*, 77 Ky. L.J. 243 (1989)
- Richman, *Understanding Personal Jurisdiction*, 25 Ariz. St. L.J. 599 (1993)
- Schlosser, *Product Liability*, in: McLachlan & Nygh (ed.) *Transnational Tort Litigation: Jurisdictional Principles*, 59 (1996)
- Scoles & Hay, *Conflict of Laws* (2d ed. 1992)
- Stravitz, *Sayonara to Minimum Contacts: Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court*, 39 S.C. L. Rev. 729 (1988)
- Subrin= Minow= Brodin= Main, *Civil Procedure: Doctrine, Practice, and Context* (2000)

Vernon=Weinberg=Reynolds=Richman, Conflict of Laws: Cases, Materials and Problems (1990).

Weber, *Purposeful Availment*, 39 S.C.L.Rev.815 (1988)